総合オープン通信網サービス契約約款

令和７年４月１日

ＫＤＤＩ株式会社

目　　次

第１章　総則

第１条　約款の適用
第２条　約款の変更
第３条　用語の定義

第２章　総合オープン通信網サービスの種類等

第４条　総合オープン通信網サービスの種類
第５条　総合オープン通信網サービスの品目等
第６条　外国における取扱制限

第３章　総合オープン通信網サービスの提供区間等

第７条　総合オープン通信網サービスの提供区間等

第４章　総合オープン通信網契約

第１節　第１種総合オープン通信網契約

第８条　削除
第９条　契約の単位
第10条　第１種総合オープン通信網契約申込の方法
第11条　第１種総合オープン通信網契約申込の承諾
第11条の２　基本機能
第12条　端末回線の終端
第13条　端末回線の収容
第14条　第１種総合オープン通信網サービスの品目等の変更
第15条　加入契約回線又は端末回線の移転
第16条　削除
第17条　加入契約回線と当社の電気通信回線との接続
第18条～第20条　削除
第21条　第１種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断
第22条　第１種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡
第23条　第１種総合オープン通信網契約者が行う第１種総合オープン通信網契約の解除
第24条　当社が行う第１種総合オープン通信網契約の解除
第25条　その他の契約内容の変更
第26条　その他の提供条件

第２節　削除

第27条～第31条　削除

第３節　削除

第32条～第40条　削除

第４節　削除

第41条～第46条　削除

第５節　第５種総合オープン通信網契約

第47条　契約の単位
第48条　第５種総合オープン通信網契約申込の方法
第49条　第５種総合オープン通信網契約申込の承諾
第49条の２　第５種総合オープン通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止
第50条　その他の契約内容の変更
第51条　その他の提供条件

第６節　削除

第52条～第57条　削除

第７節　第７種総合オープン通信網契約

第57条の２　契約の種別
第58条　第７種総合オープン通信網契約申込の方法
第59条　第７種総合オープン通信網契約申込の承諾
第59条の２　他社接続回線との接続
第59条の３　他社接続回線接続変更
第60条　その他の契約内容の変更
第61条　その他の提供条件

第８節　第８種総合オープン通信網契約

第62条　第８種総合オープン通信網契約申込の方法
第62条の２　契約の単位
第63条　第８種総合オープン通信網契約申込の承諾
第64条　その他の契約内容の変更
第64条の２　当社契約者回線の終端
第64条の３　当社契約者回線の収容
第64条の４　当社契約者回線の移転
第65条　その他の提供条件

第９節　第９種総合オープン通信網契約

第66条　契約の単位
第66条の２　第９種総合オープン通信網契約申込の方法
第67条　第９種総合オープン通信網契約申込の承諾
第68条　その他の契約内容の変更
第69条　その他の提供条件

第70条～第71条　削除

第10節　削除

第72条～第74条　削除

第11節　削除

第75条～第79条　削除

第５章　付加機能

第80条　付加機能の提供
第81条　付加機能の利用の一時中断
第82条　付加機能の接続休止

第６章　利用中止等

第83条　総合オープン通信網サービスの利用中止
第84条　総合オープン通信網サービスの利用停止
第85条　総合オープン通信網サービスの接続休止

第７章　通信

第１節　通信利用の制限等

第86条　通信利用の制限等
第86条の２　同上
第87条　当社又は協定事業者の契約約款等による制約
第88条　音声通信の品質

第２節　利用速度又は接続通信時間の測定等

第89条　利用速度又は接続通信時間の測定等

第３節　発信電気通信番号通知

第90条　発信電気通信番号通知

第８章　削除

第91条～第93条　削除

第９章　回線相互接続

第94条　回線相互接続

第10章　料金等

第１節　料金及び工事に関する費用

第95条　料金及び工事に関する費用

第２節　料金等の支払義務

第96条　定額利用料の支払義務
第96条の２　ユニバーサルサービス料の支払義務
第96条の３　電話リレーサービス料の支払義務
第97条　利用料の支払義務
第98条　工事費の支払義務

第３節　料金の計算方法等

第99条　料金の計算方法等

第４節　割増金及び延滞利息

第100条　割増金
第101条　延滞利息

第５節　協定事業者に係る債権の譲受等

第102条　協定事業者に係る債権の譲受等

第11章　最低利用期間

第103条　最低利用期間

第12章　保守

第104条　総合オープン通信網契約者の維持責任
第105条　総合オープン通信網契約者の切分責任
第106条　修理又は復旧の順位

第13章　損害賠償

第107条　責任の制限
第108条　免責

第14章　雑則

第109条　承諾の限界
第110条　利用に係る総合オープン通信網契約者の義務
第111条　総合オープン通信網契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等
第112条　総合オープン通信網契約者からの通知
第112条の2　総合オープン通信網契約者に係る情報の取得
第113条　総合オープン通信網契約者の氏名等の通知
第114条　協定事業者からの通知
第114条の２　注意喚起
第114条の３　送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処
第115条　総合オープン通信網契約者に係る情報の利用
第116条　協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行
第117条　協定事業者による総合オープン通信網サービスに係る料金の回収代行
第118条　総合オープン通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧
第119条　法令に規定する事項
第120条　閲覧

第15章　附帯サービス

第121条　附帯サービス

別記

１　総合オープン通信網サービスの提供区間
２　加入契約回線と接続することができる当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線
３　削除
４　総合オープン通信網契約者の地位の継承
５　総合オープン通信網契約者の氏名等の変更
６　総合オープン通信網契約者の禁止行為
７　総合オープン通信網契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等
８　自営端末設備の接続
９　自営端末設備に異常がある場合等の検査
10　削除
11　削除
12　自営電気通信設備の接続
13　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
14　削除
15　削除
16　当社の維持責任
17　ＩＰアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等
18　削除
19　利用明細書等の発行
20　協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
21　端末設備の提供
22　新聞社等の基準
23　総合オープン通信網サービスに係る技術資料の項目
24　削除
25　カスタマコントロールの提供

料金表

通則

第１　基本利用料
１　第１種総合オープン通信網サービスに係るもの
２～４　削除
５　第５種総合オープン通信網サービスに係るもの
６　削除
７　第７種総合オープン通信網サービスに係るもの
８　第８種総合オープン通信網サービスに係るもの
９　第９種総合オープン通信網サービスに係るもの
第２　付加機能利用料
第３　削除
第４　工事費
第５　附帯サービスに関する料金等

第６　ユニバーサルサービス料
第７　電話リレーサービス料

料金表別表　削除

別表１　総合オープン通信網サービスにおける基本的な技術的事項
別表２　削除
別表３　音声通信サービスＩにおける本邦外又は特定衛星端末への通信に係る取扱い地域等
別表４　削除
別表５　削除
別表６　基本機能
別表７　当社が別に定める電気通信回線（番号変換サービスに係るもの）
別表８　当社が提供する端末設備の提供条件

附則

附則別表　削除

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、この総合オープン通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより総合オープン通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、総合オープン通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、当社指定のホームページその他相当の方法でにおいて周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

２　当社は、事業法施行規則第22条の２の３第２項第１号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　　語　　の　　意　　味
１　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
２　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
３　総合オープン通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備（７の２欄に定める契約事業者の卸電気通信役務に係る伝送路設備等を含みます。）をいいます。以下同じとします。）
４　総合オープン通信網サービス	総合オープン通信網を使用して行う電気通信サービス
５　総合オープン通信網サービス取扱所	総合オープン通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
６　総合オープン通信網契約	当社から総合オープン通信網サービスの提供を受けるための契約
７　総合オープン通信網契約者	当社と総合オープン通信網契約を締結しているもの
７の２　契約事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第29条第１項第10号に規定する卸電気通

	信役務を当社に提供する電気通信事業者（事業法第９条の登録を受けたもの又は事業法第16条第１項の届出をしたものをいいます。以下同じとします。）
８　相互接続点	（１）当社（契約事業者を含みます。以下この（１）において同じとします。）と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法第33条第９項若しくは同条第10項又は第34条第４項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定を含みます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点 （２）当社のパワードイーサネットサービスに係るアクセス回線に係る電気通信設備と総合オープン通信網との接続点
９　協定事業者	当社（別に定める場合に限ります。）又は当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
10　特定事業者	特定の協定事業者
11　携帯・自動車電話事業者	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第３条第１号に規定する携帯無線通信による電気通信サービスを提供する電気通信事業者
12　削除	削除
13　他社接続回線	加入契約回線（第７種総合オープン通信網サービスに係るものに限ります。）と接続する当社のイーサネット通信サービス契約約款に定めるイーサネットアクセス回線又は加入契約回線（第５種総合オープン通信網サービスのコースＩに係るもの若しくは第９種総合オープン通信網サービスの帯域確保型に係るものに限ります。）と相互接続点を介して相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の専用サービス、ディジタルデータ伝送サービス、ＤＳＬサービス、ＬＡＮ型通信網サービス、データ伝送サービス、高速ＩＰネットワークサービス、高速イーサネット専用サービス、イーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス、イーサネット網サービス又はＩＰ通信網サービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
14　特定他社接続回線	特定事業者に係る他社接続回線であって、当社がその料金を設定するもの
15　取扱所交換設備	電気通信回線を収容するために総合オープン通信網サービス取扱所に設置される交換設備
16　端末回線	総合オープン通信網契約に基づいて設置される電気通信回線であって、その電気通信回線の終端（加入契約回線と接続するものを除きます。以下「端末回線の終端」といいます。）とその直近の総合オープン通信網サービス

	取扱所に設置する電気通信設備との間の電気通信回線
17　端局	端末回線を収容する総合オープン通信網サービス取扱所
18～19　削除	削除
20　第３種端末回線	１の部分の設置場所が収容される端局と同一の地域内にある端末回線（別表１（総合オープン通信網サービスにおける基本的な技術的事項）４（第８種総合オープン通信網サービス）に規定する技術的条件に係るものに限ります。）
21　加入契約回線	（１）相互接続点を介して他社接続回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備 （２）端局を介して端末回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備 （３）アクセスポイント（料金表第１（基本利用料）５（第５種総合オープン通信網サービスに係るもの）に定める特定通信限定利用型に係るものを除きます。）を介して別記２に定める当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備
22　当社契約者回線	取扱所交換設備とその取扱所交換設備が設置されている総合オープン通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所（以下「当社契約者回線の終端」といいます。）との間に設置される電気通信回線
23　加入契約回線等	加入契約回線又は当社契約者回線
24　イーサネット回線	当社が別に定める電気通信事業者の電気通信設備を使用して当社が総合オープン通信網サービスの提供を行うために設置する電気通信回線
25　他社契約者回線	相互接続点を介して総合オープン通信網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の電話サービス、総合ディジタル通信サービスに係る契約に基づいて当該協定事業者の事業所に設置される交換設備と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
26　利用回線	相互接続点を介して総合オープン通信網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者のＩＰ通信網サービスに係る契約に基づいて当該協定事業者の事業所に設置される交換設備と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
26の２　ａｕ契約者回線	当社又は沖縄セルラー電話株式会社のｐｏｖｏ１．０通信サービス契約約款若しくはｐｏｖｏ２．０通信サービス契約約款、ａｕ(５Ｇ)通信サービス契約約款又はａｕ(ＬＴＥ)通信サービス契約約款（以下あわせて「ａｕ約款」といいます。）に定める契約者回線（ｐｏｖｏ１．０通信サービス若しくはｐｏｖｏ２．０通信サービス、５Ｇサービス、ＬＴＥサービス又はローミングに係るものであって５Ｇシングル及びＬＴＥシングルのものを除き

	ます。） 注)ここに定める「契約者回線」には、当社又は沖縄セルラー電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供するＭＶＮＯサービス（電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」といいます。)に定める仮想移動電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)に係る電気通信回線を含みます。
26の３　ＵＱｍ契約者回線	当社又は沖縄セルラー電話株式会社のＵＱ　Ｍｏｂｉｌｅ通信サービス契約約款及びＵＱ　Ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ契約約款（以下「ＵＱｍ約款」といいます。）に定める契約者回線（ＵＱ　Ｍｏｂｉｌｅ通信サービス契約約款に定める契約者回線については、デュアルサービス又はローミングに係るものに限ります。）
27　公衆電話	協定事業者が街頭その他の場所に電話機等（電話機及びそれに付随する設備をいいます。以下同じとします。）を設置して公衆の利用に供する協定事業者の電気通信サービス
28　第１種総合オープン通信網契約	当社から第１種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約
29　削除	削除
30　第１種総合オープン通信網契約者	当社と第１種総合オープン通信網契約を締結している総合オープン通信網契約者
31～36　削除	削除
37　第５種総合オープン通信網契約	当社から第５種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約
38　第５種総合オープン通信網契約者	当社と第５種総合オープン通信網契約を締結している総合オープン通信網契約者
39～40　削除	削除
41　第７種総合オープン通信網契約	当社から第７種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約（臨時第７種総合オープン通信網契約となるものを除きます。）
42　臨時第７種総合オープン通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第７種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約
43　第７種総合オープン通信網契約者	当社と第７種総合オープン通信網契約又は臨時第７種総合オープン通信網契約を締結している総合オープン通信網契約者
44　第８種総合オープン通信網契約	当社から第８種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約（臨時第８種総合オープン通信網契約となるものを除きます。）
45　臨時第８種総合オープン通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第８種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約
46　第８種総合オープン	当社と第８種総合オープン通信網契約又は臨時第８種総

通信網契約者	合オープン通信網契約を締結している総合オープン通信網契約者
47　第９種総合オープン通信網契約	当社から第９種総合オープン通信網サービスの提供を受けるための総合オープン通信網契約
48　第９種総合オープン通信網契約者	当社と第９種総合オープン通信網契約を締結している総合オープン通信網契約者
49～52　削除	削除
53　特定装置	総合オープン通信網サービス取扱所に設置された特定のドメイン名管理装置及び情報の蓄積又は転送等を行う装置等
54　アクセスポイント	総合オープン通信網と当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点
55　ユーザＩＤ	第５種総合オープン通信網契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社が第５種総合オープン通信網契約に基づいて当該総合オープン通信網契約者に割当てるもの
55の２　お客様ＩＤ	第５種総合オープン通信網契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、協定事業者が第５種総合オープン通信網契約に基づいて当該総合オープン通信網契約者に割当てるもの
56　パスワード	第５種総合オープン通信網契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当該総合オープン通信網契約者が当社に通知するもの
57　接続通信時間	他社契約者回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続し、通信を行った時間
58　月間累積接続通信時間	１ユーザＩＤごとに接続通信時間を料金月（１の暦月の起算日（当社が総合オープン通信網契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）単位に通信が開始された順に累積したもの
59　他社接続通信	相互接続点を介して総合オープン通信網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う通信
60　音声通信	インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する通信
61　請求者	当社が提供する音声通信サービス（料金表第２（付加機能利用料）に定める音声通信サービスＩをいいます。以下同じとします。）に係る音声通信を行う者
62　対話者	請求者が当社の提供する音声通信サービスに係る音声通信を行おうとする相手
63　ケーブル陸揚局	複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所
64　船舶地球局	当社の海事衛星通信サービス契約約款に定める海事衛星通信を取り扱う船舶に設置された地球局
65　削除	削除

66　携帯移動地球局	当社の携帯移動衛星通信サービス契約約款に定める携帯移動衛星通信を取り扱うために設置された地球局
67　固定衛星地球局	複数地点間の電気通信のために用いられる衛星回線（当社が指定する人工衛星を経由して設定される電気通信回線をいいます。以下同じとします。）の設定に係る地球局であって、船舶地球局及び携帯移動地球局以外のもの
68　独自ドメイン名	総合オープン通信網契約者が所有するドメイン名（株式会社日本レジストリサービス（以下「ＪＰＲＳ」といいます。）等によって割当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）
69　ＩＰアドレス	インターネットプロトコルバージョン４で定められているアドレス（インターネットで利用可能なものに限ります。）
70　ＩＰｖ６アドレス	インターネットプロトコルバージョン６で定められているアドレス（インターネットで利用可能なものに限ります。）
71　端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
72　端末回線等	端末回線及び当社が設置する端末設備
73　自営端末設備	総合オープン通信網契約者が設置する端末設備
74　自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信回線設備を設置するものに限ります。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
75　技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）、ＩＰルーティングサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件
76　消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
77～78　削除	削除
79　ユニバーサルサービス料	電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年６月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
79の2　電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和２年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和２年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
80　ＩＰｖ４／ＩＰｖ６	取扱所交換設備において、ＩＰｖ４パケットとＩＰｖ６

デュアルスタック機能	パケットの識別を行い、それぞれのパケットに係る通信を行うことができるようにする機能をいいます。
国際ネットワーク番号	ITU-T勧告E.164及びITU-T勧告E.164.1に基づきITUが割り当てる番号
国際ネットワーク	複数国に跨って提供されることを目的として国際ネットワーク番号を用いる電気通信サービス

第２章　総合オープン通信網サービスの種類等

（総合オープン通信網サービスの種類）

第４条　総合オープン通信網サービスには、次の種類があります。

第１種総合オープン通信網サービス（商品名：ＫＤＤＩインターネット イーサシェアライト、ＫＤＤＩインターネット イーサシェア、ＫＤＤＩ WVS Virtualデータセンターセキュア・インターネット）	加入契約回線を使用して提供する総合オープン通信網サービスであって、かつその総合オープン通信網内の通信について通信帯域を確保しないもの
第５種総合オープン通信網サービス（商品名：ＫＤＤＩインターネット Ｂｕｓｉｎｅｓｓ－ＩＳＤＮエコノミー、ＫＤＤＩインターネット Ｂｕｓｉｎｅｓｓ-ＤＳＬエコノミー又はＫＤＤＩインターネット イーサエコノミー）	利用回線又は端末回線（利用回線に相当するものに限ります。）を使用して行う総合オープン通信網サービスであって、かつその総合オープン通信網内の通信について通信帯域を確保しないもの
第７種総合オープン通信網サービス（商品名：ＫＤＤＩインターネットゲートウェイ（専用線接続））	次のいずれかの電気通信回線を使用して提供する総合オープン通信網サービスであって、かつその総合オープン通信網内の通信について通信帯域を確保することができるもの （１）削除 （２）端末回線 （３）別記２に定める当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線
第８種総合オープン通信網サービス（商品名：ＫＤＤＩインターネットゲートウェイ（データセンター接続）	当社契約者回線を使用して行う総合オープン通信網サービスであって、かつその総合オープン通信網内の通信について通信帯域を確保することができるもの
第９種総合オープン通信網サービス（商品名：KDDI Flexible Internet）	契約者が次のいずれかの接続方式のものを選択することにより提供される総合オープン通信網サービス（料金表第１（基本利用料）９に定めるものに限ります。） （１）帯域共有型FTTHアクセス （２）帯域共有型フレッツアクセス （３）帯域確保型

（総合オープン通信網サービスの品目等）

第５条　総合オープン通信網サービスには、料金表第１（基本利用料）に定める品目又は通信の態様による細目等があります。

（外国における取扱制限）

第６条　総合オープン通信網サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第３章　総合オープン通信網サービスの提供区間等

（総合オープン通信網サービスの提供区間等）

第７条　当社の総合オープン通信網サービスは、別記１に定める提供区間において提供します。

２　総合オープン通信網サービスには、サービスが提供できる地域に限り（以下「サービス提供地域」といいます。）があります。

３　当社は、当社が指定する総合オープン通信網サービス取扱所において、総合オープン通信網サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第４章　総合オープン通信網契約

第１節　第１種総合オープン通信網契約

第８条　削除

（契約の単位）

第９条　当社は、加入契約回線１回線ごとに１の第１種総合オープン通信網契約を締結します。この場合において、第１種総合オープン通信網契約者は、１の第１種総合オープン通信網契約につき１人に限ります。

（第１種総合オープン通信網契約申込の方法）

第10条　第１種総合オープン通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。

（１）総合オープン通信網サービスの種類

（２）第１種総合オープン通信網サービスの品目等

（３）削除

（４）削除

（５）端末回線の終端の設置場所（端末回線を使用する場合に限ります。）

（６）その他第１種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項

（第１種総合オープン通信網契約申込の承諾）

第11条　当社は、第１種総合オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　削除

３　当社は、前２項の規定にかかわらず、次の場合には、その第１種総合オープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

（１）申込みのあった第１種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備の設置又は保守が技術上著しく困難なとき。

（２）第１種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが総合オープン通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（３）削除

（４）第１種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが第84条(総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により総合オープン通信網サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う総合オープン通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

（５）第１種総合オープン通信網契約の申込みをしたものがその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

（６）第110条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（７）その申込みを承諾することにより、この約款又はその申込みに係る総合オープン通信網と相互に接続する当社の他の電気通信サービスに係る契約約款等の規定に反することとなるとき、又はそのおそれがあるとき。

（８）その他第１種総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障が

あるとき。
４　当社は、その申込みが料金表　第１(基本利用料)１(第１種総合オープン通信網サービスに係るもの)（１）適用（２）に規定するタイプＩａに係るもの（以下、第４章第１節内において「タイプＩａ」とします。）であるときは、その申込みが当社の光ダイレクトサービス契約約款に規定する光ダイレクト接続回線（タイプＳａ）に係る契約からの移行である場合を除き、前３項の規定にかかわらずその申込みを承諾しません。

（基本機能）
第11条の２　当社は、第１種総合オープン通信網サービス契約者（料金表第１（基本利用料）に定めるタイプⅣのものに限ります。）に対し、別表６に定める基本機能を提供します。

（端末回線の終端）
第12条　その加入契約者回線が端局を介して端末回線と接続するものである場合、当社は、端局（第１種総合オープン通信網契約者との協議により当社が指定した端局とします。）と同一の構内、同一の建物内又は同一の地域内の第１種総合オープン通信網契約者が指定した建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを端末回線の終端とします。
２　前項の地点は、第１種総合オープン通信網契約者との協議により当社が定めます。

（端末回線の収容）
第13条　端末回線は、その端末回線の終端のある場所に基づき当社が指定する端局に収容します。なお、通常の経路以外の経路により設置する異経路の扱いは行いません。
２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、端末回線を収容する端局を変更することがあります。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第106条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、端末回線を収容する端局を変更することがあります。

（第１種総合オープン通信網サービスの品目等の変更）
第14条　第１種総合オープン通信網契約者は、第１種総合オープン通信網サービスの品目等の変更の請求をすることができます。
　ただし、料金表第１（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
２　当社は、前項の請求があったときは、第11条（第１種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（加入契約回線又は端末回線の移転）
第15条　第１種総合オープン通信網契約者(その第１種総合オープン通信網サービスのタイプがタイプＩａに係るものは除きます。)は、加入契約回線又は端末回線の移転の請求をすることができます。
２　当社は、前項の請求があったときは、第11条（第１種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第16条　削除

（加入契約回線と当社の電気通信回線との接続）

第17条　第１種総合オープン通信網契約者は、その加入契約回線と別記２に定める電気通信回線（当社が提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）との接続の請求をすることができます。

２　当社は、前項の請求があったときは、第11条（第１種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

３　当社は、第１項の請求を承諾したときは、指定のあった加入契約回線と指定のあった電気通信サービスに係る電気通信回線との接続を行います。

第18条～第20条　削除

（第１種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断）

第21条　当社は、第１種総合オープン通信網契約者(その第１種総合オープン通信網サービスのタイプがタイプＩａに係るものは除きます。)から請求があったときは、第１種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断（当該第１種総合オープン通信網契約に基づいて利用する第１種総合オープン通信網サービスに係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（第１種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡）

第22条　第１種総合オープン通信網サービス利用権（第１種総合オープン通信網契約者が第１種総合オープン通信網契約に基づいて第１種総合オープン通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

２　第１種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により総合オープン通信網サービス取扱所に請求していただきます。

３　当社は、前項の規定により第１種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

（１）第１種総合オープン通信網サービス利用権を譲り受けようとするものが第１種総合オープン通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。

（２）その他第１種総合オープン通信網サービスに関する当社の業務遂行上著しい支障があるとき。

４　第１種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第１種総合オープン通信網契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（第１種総合オープン通信網契約者が行う第１種総合オープン通信網契約の解除）

第23条　第１種総合オープン通信網契約者は、第１種総合オープン通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う第１種総合オープン通信網契約の解除）

第24条　当社は、第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により総合オープン通信網サービスの利用停止をされた第１種総合オープン通信網契約者がなおその事実を解消しない場合は、その第１種総合オープン通信網契約を解除することがあります。
２　当社は、第１種総合オープン通信網契約者が第84条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、総合オープン通信網サービスの利用停止をしないでその第１種総合オープン通信網契約を解除することがあります。
３　当社は、当社及び第１種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、端末回線の撤去を行わなければならない場合であって、回線収容替え（その端末回線に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。）を行うことができないときには、その第１種総合オープン通信網契約(その第１種総合オープン通信網サービスのタイプがタイプＩａに係るものに限ります。)を解除することがあります。
４　当社は、前３項の規定により、その第１種総合オープン通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを第１種総合オープン通信網契約者に通知します。

（その他の契約内容の変更）
第25条　当社は、第１種総合オープン通信網契約者から請求があったときは、第10条（第１種総合オープン通信網契約申込の方法）第６号に規定する契約内容の変更を行います。
２　当社は、前項の請求があったときは、第11条（第１種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）
第26条　第１種総合オープン通信網契約に係るその他の提供条件については、別記５及び６に定めるところによります。

第２節　削除

第27条～第31条　削除

第３節　削除

第32条～第40条　削除

第４節　削除

第41条～第46条　削除

第５節　第５種総合オープン通信網契約

（契約の単位）

第47条　当社は、１のユーザＩＤ又はお客様ＩＤごとに１の第５種総合オープン通信網契約を締結します。この場合において、第５種総合オープン通信網契約者は、１の第５種総合オープン通信網契約につき１人に限ります。

（第５種総合オープン通信網契約申込の方法）

第48条　第５種総合オープン通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。

（１）総合オープン通信網サービスの種類

（２）利用回線に係る契約者回線番号（タイプ（料金表第１（基本利用料）５（第５種総合オープン通信網サービスに係るもの）（１）適用の表（２）欄に定めるタイプをいいます。以下この条において同じとします。）がタイプＩの場合に限ります。）

（３）料金表第１（基本利用料）５（第５種総合オープン通信網サービスに係るもの）（１）適用の表（３）の２に定める通信の利用に係る細目（タイプの種類がタイプⅡ、タイプⅤ、タイプⅥ又はタイプⅧの場合に限ります。）

（４）利用回線又は端末回線に係る終端の場所

（５）その他第５種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項

（第５種総合オープン通信網契約申込の承諾）

第49条　当社は、第５種総合オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第５種総合オープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

（１）申込みのあった第５種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備の設置又は保守が技術上著しく困難なとき。

（２）第５種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが総合オープン通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（３）その利用回線と総合オープン通信網との相互接続に関し、その利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

（４）第５種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により総合オープン通信網サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う総合オープン通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

（５）第５種総合オープン通信網契約の申込みをしたものがその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

（６）第110条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（７）その申込みを承諾することにより、この約款又はその申込みに係る総合オープン通信網と相互に接続する当社の他の電気通信サービスに係る契約約款等の規定に反することとなるとき、又はそのおそれがあるとき。

（８）その他第５種総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
３　前２項の規定にかかわらず、その第５種総合オープン通信網契約の申込みが、料金表第１（基本利用料）５（第５種総合オープン通信網サービスに係るもの）（１）適用の表（２）欄に定めるタイプⅠ又はタイプⅡを選択するものであるときは、当社は、その申込みを承諾しません。

（第５種総合オープン通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止）
第49条の２　第５種総合オープン通信網契約者が第５種総合オープン通信網契約に基づいて第５種総合オープン通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（その他の契約内容の変更）
第50条　当社は、第５種総合オープン通信網契約者から請求があったときは、第48条（第５種総合オープン通信網契約申込の方法）第５号に規定する契約内容の変更を行います。
２　当社は、前項の請求があったときは、第49条（第５種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）
第51条　第５種総合オープン通信網サービスの品目等の変更、加入契約回線又は端末回線の移転、第５種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断、第５種総合オープン通信網契約者が行う第５種総合オープン通信網契約の解除及び当社が行う第５種総合オープン通信網契約の解除については、第１種総合オープン通信網契約の場合に準じて取り扱います。
２　削除
３　前２項に規定するほか、第５種総合オープン通信網契約に係るその他の提供条件については、別記５及び６に定めるところによります。

第６節　削除

第52条～第57条　削除

第７節　第７種総合オープン通信網契約

（契約の種別）

第57条の２　第７種総合オープン通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

（１）第７種総合オープン通信網契約

（２）臨時第７種総合オープン通信網契約

２　前項の規定にかかわらず、その契約に係る加入契約回線が当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に規定する第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスのインターネット接続専用型に係る電気通信回線（以下「第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス」といいます。）と接続している場合は、当社は臨時第７種総合オープン通信網契約を提供しません。

３　前各項の規定にかかわらず、料金表第１（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（第７総合オープン通信網契約申込の方法）

第58条　第７種総合オープン通信網契約（臨時第７種総合オープン通信網契約を含みます。以下同じとします。）の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。

（１）総合オープン通信網サービスの種類

（２）第７種総合オープン通信網サービスの品目等

（３）相互接続点の所在場所（当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を使用する場合を除きます。）

（４）他社接続回線に係る協定事業者の電気通信サービスの種類、品目及び通信若しくは保守の態様による細目、区間並びに協定事業者の氏名又は名称（当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を使用する場合を除きます。）

（５）端末回線の終端の設置場所（端末回線を使用する場合に限ります。）

（６）その他第７種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項

（第７種総合オープン通信網契約申込の承諾）

第59条　当社は、第７種総合オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、臨時第７種総合オープン通信網契約の申込みがあった場合は、申込みのあった第７種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時第７種総合オープン通信網契約の申込みを承諾します。

３　当社は、前２項の規定にかかわらず、次の場合には、その第７種総合オープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

（１）申込みのあった第７種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備の設置又は保守が技術上著しく困難なとき。

（２）第７種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが総合オープン通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用（特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（３）その契約回線に係るイーサネット通信サービス契約約款に定めるイーサネットアクセス回線と相互に接続する他社接続回線との相互接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
（４）第７種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により総合オープン通信網サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う総合オープン通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
（５）第７種総合オープン通信網契約の申込みをしたものがその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
（６）第110条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
（７）その申込みを承諾することにより、この約款又はその申込みに係る総合オープン通信網と相互に接続する当社の他の電気通信サービスに係る契約約款等の規定に反することとなるとき、又はそのおそれがあるとき。
（８）その他第７種総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
４　当社は、前３項の規定にかかわらず、次の場合には、その第７種総合オープン通信網契約の申込みを承諾しません。
（１）第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る第７種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが、その申込みにあたり当社の指定するグローバルＩＰアドレス以外のグローバルＩＰアドレスの使用を請求したとき。

（他社接続回線との接続）
第59条の２　当社は、第７種総合オープン通信網契約の申込みをしたときは、第７種総合オープン通信網契約の申込みをしたもの又は第７種総合オープン通信網契約者から指定のあった相互接続点を介して、指定のあった他社接続回線と総合オープン通信網との接続を行います。

（他社接続回線接続変更）
第59条の３　当社は、第７種総合オープン通信網契約者から請求があったときは、その第７種総合オープン通信網サービスに係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。
２　当社は、前項の請求があったときは、第59条（第７種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）
第60条　当社は、第７種総合オープン通信網契約者から請求があったときは、第58条（第７種総合オープン通信網契約申込の方法）第５号に規定する契約内容の変更を行います。
２　当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）
第61条　契約の単位、端末回線の終端、端末回線の収容、第７種総合オープン通信網サービスの品目等の変更、加入契約回線又は端末回線の移転、加入契約回線と当社の電気通信回

線との接続、第７種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断、第７種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡、第７種総合オープン通信網契約者が行う第７種総合オープン通信網契約の解除及び当社が行う第７種総合オープン通信網契約の解除については、第１種総合オープン通信網契約の場合に準じて取り扱います。

２　前項に規定するほか、第７種総合オープン通信網契約に係るその他の提供条件については、別記５及び６に定めるところによります。

第８節　第８種総合オープン通信網契約

（第８総合オープン通信網契約申込の方法）

第62条　第８種総合オープン通信網契約（臨時第８種総合オープン通信網を含みます。以下同じとします。）の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。

（１）総合オープン通信網サービスの種類
（２）第８種総合オープン通信網サービスの品目等
（３）取扱所交換設備の所在場所
（４）当社契約者回線の終端の設置場所
（５）その他第８種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項

（契約の単位）

第62条の２　当社は、当社契約者回線１回線ごとに１の第８種総合オープン通信網契約を締結します。この場合において、第８種総合オープン通信網契約者は、１の第８種総合オープン通信網契約につき１人に限ります。

（第８種総合オープン通信網契約申込の承諾）

第63条　当社は、第８種総合オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、臨時第８種総合オープン通信網契約の申込みがあった場合は、申込みのあった第８種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時第８種総合オープン通信網契約の申込みを承諾します。

３　当社は、前２項の規定にかかわらず、次の場合には、その第８種総合オープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

（１）申込みのあった第８種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備の設置又は保守が技術上著しく困難なとき。
（２）第８種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが総合オープン通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（３）第８種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により総合オープン通信網サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う総合オープン通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
（４）第８種総合オープン通信網契約の申込みをしたものがその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
（５）第110条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
（６）その申込みを承諾することにより、この約款又はその申込みに係る総合オープン通信網と相互に接続する当社の他の電気通信サービスに係る契約約款等の規定に反することとなるとき、又はそのおそれがあるとき。
（７）その他第８種総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（その他の契約内容の変更）
第64条　当社は、第８種総合オープン通信網契約者から請求があったときは、第62条（第８種総合オープン通信網契約申込の方法）第５号に規定する契約内容の変更を行います。
２　当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。

（当社契約者回線の終端）
第64条の２　当社は、総合オープン通信網サービス取扱所（第８種総合オープン通信網契約者との協議により当社が指定した総合オープン通信網サービス取扱所とします。）内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを当社契約者回線の終端とします。
２　前項の地点は、第８種総合オープン通信網契約者との協議により当社が定めます。

（当社契約者回線の収容）
第64条の３　当社契約者回線は、その当社契約者回線の終端のある総合オープン通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。
２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社契約者回線を収容する総合オープン通信網サービス取扱所を変更することがあります。

（当社契約者回線の移転）
第64条の４　第８種総合オープン通信網契約者は、当社契約者回線の移転を請求することができます。
２　当社は前項の請求があったときは、第63条（第８種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）
第65条　第８種総合オープン通信網サービスの品目の変更、第８種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断、第８種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡、第８種総合オープン通信網契約者が行う第８種総合オープン通信網契約の解除及び当社が行う第８種総合オープン通信網契約の解除については、第１種総合オープン通信網契約の場合に準じて取り扱います。
２　契約の種別については、第７種総合オープン通信網契約の場合に準じて取り扱います。
３　前２項に規定するほか、第８種総合オープン通信網契約に係るその他の提供条件については、別記５及び６に定めるところによります。

第９節　第９種総合オープン通信網契約

（契約の単位）
第66条　当社は、加入契約回線１回線ごとに１の第９種総合オープン通信網契約を締結します。この場合において、第９種総合オープン通信網契約者は、１の第９種総合オープン通信網契約につき１人に限ります。

（第９種総合オープン通信網契約申込の方法）

第66条の２　第９種総合オープン通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。

帯域共有型FTTHアクセス	（１）帯域共有型FTTHアクセスに係る総合オープン通信網サービスの種類、品目等 （２）端末回線の終端の設置場所（端末回線を使用する場合に限ります。） （３）その他第９種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項
帯域共有型フレッツアクセス	（１）帯域共有型フレッツアクセスに係る総合オープン通信網サービスの種類 （２）利用回線に係る契約者回線番号（タイプ（料金表第１（基本利用料）９（第９種総合オープン通信網サービスに係るもの）イ　帯域共有型フレッツアクセスに係るもの（１）適用の表（２）に定める通信の利用に係る細目 （３）利用回線又は端末回線に係る終端の場所 （４）その他第９種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項
帯域確保型	（１）帯域共有型FTTHアクセスに係る総合オープン通信網サービスの種類、品目等 （２）相互接続点の所在場所（当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を使用する場合を除きます。） （３）その他社接続回線に係る協定事業者の電気通信サービスの種類、品目及び通信若しくは保守の態様による細目、区間並びに協定事業者の氏名又は名称（当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を使用する場合を除きます。） （４）端末回線の終端の設置場所（端末回線を使用する場合に限ります。） （５）その他第９種総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項

（第９種総合オープン通信網契約申込の承諾）

第67条　当社は、第９種総合オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前２項の規定にかかわらず、次の場合には、その第９種総合オープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

（１）申込みのあった第９種総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備の設置又は保守が技術上著しく困難なとき。

（２）第９種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが総合オープン通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（３）第９種総合オープン通信網契約の申込をしたもの（帯域共有型フレッツアクセスに係るものに限ります。）において、その利用回線と総合オープン通信網の相互接続に関し、その利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

（４）第９種総合オープン通信網契約の申込をしたもの（帯域確保型に係るものに限ります。）において、その契約回線に係るイーサネット通信サービス契約約款に定めるイーサネットアクセス回線と相互に接続する他社接続回線に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

（５）第９種総合オープン通信網契約の申込みをしたものが第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により総合オープン通信網サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う総合オープン通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

（６）第９種総合オープン通信網契約の申込みをしたものがその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

（７）第110条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（８）その申込みを承諾することにより、この約款又はその申込みに係る総合オープン通信網と相互に接続する当社の他の電気通信サービスに係る契約約款等の規定に反することとなるとき、又はそのおそれがあるとき。

（９）その他第９種総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（その他の契約内容の変更）

第68条　当社は、第９種総合オープン通信網契約者から請求があったときは、第66条の２（第９種総合オープン通信網契約申込の方法）に規定する契約内容の変更を行います。

２　当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第69条　端末回線の終端、端末回線の収容及び加入契約回線、端末回線の移転、他社接続回線との接続、他社接続回線接続変更、第９種総合オープン通信網サービスの品目の変更、第９種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断、第９種総合オープン通信網サービス利用権の譲渡、第９種総合オープン通信網契約者が行う第９種総合オープン通信網契約の解除及び当社が行う第９種総合オープン通信網契約の解除については、帯域共有型FTTHアクセスに係るものにおいては第１種総合オープン通信網契約、帯域共有型フレッツアク

セスに係るものにおいては第５種総合オープン通信網契約、帯域確保型にかかるものにおいては第７種総合オープン通信網契約の場合に準じて取り扱います。

２　第９種総合オープン通信網契約に係るその他の提供条件については、別記５及び６に定めるところによります。

第70条～第71条　削除

第10節　削除

第72条～第74条　削除

第11節　削除

第75条～第79条　削除

第５章　付加機能

（付加機能の提供）

第80条　当社は、総合オープン通信網契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第２（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

（１）付加機能の提供を請求した総合オープン通信網契約者が、料金表第２（付加機能利用料）に定める付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（２）付加機能の提供を請求した総合オープン通信網契約者が、本条第２項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。

（３）付加機能の提供を請求した総合オープン通信網契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。

（４）付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

２　当社は、料金表第２（付加機能利用料）に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

（注）臨時付加機能（総合オープン通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。以下同じとします。）は、その加入契約回線等、端末回線又は特定装置が臨時総合オープン通信網契約（臨時第７種総合オープン通信網契約又は臨時第８種総合オープン通信網契約をいいます。以下同じとします。）により提供されるものであるときに限り提供します。

（付加機能の利用の一時中断）

第81条　当社は、総合オープン通信網契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、料金表第２（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（付加機能の接続休止）

第82条　当社は、付加機能を提供している総合オープン通信網サービスの接続休止（第85条（総合オープン通信網サービスの接続休止）第１項の接続休止をいいます。）があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

２　当社は、前項の規定により付加機能の接続休止をするときは、第85条第２項及び第３項の規定に準じて取り扱います。

第６章　利用中止等

（総合オープン通信網サービスの利用中止）

第83条　当社は、次の場合には、総合オープン通信網サービスの利用を中止することがあります。

（１）当社又は契約事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

（２）第86条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

（３）第５種総合オープン通信網サービス又は第９種総合通信網サービス（帯域共有型フレッツアクセスに係るものの場合に限ります。）にあっては、ユーザＩＤ、パスワード又はお客様ＩＤの漏洩が想定される事態を発見したとき。

（４）相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。

２　当社は、前項の規定により総合オープン通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（総合オープン通信網サービスの利用停止）

第84条　当社は、総合オープン通信網契約者が次のいずれかに該当する場合は、６か月以内で当社が定める期間（その総合オープン通信網サービスに係る料金その他の債務（当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金（当社が総合オープン通信網サービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その総合オープン通信網サービスの利用を停止することがあります。

（１）料金その他の債務について、当社が請求したものについては、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（２）第110条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）の規定に違反したとき。

（３）総合オープン通信網契約者(その総合オープン通信網サービスが第１種総合オープン通信網サービスのタイプＩａに係るものである場合に限ります。)が当社と契約を締結している他の電気通信サービス(他の総合オープン通信網サービスを含みます。以下本条において同じとします。)又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金その他の債務（その契約により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（４）当社の承諾を得ずに、端末回線又は当社契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

（５）端末回線等又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を端末回線等又は当社契約者回線から取り外さなかったとき。

（６）前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

２　当社は、複数の総合オープン通信網契約を締結している総合オープン通信網契約者が、

そのいずれかの総合オープン通信網契約において、第110条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）の規定に違反したときは、６ヶ月以内で当社が定める期間、その全ての総合オープン通信網契約に係る総合オープン通信網サービスの利用を停止することがあります。

３　当社は、前２項の規定により総合オープン通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を総合オープン通信網契約者に通知します。

ただし、第１項第２号若しくは前項の規定により総合オープン通信網サービスの利用停止をする場合は、この限りでありません。

４　総合オープン通信網契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、その総合オープン通信網契約者の電子メールの転送を継続して行うことが総合オープン通信網サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、その総合オープン通信網契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

（総合オープン通信網サービスの接続休止）

第85条　当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、総合オープン通信網契約者が総合オープン通信網サービスを全く利用することができなくなったときは、総合オープン通信網サービスの接続休止（総合オープン通信網サービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、その総合オープン通信網サービスについて、総合オープン通信網契約者から総合オープン通信網サービスの利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又は総合オープン通信網契約の解除の通知があったときは、この限りでありません。

２　当社は、前項の規定により総合オープン通信網サービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。

３　第１項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して１年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。

４　前３項の規定は、第７種総合オープン通信網契約に係る第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスが当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に規定するワイドエリアバーチャルスイッチサービスの接続休止又は当社の電気通信事業の休止により、第７種総合オープン通信網契約者が第７種総合オープン通信網サービスを全く利用できなくなったときにも準用します。

第７章　通信

第１節　通信利用の制限等

（通信利用の制限等）

第86条　当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている加入契約回線等（加入契約回線にあっては、その加入契約回線と相互に接続する他社接続回線又は端末回線とします。）であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記22に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

２　当社は、外国又は特定衛星端末（固定衛星地球局との間に衛星回線を設定することのできる端末設備をいいます。以下同じとします。）との音声通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合は、外国又は特定衛星端末との音声通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。

３　通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

４　当社は、第５種総合オープン通信網サービス又は第９種総合通信網サービス（帯域共有型フレッツアクセスに係るものに限ります。）に係る利用者が利用回線を使用して相互接続点に接続又は端末回線を使用した場合において、次のいずれかに該当するときは、その接続を切断することがあります。

（１）同一のユーザＩＤにより同時に２以上の通信を行うとき。

（２）第85条（総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定により第５種総合オープン通信網サービス又は第９種総合通信網サービス（帯域共有型フレッツアクセスに係るものに限ります。）の利用停止があったとき。

（３）削除

５　第５種総合オープン通信網サービス（料金表第１（基本利用料）に定めるタイプＩのものに限ります。）に係る利用者が利用回線を使用して相互接続点に接続する場合において、発信者番号通知（その利用回線に係る契約者回線番号を総合オープン通信網へ送出することをいいます。）を行わないときは、その接続を行いません。

６　当社は、音声通信が著しくふくそうするときは、その音声通信の通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

７　第１種総合オープン通信網サービス、第５種総合オープン通信網サービス又は第９種総合通信網サービス（帯域共有型FTTHアクセス又は帯域共有型フレッツアクセスに係るものに限ります。）に係る利用者が、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。

７の２　通信のふくそうを発生させることにより、第５種総合オープン通信網サービス（ＩＰｏＥ接続型に係るものに限ります。）又は第９種総合通信網サービス（帯域共有型フレッツアクセスに係るものに限ります。）を利用するものの当該利用に対し重大な支障を与える、又は与えるおそれのある態様において、その通信を行う回線の通信速度を制限することがあります。この場合において、当社がその行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、その通信を行う回線を検知し、その回線の通信速度を制限します。

８　当社は、総合オープン通信網の通信帯域が逼迫する等して、当社の電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じ、及びひいては総合オープン通信網サービスに係る利用者の総合オープン通信網サービスの利用に支障が生じることを防止するため、総合オープン通信網で取り扱う通信について、大量に受信させる等によって総合オープン通信網その他の当社の電気通信サービスに係る電気通信設備の通信帯域を不当に逼迫させる等の目的で送信されるIPパケット（以下「特定目的通信」といいます。）の検知を行うとともに、総合オープン通信網で取り扱う通信が特定目的通信であると判断したときは、その通信を破棄することがあります。

第86条の２　当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

（当社又は協定事業者の契約約款等による制約）

第87条　総合オープン通信網契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、総合オープン通信網サービスに係る協定事業者の電気通信回線を使用し、又は総合オープン通信網サービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においては、総合オープン通信網サービスに係る通信を行うことはできません。

（音声通信の品質）

第88条　音声通信の品質については、総合オープン通信網サービスの利用形態等により変動する場合があります。

第２節　利用速度又は接続通信時間の測定等

（利用速度又は接続通信時間の測定等）

第89条　利用速度（料金表第１（基本利用料）に規定する平均利用速度又は最大利用速度をいいます。以下第97条（利用料の支払義務）において同じとします。）、接続通信時間等（接続通信時間、音声通信に係る通信時間又は制御時間（料金表第２（付加機能利用料）に規定する制御時間をいいます。）をいいます。以下第97条（利用料の支払義務）において同じとします。）、圧縮映像等情報量又は音声通信番号の数の測定等については、料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定めるところによります。

第３節　発信電気通信番号通知

（発信電気通信番号通知）

第90条　音声通信番号（総合オープン通信網契約者を識別するための電気通信番号であって、電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号。以下「番号規則」といいます。）別表第６号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するためのものをいいます。以下同じとします。）を利用して行う音声通信（当社が別に定める電気通信回線への音声通信を除きます。）については、その音声通信番号を着信先の電気通信回線へ通知します。

ただし、次の音声通信については、この限りでありません。

（１）音声通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルして行う音声通信

（２）料金表第２（付加機能利用料）に規定する発信電気通信番号非通知サービスの提供を受けている電気通信回線から行う音声通信（当社が別に定める方法により行う音声通信を除きます。）

２　当社は、音声通信番号を着信先の電気通信回線へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（注）総合オープン通信網契約者は、本条の規定等により通知を受けた音声通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

第８章　削除

第91条～第93条　削除

第９章　回線相互接続

（回線相互接続）

第94条　総合オープン通信網契約者は、その端末回線又は当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線又は当社契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との相互接続の請求をすることができます。この場合には、その相互接続に係る電気通信回線の名称、その相互接続を行う場所、その相互接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その相互接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出していただきます。

２　当社は、前項の請求があったときは、その接続に関して、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証するものでないことを条件として、その請求を承諾します。

３　総合オープン通信網契約者は、その接続について、第１項の規定により契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合には、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

４　総合オープン通信網契約者は、その接続を終了しようとするときは、あらかじめ、そのことを書面により契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第10章　料金等

第１節　料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第95条　当社が提供する総合オープン通信網サービスに係る料金は、基本利用料（料金表第１（基本利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、付加機能利用料（料金表第２（付加機能利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、ユニバーサルサービス料（料金表第６（ユニバーサルサービス料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、電話リレーサービス料（料金表第７（電話リレーサービス料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）及び付帯サービスに関する料金等（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に定める料金をいいます。）とし、料金表に定めるところによります。

２　当社が提供する総合オープン通信網サービスに係る工事に関する費用は、工事費（料金表第４（工事費）に定める工事費をいいます。以下同じとします。）及び附帯サービスに関する料金等（料金表第５（付帯サービスに関する料金等）に定める工事に関する費用をいいます。）とし、料金表に定めるところによります。

第２節　料金等の支払義務

（定額利用料の支払義務）

第96条　総合オープン通信網契約者は、その総合オープン通信網契約に基づいて当社が総合オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して総合オープン通信網契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、当社が提供する総合オープン通信網サービスの態様に応じて、定額利用料（料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、下表左欄に定める付加機能については、下表右欄に定める期間について、定額利用料の支払いを要するものとします。

付加機能	定額利用料の支払いを要する期間
セキュリティサービス（プラン10のものに限ります。）又はＤＭＺサービス	当社が付加機能の提供を開始した日（提供を開始した日が料金月の初日でない場合は、提供を開始した日の属する料金月の翌料金月の初日）から起算して付加機能の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間（提供を開始した日の属する料金月と解除のあった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、その料金月の初日から末日までの期間）

２　前項の期間において、利用の一時中断等により総合オープン通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

（１）利用の一時中断をしたときは、総合オープン通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

（２）利用停止があったときは、総合オープン通信網契約者は、その期間中の定額利用料の

支払いを要します。

（３）前２号の規定によるほか、総合オープン通信網契約者は、次の場合を除いて、総合オープン通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態（総合オープン通信網サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（２欄から４欄までに該当する場合及びＤＳＬ方式に起因する事象（その他社接続回線に係る電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信設備等からの信号の漏洩又は他社接続回線の終端（加入契約回線と接続するものを除きます。以下「他社接続回線の終端」といいます。）に接続される電気通信設備の態様等により、その他社接続回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）となる場合をいいます。以下同じとします。）により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
２　当社の故意又は重過失により、その総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料
３　加入契約回線等、端末回線等、利用契約回線若しくは他社接続回線の移転、他社接続回線接続変更又は相互接続点の所在場所の変更に伴って、総合オープン通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（総合オープン通信網契約者の都合により、総合オープン通信網サービスを利用しなかった場合であって、総合オープン通信網サービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

）。	
４　総合オープン通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

３　第１項の期間において、他社接続通信又は第７種総合オープン通信網契約に係る第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスとの通信を行うことができないため、総合オープン通信網サービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

（１）協定事業者若しくは当社の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者若しくは当社との契約の解除その他総合オープン通信網契約者に帰する理由により、他社接続通信を行うことができなくなった場合であっても、総合オープン通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

（２）前号の規定によるほか、総合オープン通信網契約者は、次の場合を除いて、他社接続通信又は第７種総合オープン通信網契約に係る第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスとの通信を行うことができないため、総合オープン通信網サービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、他社接続通信又は第７種総合オープン通信網契約に係る第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスとの通信を全く行うことができない状態（その他社接続回線若しくは加入契約回線等による全ての他社接続通信又は全ての第７種総合オープン通信網契約に係る第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスとの通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、総合オープン通信網サービスを全く利用できなくなった場合（２欄に該当する場合及びＤＳＬ方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
２　他社接続通信に係る協定事業者又は第７種総合オープン通信網契約に係る第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスとの通信に係る当社の故意又は重過失により、当該他社接続通信又は第７種総合オープン通信網契約に係る第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービス	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

との通信を行うことができない状態が生じたため、当社の総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	

４　前３項の規定にかかわらず、当社が別に定める定額利用料の扱いについて、料金表第１（基本利用料）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

５　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第96条の２　料金表第２（付加機能利用料）に定める音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者は、料金表第２（付加機能利用料）の音声通信サービスＩの備考（イ）の規定により、当社が定めた電気通信番号について、料金表第６（ユニバーサルサービス料）の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

（電話リレーサービス料の支払義務）

第96条の３　料金表第２（付加機能利用料）に定める音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者は、料金表第２（付加機能利用料）の音声通信サービスＩの備考（イ）の規定により、当社が定めた電気通信番号について、料金表第７（電話リレーサービス料）の規定に基づいて算定した電話リレーサービス料の支払いを要します。

（利用料の支払義務）

第97条　総合オープン通信網契約者は、当社が測定した利用速度、接続通信時間等、圧縮映像等情報量又は音声通信番号の数（その総合オープン通信網契約者以外の者が、当該総合オープン通信網契約者に係るユーザＩＤ又はパスワードを送信した場合の接続通信時間を含みます。）と料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）の定めとに基づいて算定した利用料（料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

２　総合オープン通信網契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、当該総合オープン通信網契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

３　前２項の規定にかかわらず、当社が別に定める利用料の扱いについて、料金表第１（基本利用料）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

４　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第98条　総合オープン通信網契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその総合オープン通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありませ

ん。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
２　総合オープン通信網契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第３節　料金の計算方法等

（料金の計算方法等）
第99条　料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第４節　割増金及び延滞利息

（割増金）
第100条　総合オープン通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）
第101条　総合オープン通信網契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第５節　協定事業者に係る債権の譲受等

（協定事業者に係る債権の譲受等）
第102条　協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している総合オープン通信網契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、総合オープン通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
２　前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する総合オープン通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

第11章　最低利用期間

（最低利用期間）
第103条　総合オープン通信網サービスについては、料金表通則に定めるところにより、最

低利用期間があります。

2　前項の最低利用期間は、その契約に基づいて当社が総合オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して次のとおりとします。

ただし、料金表通則に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

区分		最低利用期間
第１種総合オープン通信網サービス		１年間
第５種総合オープン通信網サービス		１月間
第７種総合オープン通信網サービス		１年間
第８種総合オープン通信網サービス		１年間
第９種総合オープン通信網サービス	帯域共有型FTTHアクセス	１年間
	帯域共有型フレッツアクセス	１月間
	帯域確保型	１年間

3　総合オープン通信網契約者は、当社が特に認めた場合を除き前項の最低利用期間内に総合オープン通信網契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

4　下表の左欄に定めるサービスから右欄に定めるサービスに契約を移行した場合、第９種総合オープン通信網サービスに係る最低利用期間の起算日は、当該左欄に定めるサービスの提供を開始した日から変更がないものとします。

第１種総合オープン通信網サービス（タイプＩのものに限ります。）	第９種総合オープン通信網サービス（帯域共有型FTTHアクセスのものに限ります。）
第５種総合オープン通信網サービス（タイプⅤ（フレッツ光ネクスト　マンション・ギガラインタイプ又はギガマンション・スマートのものに限ります。）又はタイプⅧ（ファミリー・ギガライン、ギガファミリースマート、光クロス、ファミリー・スーパーハイスピード　隼又は光クロス　ファミリーのものに限ります。）のものに限ります。）	第９種総合オープン通信網サービス（帯域共有型フレッツアクセスのものに限ります。）
第７種総合オープン通信網サービス	第９種総合オープン通信網サービス（帯域確保型のものに限ります。）

第12章　保守

（総合オープン通信網契約者の維持責任）

第104条　総合オープン通信網契約者は、その端末回線等、当社契約者回線又は他社接続回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

（総合オープン通信網契約者の切分責任）

第105条　総合オープン通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が端末回線等、当社契約者回線又は他社接続回線に接続されている場合であって、総合オープン通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設

備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
２　前項の確認に際して、総合オープン通信網契約者から要請があったときは、当社は、総合オープン通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を総合オープン通信網契約者にお知らせします。
３　当社は、前項の試験により、当社又は契約事業者の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、総合オープン通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、総合オープン通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
（注）当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

（修理又は復旧の順位）
第106条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第86条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第１順位及び第２順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順　　位	修理又は復旧する電気通信設備
１	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
２	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記22に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第１順位となるものを除きます。）
３	第１順位及び第２順位に該当しないもの

第13章　損害賠償

（責任の制限）

第107条 当社は、総合オープン通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、その総合オープン通信網サービスが全く利用できない状態（当該総合オープン通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該総合オープン通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その損害を賠償する場合は、この限りでありません。

２　第１項の場合において、当社は、総合オープン通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該総合オープン通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（１） 料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定める定額利用料

（２） 料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定める利用料（総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均利用料（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

３　前２項の規定にかかわらず、当社は、総合オープン通信網サービスの提供をしなかったことの原因が、ＤＳＬ方式に起因する事象又は本邦のケーブル陸揚局若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、総合オープン通信網サービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。

４　当社は、総合オープン通信網サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重過失によりその提供をしなかったときは、前３項の規定は適用しません。

５　第１項及び第２項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注１）本条第２項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の実績が把握できる期間における１日当たりの平均の利用に関する料金とします。

（注２）本条第２項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第108条　当社は、総合オープン通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、総合オープン通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、当社に故意又は重過失がない限り、その損害を賠償しません。

２　当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更

（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
　ただし、ＩＰルーティングサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第14章　雑則

（承諾の限界）

第109条　当社は、総合オープン通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした総合オープン通信網契約者にお知らせします。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）

第110条　総合オープン通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

（１）総合オープン通信網契約に基づき設置された電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

（２）故意に電気通信設備を保留したまま放置する等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

（３）当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、総合オープン通信網契約に基づき設置された電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

（４）総合オープン通信網契約に基づき設置された電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

（５）第５種総合オープン通信網サービス又は第９種総合通信網サービス（帯域共有型フレッツアクセスに係るものに限ります。）を利用して同一のユーザＩＤにより同時に２以上の通信を行わないこと。

（６）第７種総合オープン通信網サービス又は第８種総合オープン通信網サービスに係る加入契約回線等と料金表第２（付加機能利用料）に定めるバックアップサービスに係る予備の加入契約回線等を同時に使用して通信を行わないこと。

（７）ユーザＩＤ、パスワード又はお客様ＩＤについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに、契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に届出ること。

（８）違法に、又は公序良俗に反する態様で、総合オープン通信網サービスを利用しないこと。

（９）料金表第２（付加機能利用料）に定める音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者は、音声通信サービスＩの全部又は一部を自らの電気通信事業の用に現に供している者及び供しようとする場合は、その旨及び電気通信番号使用計画の認定状況について当社に申告すること。

（10）料金表第２（付加機能利用料）に定める音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者は、音声通信サービスＩの全部又は一部を自らの電気通信事業の用に供する場合は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）の電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること

（11）　当社所定の方法により、料金表第２（付加機能利用料）に定める音声通信サービスＩを自らの電気通信事業の用に供している又は供しようとする旨を当社に申告すること及び電気通信番号使用計画の認定を受けた又は認定のための申請を行っている事実を確

認するための書類（当社が別に定めるものに限ります。）を当社に提出すること。
(12)　当社が、番号使用条件の遵守状況について当社が別に定める事項の回答を求めた場合は、その求めに応じること。
(13)　前２号の規定により当社に申告、提出又は回答された内容（料金表第２（付加機能利用料）に定める音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者の氏名等の情報及び回答がされない場合は、その事実を含みます。）を、当社が総務省に通知することについて承諾すること。
２　当社は、総合オープン通信網契約者の行為が別記６に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第８号の義務に違反したものとみなします。
３　総合オープン通信網契約者は、前２項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（総合オープン通信網契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等）
第111条　総合オープン通信網契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等については、別記７に定めるところによります。

（総合オープン通信網契約者からの通知）
第112条　総合オープン通信網契約者は、利用する他社接続回線、他社契約者回線又は利用回線について、協定事業者の定める契約約款等の規定による当社が別に定める異動があったときは、その内容について、すみやかに契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に通知していただきます。
（注）本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。
（１）他社接続回線、他社契約者回線又は利用回線に係る契約を締結しているものの氏名若しくは住所の変更又は地位の承継
（２）他社接続回線、他社契約者回線又は利用回線に係る契約の解除
（３）他社接続回線、他社契約者回線又は利用回線に係る品目等の変更その他の変更

（総合オープン通信網契約者に係る情報の取得）
第112条の２　総合オープン通信網契約者は、本サービス提供にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

（総合オープン通信網契約者の氏名等の通知）
第113条　当社は、協定事業者から要請があったときは、総合オープン通信網契約者（その協定事業者と総合オープン通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結しているものに限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあることについて同意していただきます。
２　料金表第２（付加機能利用料）に定める音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者が第110条（利用に係る総合オープン通信網契約者の義務）第１項第10号に違反している又は違反しているおそれのある事実を当社が知った場合には、当社は当該音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者の氏名及び住所などを総務省に通知することがあることについて音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者は同意していただきます。

（協定事業者からの通知）

第114条　総合オープン通信網契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な総合オープン通信網契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（注意喚起）

第114条の２　当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（機構法の平成13年１月６日付附則第８条第４項第１号に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第116条の２第１項第１号に定めるものをいいます。以下同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のＩＰアドレス及び当該電気通信の通信時刻から、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

（送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処）

第114条の３　当社は、当社又は総合オープン通信網契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先であることが特定された場合において、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者に当該電気通信設備からの送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求めるために、当社設備で必要な範囲において検知した通信の送信元ＩＰアドレス、ポート番号及び通信時刻を当該電気通信事業者に提供することを事業法第116条の２第２項に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（以下この条において「認定協会」といいます。）に委託することがあります。

２　当社は、当社又は総合オープン通信網契約者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、当社設備で必要な範囲において通信の送信元ＩＰアドレス、ポート番号及び通信時刻を検知し、これを認定協会に提供することがあります。

３　前２項の規定は、当社が別に定めるサービスにおいて、総合オープン通信網契約者から個別具体的かつ明確な同意を得られた場合に限り実施するものとします。

（総合オープン通信網契約者に係る情報の利用）

第115条　当社は、第112条の２に定める総合オープン通信網契約者に係る情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、総合オープン通信網契約者に係る情報を当社の業務を委託しているものに提供する場合を含みます。

２　第112条の２、第113条及び前項に定めるほか、本サービスに関して取得した総合オープン通信網契約者に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「ＫＤＤＩプライ

バシーポリシー（https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/）」が適用されます。

（協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行）

第116条　当社は、総合オープン通信網契約者（第７種総合オープン通信網契約者、第９種総合オープン通信網サービス契約者（帯域確保型に係るものに限ります。）又は音声通信サービスに係る総合オープン通信網契約者に限ります。以下この条において同じとします。）から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

（１）その申出をした総合オープン通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。

（２）その総合オープン通信網契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。

（３）その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

２　前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その総合オープン通信網契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、その総合オープン通信網契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

（協定事業者による総合オープン通信網サービスに係る料金の回収代行）

第117条　当社は、当社がこの約款の規定により総合オープン通信網契約者に請求することとした総合オープン通信網サービスに係る料金について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

２　前項の規定により、協定事業者が請求した料金について、その総合オープン通信網契約者が協定事業者が定める支払期日を超えてもなおその協定事業者に支払わないときは、当社は、その総合オープン通信網契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

（総合オープン通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧）

第118条　総合オープン通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表１のとおりとします。

２　当社は、当社が指定する総合オープン通信網サービス取扱所において、総合オープン通信網サービスを利用するうえで参考となる別記23の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（法令に規定する事項）

第119条　総合オープン通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記８から16までに定めるところによります。

（閲覧）

第120条　この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第15章　附帯サービス

（附帯サービス）

第121条　総合オープン通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記17、19から21及び25に定めるところによります。

別記

１　総合オープン通信網サービスの提供区間

当社の総合オープン通信網サービスは、下表の区間において提供します。

区　　分	提　　供　　区　　間
第１種総合オープン通信網サービス	（１）削除 （２）削除 （３）端末回線の終端相互間（１の端末回線の終端に終始する場合を含みます。） （４）端末回線の終端とアクセスポイント、特定装置、当社契約者回線の終端、相互接続点、ＮＳＰＩＸＰ（ＷＩＤＥプロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との接続点又は当社と外国の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線の中間点（以下「分界点」といいます。）との間 （５）アクセスポイント相互間（１のアクセスポイントに終始する場合を含みます。） （６）アクセスポイントと特定装置、当社契約者回線の終端、相互接続点、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間
第５種総合オープン通信網サービス	（１）相互接続点相互間（１の相互接続点に終始する場合を含みます。） （２）相互接続点と端末回線の終端、アクセスポイント、特定装置、当社契約者回線の終端、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間 （３）端末回線の終端相互間（１の端末回線の終端に終始する場合を含みます。） （４）端末回線の終端とアクセスポイント、特定装置、当社契約者回線の終端、相互接続点、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間 （５）アクセスポイント相互間（１のアクセスポイントに終始する場合を含みます。） （６）アクセスポイントと端末回線の終端、特定装置、当社契約者回線の終端、相互接続点、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間
第７種総合オープン通信網サービス	（１）相互接続点相互間（１の相互接続点に終始する場合を含みます。） （２）相互接続点と端末回線の終端、アクセスポイント、特定装置、当社契約者回線の終端、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間 （３）端末回線の終端相互間（１の端末回線の終端に終始する場合を含みます。） （４）端末回線の終端とアクセスポイント、特定装置、

	当社契約者回線の終端、相互接続点、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間 （５）アクセスポイント相互間（１のアクセスポイントに終始する場合を含みます。） （６）アクセスポイントと特定装置、当社契約者回線の終端、相互接続点、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間
第８種総合オープン通信網サービス	（１）当社契約者回線の終端相互間（１の当社契約者回線の終端に終始する場合を含みます。） （２）当社契約者回線の終端と相互接続点、端末回線の終端、アクセスポイント、特定装置、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間
第９種総合オープン通信網サービス	（１）端末回線の終端とアクセスポイント、特定装置、相互接続点、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間 （２）端末回線の終端相互間（１の端末回線の終端に終始する場合を含みます。） （３）アクセスポイント相互間（１のアクセスポイントに終始する場合を含みます。） （４）アクセスポイントと特定装置、相互接続点、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間 （５）相互接続点相互間（１の相互接続点に終始する場合を含みます。） （６）相互接続点と端末回線の終端、アクセスポイント、特定装置、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間

備考

第５種総合オープン通信網サービス又は第９種総合オープン通信網サービス（帯域共有型フレッツアクセスのものに限ります。）の端末回線に係る提供区域は、次表に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

区　　分	都　道　府　県　の　区　域
提供区域１	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県
提供区域２	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

２　加入契約回線と接続することができる当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線

（１）第１種総合オープン通信網サービスに係るもの

ア　削除
イ　削除
ウ　削除
エ　当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定めるワイドエリアバーチャルスイッチサービス（プラットフォームゲートウェイ機能に係るものに限ります。）に係るもの

（２）第７種総合オープン通信網サービスに係るもの
ア　イーサネット通信サービスに係るもの
イ　第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るもの
ウ　削除

３　削除

４　総合オープン通信網契約者の地位の承継
（１）相続又は法人の合併若しくは分割により総合オープン通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に届出ていただきます。
（２）（１）の場合において、地位を承継したものが２人以上あるときは、そのうちの１人を当社に対する代表者と定め、これを届出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
（３）当社は、（２）の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継したもののうちの１人を代表者として取り扱います。

５　総合オープン通信網契約者の氏名等の変更
（１）総合オープン通信網契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う総合オープン通信網サービス取扱所に届出ていただきます。
（２）当社は、（１）の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
（３）総合オープン通信網契約者が（１）の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

６　総合オープン通信網契約者の禁止行為
総合オープン通信網契約者は、総合オープン通信網サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
（１）当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
（２）他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
（３）他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為

（４）他人になりすまして各種サービスを利用する行為
（５）他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
（６）他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
（７）他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
（８）猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
（９）無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
（10）総合オープン通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
（11）有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
（12）売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
（13）人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
（14）その他法令に違反する行為
（15）（１）から（14）までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
（16）音声通信の利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせる行為又はそのおそれのある行為

７　総合オープン通信網契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等
（１）端末回線、当社契約者回線又は他社接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、端末回線等又は当社契約者回線その他の電気通信設備の設置に必要な場所は、その総合オープン通信網契約者から提供していただきます。
　ただし、総合オープン通信網契約者から要請があったときは、当社は、その端末回線等又は当社契約者回線その他の電気通信設備の設置場所を提供することがあります。
（２）当社が総合オープン通信網契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、総合オープン通信網契約者から提供していただくことがあります。
（３）総合オープン通信網契約者は、端末回線、当社契約者回線又は他社接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

８　自営端末設備の接続
（１）総合オープン通信網契約者は、その端末回線又は当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線又は当社契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第７号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第３条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第１項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第２項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項

について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
（２）当社は、（１）の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
ア　その接続が技術基準等に適合しないとき。
イ　その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
（３）当社は、（２）の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
ア　技術基準適合認定規則様式第７号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
イ　事業法施行規則第32条第１項で定める場合に該当するとき。
（４）（３）の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
（５）総合オープン通信網契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第４条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けているもの（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第３条で定める場合は、この限りでありません。
（６）総合オープン通信網契約者がその自営端末設備を変更したときについても、（１）から（５）までの規定に準じて取り扱います。
（７）総合オープン通信網契約者は、その端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

９　自営端末設備に異常がある場合等の検査
（１）当社は、端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、総合オープン通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、総合オープン通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第２項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
（２）（１）の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
（３）（１）の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、総合オープン通信網契約者は、その自営端末設備を端末回線等又は当社契約者回線から取りはずしていただきます。

10　削除

11　削除

12　自営電気通信設備の接続
（１）総合オープン通信網契約者は、その端末回線又は当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線又は当社契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
（２）当社は、（１）の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準等に適合しないとき。
イ　その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第１項第２号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。

（３）当社は、（２）の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第１項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

（４）（３）の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

（５）総合オープン通信網契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、工事担任者規則第３条で定める場合は、この限りでありません。

（６）総合オープン通信網契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、（１）から（５）までの規定に準じて取り扱います。

（７）総合オープン通信網契約者は、その端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

13　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、９（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

14　削除

15　削除

16　当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

17　ＩＰアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

（１）当社は、総合オープン通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その総合オープン通信網契約者に代わって社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「ＪＰＮＩＣ」といいます。）又はＪＰＲＳ等にＩＰアドレスの割当て若しくは返却又はドメイン名の割当て、変更、移転若しくは廃止の申請手続き等を行います。

（２）（１）の場合において、総合オープン通信網契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第５（附帯サービスに関する料金）に定める手数料を支払っていただきます。

（３）総合オープン通信網契約者は、ドメイン名（当社が別に定めるものに限ります。）を利用している場合は、当社が別に定めるところにより、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に定める手数料を支払っていただきます。

18　削除

19　利用明細書等の発行

（１）当社は、総合オープン通信網契約者から請求があったときは、その契約者に係る総合オープン通信網サービスの支払証明書を発行します。また、料金表第２（付加機能利用料）に定める音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、音声通信サービスＩの利用に係る明細書（以下「利用明細書」といいます。）を発行します。
（２）総合オープン通信網契約者は、前項の請求をし、その支払証明書又は利用明細書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に定める発行料等を支払っていただきます。

20　協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、総合オープン通信網契約の申込みをするもの又は総合オープン通信網契約者から要請があったときは、総合オープン通信網サービスと一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

21　端末設備の提供

（１）当社は、第１種総合オープン通信網契約者(第１種総合オープン通信網サービスのタイプＩａに係るものである場合に限ります。)、第５種総合オープン通信網契約者又は料金表第２（付加機能利用料）に定める音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者から請求があったときは、別表８に定めるところにより、端末設備（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。
（２）第１種総合オープン通信網契約者(第１種総合オープン通信網サービスのタイプＩａに係るものである場合に限ります。)、第５種総合オープン通信網契約者又は音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者は、前号の請求をし、その端末設備の提供を受けているときは、この約款に特段の定めがある場合を除き、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に定める端末設備に係る料金を支払っていただきます。
（３）第１種総合オープン通信網契約者(第１種総合オープン通信網サービスのタイプＩａに係るものである場合に限ります。)、第５種総合オープン通信網契約者又は音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者は、第１号に定める請求をし、当社がその端末設備に係る工事を行った場合には、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に定める端末設備に係る工事に関する費用を支払っていただきます。
（４）端末設備は、第１種総合オープン通信網契約(第１種総合オープン通信網サービスのタイプＩａに係るものである場合に限ります。)若しくは第５種総合オープン通信網契約が終了し、又は音声通信サービスＩの廃止があった場合、当社が別に定める方法ですみやかに返還していただきます。

22　新聞社等の基準

区　　分	基　　準
１　新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （１）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 （２）発行部数が、１の題号について8,000部以上であること。
２　放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を

	受けたもの
３　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

23　総合オープン通信網サービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 （１）物理的条件 （２）電気的条件 （３）論理的条件

24　削除

25　カスタマコントロールの提供

当社は、第１種総合オープン通信網契約者（タイプⅣ（１Ｇベストエフォートのものに限ります。）に係るものに限ります。以下この25において同じとします。）に対し、カスタマコントロール（その第１種総合オープン通信網契約者の設備を使用して別表６に定める基本機能を利用するための設定又は設定変更等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。

料金表

通則

（料金等の設定）

１　加入契約回線及び加入契約回線と接続する端末回線の料金又は工事に関する費用は当社が設定するものとします。

２　第７種総合オープン通信網サービス（当社のイーサネット通信サービス契約約款に定めるイーサネットアクセス回線と接続するものに限ります。）において、イーサネット通信サービス契約約款に係る区間の料金又は工事に関する費用は、当社のイーサネット通信サービス契約約款に定めるところによります。

３　第７種総合オープン通信網契約に係る第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る区間の種類、品目及び通信、保守の態様による細目、料金又は工事費等は当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定めるところによります。

４　第９種総合オープン通信網サービス（帯域確保型に係るものに限ります。）において、加入契約回線と相互に接続する特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用（当社のパワードイーサネットサービス又は特定事業者の専用サービス、イーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス，ＬＡＮ型通信網サービス若しくはイーサネット網サービスに関する契約約款等の規定により、当社又は特定事業者が設定する料金又は工事に関する費用を除きます。）は、当社が設定するものとします。

（注）１の「特定事業者」は、北海道総合通信網株式会社、株式会社トークネット、北陸通信ネットワーク株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社オプテージ、株式会社エネコム、株式会社ＳＴＮｅｔ、株式会社ＱＴｎｅｔ、ＯＴＮｅｔ株式会社又は当社（加入契約回線と相互に接続する電気通信回線がパワードイーサネットサービスに係るアクセス回線であるときに限ります。）とします。

５　削除

６　音声通信に係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

７　総合オープン通信網サービスの料金のうち、当社と協定事業者が相互接続協定に基づき合意したものの料金は、この約款及び料金表の規定にかかわらず、総合オープン通信網サービスとその協定事業者の電気通信サービスとを合わせて、その協定事業者が定めるものとし、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

８　７の場合において、その料金を設定した協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款及び料金表の規定にかかわらず、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

８の２　第５種総合オープン通信網サービス（料金表第１（基本利用料）５（第５種総合オープン通信網サービスに係るもの）（１）（適用）に定める特定通信限定利用型のものに限ります。）に係る利用回線又は端末設備の終端に接続する端末設備の工事費については、この約款及び料金表の規定にかかわらず、当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定めるところによります。

（料金の計算方法）

９　当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、料金月に従って計算します。

10　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
11　当社は、月額料金、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
12　当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区　　分	計　算　方　法
（１）（２）以外の料金	この約款に定める税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
（２）24のただし書きに掲げる料金	この約款に定める額により行います。

（月額料金の日割）
13　月額料金の日割は、次のとおりとします。
（１）（２）以外の場合
当社は、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
ア　料金月の初日以外の日に総合オープン通信網サービスの提供の開始があったとき。
イ　料金月の初日以外の日に総合オープン通信網契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
ウ　ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
エ　料金表第１（基本利用料）に定めるプラン又は品目の変更があったとき。
オ　第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号の表の規定又は同条第３項第２号の表の規定に該当するとき。
カ　料金月の初日に総合オープン通信網サービスの提供を開始し、その日にその総合オープン通信網契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
キ　起算日の変更があったとき。
（２）当社は、料金表第２（付加機能利用料）に定めるセキュリティサービス（プラン10のものに限ります。）又はＤＭＺサービスについては、第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号の表の規定又は同条第３項第２号の表の規定に該当するときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割します。
14　13の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号の表の１欄又は同条第３項第２号の表に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

（利用料の日割）
15　当社は、次の場合が生じたときは、利用料をその利用日数に応じて日割します。
（１）料金月の初日以外の日に総合オープン通信網サービスの提供の開始があったとき。
（２）料金月の初日以外の日に総合オープン通信網契約の解除があったとき。
（３）料金表第１（基本利用料）に定める品目等の変更があったとき。
（４）料金月の初日に総合オープン通信網サービスの提供を開始し、その日にその総合オープン通信網契約の解除があったとき。
（５）起算日の変更があったとき。

16　15の規定による利用料の日割は、料金月の日数により行います。

（端数処理）

17　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りでありません。

（料金等の支払い）

18　総合オープン通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

19　料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

20　当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

（少額料金の翌月払い）

21　当社は、当該月に請求すべき料金の総額が（税抜価格）1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

（料金の一括後払い）

22　当社は、21の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、総合オープン通信網契約者（臨時総合オープン通信網契約者（当社と臨時第７種総合オープン通信網契約又は臨時第８種総合オープン通信網契約を締結しているものをいいます。以下同じとします。）を除きます。）の承諾を得て、２か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

23　当社は、料金又は工事に関する費用について、総合オープン通信網契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）23の「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

（消費税相当額の加算）

24　第96条（定額利用料の支払義務）から第98条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、総合オープン通信網サービスに係る利用料（外国との音声通信に係るものに限ります。）、延滞利息、最低利用期間内に契約の解除があった場合に支払いを要する27に規定する料金、料金表 第１ 基本利用料 （３） 長期継続利用に係る定額利用料の適用 カに規定する料金及び料金表 第２ 付加機能利用料 （１６） 最低利用期間内に廃止があった場合の付加機能利用料の適用 ウに規定する料金については、この限りでありません。

（料金等の臨時減免）

25　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の総合オープン通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

（最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用）
26　総合オープン通信網サービスには、臨時総合オープン通信網契約及び長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。
27　総合オープン通信網契約者は、以下に該当する場合を除き最低利用期間内に総合オープン通信網契約の解除があった場合は、第96条（定額利用料の支払義務）、第97条（利用料の支払義務）及び料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する料金表第１（基本利用料）に定める定額利用料並びに料金表 第２（付加機能利用料）に定めのあるバックアップサービスⅠ（第７種総合オープン通信網サービス及び第８種総合オープン通信網サービスに係る契約者に限ります。）及びＩＰｖ６トンネリングサービスの定額利用料の額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
（１）総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合
（２）その総合オープン通信網契約者（第１種総合オープン通信網サービスのタイプⅠ及びタイプⅠaに係るものに限ります。）が移設若しくは移転することを目的としてその総合オープン通信網契約の解除と同時に移設先若しくは移転先の総合オープン通信網契約の申込みをする場合又はその総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものである場合
（３）その他当社が認めた場合

28　削除

（一括請求プランの取扱い）
29の１　当社は、第１種総合オープン通信網契約者(第１種総合オープン通信網サービスのタイプⅠａに係るものである場合に限ります。以下29の１～29の11まで同じとします。）から申出があったときは、29の２に規定される端末回線により構成される回線群（以下この通則において「一括請求プラン回線群」といいます。）ごとに、その端末回線に係る料金その他の債務を29の２の条件を満たす回線群の代表者（以下この通則において「代表契約者」といいます。）に対して、一括して請求する取扱いを行います。
29の２　一括請求プラン回線群は、その一括請求プラン回線群を構成することについて第１種総合オープン通信網契約者が同意した端末回線により構成されるものとします。
29の３　一括請求プランの取扱いを受けようとする第１種総合オープン通信網契約者は、次の条件を満たす者を代表契約者として定め、その代表契約者を通じて一括請求プランの取扱いの申出をしていただきます。一括請求プランの取扱いの終了の申出の場合も同様とします。
（１）商法（明治３２年法律第４８条）第５２条に規定する会社又は有限会社法（昭和１３年法律第７４条）第１条に規定する有限会社であって、電気通信事業者であること。
（２）当社が別に定める経理的基礎を有していること。
（３）一括請求プランに係る料金その他の債務の支払いを現に怠っていない者、又は怠るおそれがない者であること。

（４）（１）から（３）までに関し、当社が別に定める書類を提出したものであること。
29の４　当社は、代表契約者が29の３に規定する基準に適合するものであることについて、確認することがあります。この場合、代表契約者はその確認に必要な書類を当社の求めに応じて提出していただきます。
29の５　当社は、29の１に規定する申出があった場合、次の各号に該当する場合に限り、その申出を承諾します。
（１）その申出のあった端末回線について、利用料等の明細内訳を記録することについて、その申出のあった第１種総合オープン通信網契約者が承諾したものであるとき。
（２）その申出のあった端末回線に係る利用料等の明細情報が、代表契約者に通知されることを、その申出のあった第１種総合オープン通信網契約者が承諾したものであるとき。
（３）その申出のあった端末回線について、代表契約者の承諾があるとき。
（４）当社の業務遂行上又は技術上著しい支障がないとき。
29の６　第１種総合オープン通信網契約者は、代表契約者を変更するときは、そのことをすみやかに当社に届けていただきます。この場合において、変更後の代表契約者は、29の３の条件を満たす者であることを要します。
29の７　当社は、一括請求プランに係る料金その他の債務については、一括請求プラン回線群ごとに一括して、その代表契約者に請求します。代表契約者はその一括請求プランに係る料金その他の債務を一括して当社に支払うものとします。
29の８　一括請求プランの取扱いは、次のとおりとします。
（１）新たに１の一括請求プラン回線群を構成する場合
　新たに１の一括請求プラン回線群を構成する場合は、当社が承諾した日（端末回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。）が属する料金月の翌料金月の初日（第１種総合オープン通信網契約者から特に要請があり、当社の業務遂行上支障がないときは、その申出のあった日が属する料金月の当社が指定する日）から一括請求プランの取扱いを開始することとし、その翌料金月以降においても、第１種総合オープン通信網契約者から一括請求プランの取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により一括請求プランの取扱いは継続するものとします。一括請求プランの取扱いの終了の申出があった場合は、その申出のあった日が属する料金月の末日までの間、一括請求プランの取扱いは継続するものとします。
（２）既存の１の一括請求プラン回線群を指定して端末回線を追加する場合
　既存の１の一括請求プラン回線群を指定して追加する端末回線については、当社が承諾した日（端末回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。）が属する料金月の翌料金月の初日（第１種総合オープン通信網契約者から特に要請があり、当社の業務遂行上支障がないときは、その申出のあった日が属する料金月の当社が指定する日）から一括請求プランの取扱いを開始することとし、その翌料金月以降においても、第１種総合オープン通信網契約者から一括請求プランの取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により一括請求プランの取扱いは継続するものとします。
（３）既存の一括請求プラン回線群から、端末回線を指定して一括請求プラン終了の申出があった場合
　一括請求プランの取扱い終了の申出があった端末回線については、申出があった日が属する料金月の末日において、一括請求プランの取扱いは終了したものとします。
29の９　次の場合は、その端末回線に係る一括請求プランの取扱いは終了したものとします。
（１）一括請求プランの取扱いを受けている第１種総合オープン通信網契約の解除があった

とき。
（２）一括請求プランの取扱いを受けている第１種総合オープン通信網契約者から、代表契約者を通じて、一括請求プランの終了の申出があったとき。
（３）一括請求プランの取扱いを受けている端末回線について、その第１種総合オープン通信網契約者に係る電気通信番号が変更になったとき。
（４）その他、24に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
29の10　次の場合は、その一括請求プラン回線群に係る一括請求プランの取扱いは終了したものとします。
（１）その一括請求プラン回線群を構成する全ての端末回線について、29の９の（１）から（４）までの事由が生じたとき。
（２）代表契約者が、一括請求プラン回線群に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
（３）代表契約者が、一括請求プランの取扱いの終了を申出たとき。
（４）代表契約者が、29の３の条件を満たすものでなくなったとき。
29の11　代表契約者が、この一括請求プランの取扱いを終了する場合、取扱い終了日の３ヶ月前までに当社に書面で申出ていただきます。

（特定料金等に関するその他の取扱い）
30　特定料金等に関するその他の取扱い（最低利用期間及び責任の制限を含みます。）は、専用サービスに係る契約約款等又はイーサネット通信サービスに係る契約約款等に規定するところによります。
　ただし、特定他社接続回線について、料金表第１（基本利用料）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところにより、専用サービスに係る契約約款等又はイーサネット通信サービスに係る契約約款等の適用はないものとします。
31　総合オープン通信網契約者は、特定料金等の適用に関しては、専用サービスに係る契約約款等に規定する専用契約者又はイーサネット通信サービスに係る契約約款等に規定するイーサネット通信契約者とみなします。

（ＫＤＤＩ一括請求に係る料金等の取扱い）
32　当社は、総合オープン通信網契約者（第５種総合オープン通信網契約者又は音声通信サービスⅠに係る総合オープン通信網契約者に限ります。以下この32から34までにおいて同じとします。）から申出があったときは、次の割引判定条件の全てを満たすことを条件に、次の割引対象サービス（音声通信サービスⅠを除きます。）に係る料金等（その請求日の属する料金月の前料金月に生じたものであって、当社が別に定めるものに限ります。）から、その料金等に一括請求額（当社のａｕ(５Ｇ)通信サービス契約約款又は当社のａｕ(ＬＴＥ)通信サービス契約約款（以下この32及び34において「ａｕ約款」といいます。）に定めるａｕ判定料金、次の割引判定条件のウに定めるインターネット判定料金及び当社の電話サービス等に係る契約約款等に定める電話判定料金の合計請求額をいいます。以下同じとします。）に応じて定まる下表の割引率を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。）を割り引く取扱い又は一括請求額が（税抜価格）１０，０００円以上の場合に料金表第２（付加機能利用料）コ欄（音声通信サービスⅠ）の備考欄（ツ）に定める定額利用料の支払いを要しないこととする取扱いを行います。
（１）割引判定条件
　ア　ａｕ約款に定める５Ｇ契約者又はＬＴＥ契約者（ＫＤＤＩ一括請求の取扱いの適用

を受けているものに限ります。）であること。

イ　ａｕ約款に定めるａｕ判定料金に係る請求があること。

ウ　総合オープン通信網サービス（第５種総合オープン通信網サービス又は音声通信サービスⅠに限ります。）又は当社のインターネット接続サービスに係る契約約款等に定めるインターネット接続サービス（フレッツ対応サービス、ＡＤＳＬ接続サービス及び高速ＩＰネットワーク対応サービスに限ります。）に係る料金等（その請求日の属する料金月の前料金月に生じたものであって、当社が別に定めるものに限ります。以下「インターネット判定料金」といいます。）の請求又は当社の電話サービス等に係る契約約款等に定める電話判定料金の請求（（税抜価格）１，０００円以上の請求がある場合に限ります。）があること。

（２）割引対象サービス

ア　第５種総合オープン通信網サービス

イ　削除

ウ　削除

エ　音声通信サービスⅠ（H.323プロトコルを使用して行うものを除きます。）

（３）割引率

一　括　請　求　額 （税抜価格）	割　引　率
50,000円以上の場合	４％
20,000円以上の場合	３％
10,000円以上の場合	２％

33　32の取扱いは、総合オープン通信網契約者からの申出があったことを当社が総合オープン通信網サービス取扱所において確認した日（以下この33において「確認日」といいます。）の属する料金月の初日（確認日の属する料金月の末日に総合オープン通信網サービスが開始されていない場合は、当該総合オープン通信網サービスの提供を開始した日の属する料金月の初日）から適用することとし、その次料金月以降においても、従前と同様の条件により、32の取扱いは継続するものとします。

34　当社は、ａｕ約款に定めるＫＤＤＩ一括請求について、当社が総合オープン通信網サービス取扱所においてその取扱いが終了したことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日から、32の取扱いは終了したものとします。

（料金等の請求）

35　総合オープン通信網サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き（https://biz.kddi.com/support/payment/）」、当社の「『請求統合』に係る取扱い規約」、「ＷＥＢ　ｄｅ　請求書ご利用規約」又は「ＫＤＤＩまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第１　基本利用料

１　第１種総合オープン通信網サービスに係るもの

（１）適用

第１種総合オープン通信網サービスに係る基本利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>（１）品目に係る料金の適用</td><td>当社は、第１種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。
<table>
<tr><th>品　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>１００Ｍベストエフォート</td><td>最大１００メガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの</td></tr>
<tr><td>３００Ｍベストエフォート</td><td>最大３００メガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの</td></tr>
<tr><td>１Ｇベストエフォート</td><td>最大１ギガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
　第１種総合オープン通信網サービスに係る通信は、相互接続点、端末回線の終端、特定装置、当社契約者回線の終端、アクセスポイント、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、端局、特定装置、取扱所交換設備、アクセスポイント、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（２）タイプに係る料金の適用</td><td>ア　当社は、第１種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。
<table>
<tr><th>タイプ</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>タイプⅠ
(KDDIｲﾝﾀｰﾈｯﾄ ｲｰｻｼｪｱﾗｲﾄ)</td><td>端末回線（当社が設置するものに限ります。）（その端末回線の通信帯域を他の第１種総合オープン通信網契約者又は第９種総合オープン通信網契約者（帯域共有型FTTHアクセスに係るものに限ります。）に係る通信と共用することがあるものに限ります。）を使用して提供する第１種総合オープン通信網サービスであって、ＩＰアドレスの数について制限があるもののうちタイプⅠa以外のもの</td></tr>
<tr><td>タイプⅠa
(KDDIｲﾝﾀｰﾈｯﾄ ｲｰｻｼｪｱﾗｲﾄ)</td><td>端末回線（当社又は別に定める協定事業が設置するその端末回線の通信帯域を他の第１種総合オープン通信網契約者又は第９種総合オープン通信網契約者（帯域共有型FTTHアクセスに係るものに限ります。）に係る通信と共用することがあるものに限ります。）を使用して提供する第１種総合オープン通信網サービスであって、ＩＰアドレスの数について制限があるもの</td></tr>
<tr><td>タイプⅡ
(KDDIｲﾝﾀｰﾈｯﾄ ｲｰｻｼｪｱ)</td><td>端末回線又は他社接続回線（その端末回線又は他社接続回線の通信帯域を他の総合オープン通信網契約者に係る通信と共用することがあるも</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>のを除きます。）によって提供する第１種総合オープン通信網サービスであって、ＩＰアドレスの数について制限があるもの</td></tr>
<tr><td>タイプⅣ
(KDDI WVS Virtualﾃﾞｰﾀｾﾝﾀｰ ｾｷｭｱ･ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ)</td><td>別記２に定める電気通信回線（ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るものに限ります。）を介した通信により利用することができるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　削除
２　当社は、タイプⅡのものに限り、第１種総合オープン通信網契約者からの申出に応じて、ＩＰｖ４／ＩＰｖ６デュアルスタック機能を提供します。
３　タイプⅡのものが利用できるIPアドレスの数は、64個までとします。
４　タイプＩのものは１Ｇベストエフォートの品目に限り提供します。
５　タイプⅡ及びタイプⅣのものは１００Ｍベストエフォート及び１Ｇベストエフォートに限り提供します。</td></tr>
</table>
イ　第１種総合オープン通信網契約者は、第１種総合オープン通信網サービスのタイプの変更の請求をすることができます。
ウ　当社は、イの請求があったときは、第11条（第１種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</td></tr>
<tr><td>（２）の２
プランに係る料金の適用Ｉ</td><td>ア　当社は、第１種総合オープン通信網サービス（タイプＩ及びタイプＩａのものに限ります。）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。
<table>
<tr><th>プラン</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>プランＩ
（商品名：固定IP１個）</td><td>発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ１個のＩＰアドレスを付与するもの</td></tr>
<tr><td>プランⅡ
（商品名：固定IP４個）</td><td>発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ４個のＩＰアドレスを付与するもの</td></tr>
<tr><td>プランⅢ
（商品名：固定IP８個）</td><td>発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ８個のＩＰアドレスを付与するもの</td></tr>
<tr><td>プランⅣ
（商品名：固定IP16個）</td><td>発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ１６個のＩＰアドレスを付与するもの</td></tr>
<tr><td>プランＶ
（商品名：固定IP32個）</td><td>発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ３２個のＩＰアドレスを付与するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
発信端末を特定するＩＰアドレスについて、ＩＰｖ６アドレスの</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>みを利用する旨の申出があったときは、当社はプランＩに係る申込みがあったとみなして取り扱います。
イ　プランＩはタイプＩに係る第１種総合オープン通信網サービスに限り提供します。
ウ　第１種総合オープン通信網契約者は、プランの変更の請求をすることができます。
エ　当社は、１の端末回線ごとにＩＰアドレスを付与します。
オ　当社は、イの請求があったときは、第11条（第１種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</td></tr>
<tr><td>（２）の３　プランに係る料金の適用
Ⅱ</td><td>ア　当社は、第１種総合オープン通信網サービス（タイプⅣのものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。
<table>
<tr><th>プラン</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>プランＩ
(ｴﾝﾄﾘｰｱｸｾｽ、ﾌﾙｱｸｾｽ)</td><td>プランⅡ以外のもの</td></tr>
<tr><td>プランⅡ
(DMZｱｸｾｽ)</td><td>インターネット接続に制限があるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
ア　プランＩのものは、品目の変更はできないものとします。
イ　プランⅡのものは、１Ｇベストエフォートの品目に限り提供します。</td></tr>
</table>
イ　第１種総合オープン通信網契約者は、第１種総合オープン通信網サービス（１Ｇベストエフォートのものに限ります。）のプランの変更の請求をすることができます。
ウ　当社は、イの請求があったときは、第11条（第１種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</td></tr>
<tr><td>（３）長期継続利用に係る定額利用料の適用</td><td>ア　当社は、第１種総合オープン通信網契約者(タイプＩ及びタイプＩａに係るものを除きます。)から、第１種総合オープン通信網契約に係る加入契約回線（イーサネット回線を含みます。以下この欄において同じとします。）について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、（２）（料金額）に規定する額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。

月額
<table>
<tr><th>継続して利用する期間</th><th>定額利用料の減額（税抜価格）</th></tr>
<tr><td>３年間</td><td>（２）（料金額）に規定する額に0.1を乗じて得た額</td></tr>
</table>
イ　長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第１種総合オープン通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その加入契約回線の提供を開始した日）から適用します。
ウ　長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第１種総</td></tr>
</table>

	合オープン通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。 エ　当社は、長期継続利用に係る加入契約回線について、第１種総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。 オ　長期継続利用に係る第１種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申出ていただきます。 カ　長期継続利用に係る第１種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 　ただし、その廃止が、当社又は第１種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたもの及び以下に該当する場合には、この限りでありません。 （ア）第１種総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合 （イ）その他当社が認めた場合
（４）サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その１の提供区間の一端から送信されたＩＰパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、２の料金月を連続して40ミリ秒を超えた場合は、その連続する２の料金月のうちの最終料金月における第１種総合オープン通信網サービス（タイプⅡのものに限ります。以下この欄において同じとします。）の基本利用料の額（この表の（３）欄の適用又は料金表通則13若しくは15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1／30を乗じて得た額（税抜価格）に消費税相当額を加算した額をその第１種総合オープン通信網契約者に返還します。 　ただし、その第１種総合オープン通信網サービスについて、その２の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りでありません。

（２）料金額

ア　タイプＩのもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））	
１Ｇベストエフォート	プランⅠ	１８，８５０円 （２０，７３５円）
	プランⅡ	２４，８５０円 （２７，３３５円）
	プランⅢ	２８，８５０円 （３１，７３５円）
	プランⅣ	４８，８５０円 （５３，７３５円）
	プランⅤ	７８，８５０円 （８６，７３５円）

イ　タイプＩａのもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））	
１００Ｍベストエフォート	プランⅡ	６，４００円 （７，０４０円）
	プランⅢ	２４，０００円 （２６，４００円）
	プランⅣ	３９，９００円 （４３，８９０円）
	プランⅤ	５５，０００円 （６０，５００円）
３００Ｍベストエフォート	プランⅡ	６，４００円 （７，０４０円）
	プランⅢ	２４，０００円 （２６，４００円）
	プランⅣ	３９，９００円 （４３，８９０円）
	プランⅤ	５５，０００円 （６０，５００円）
１Ｇベストエフォート	プランⅡ	１５，０００円 （１６，５００円）
	プランⅢ	２４，０００円 （２６，４００円）
	プランⅣ	３９，９００円 （４３，８９０円）
	プランⅤ	５５，０００円 （６０，５００円）

イ　タイプⅡのもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））	
１００Ｍベストエフォート	当社の提供するイーサネット通信サービスを使用するもの	１７６，０００円 （１９３，６００円）
	中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社オプテージの提供するイーサネット通信サービスを使用するもの	１９８，０００円 （２１７，８００円）
１Ｇベストエフォート	当社の提供するイーサネット通信サービスを使用するもの	３００，０００円 （３３０，０００円）

ウ　削除

エ　タイプⅣのもの

（ア）　プランＩのもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１００Ｍベストエフォート（ｴﾝﾄﾘｰｱｸｾｽ）	１２０，０００円 （１３２，０００円）
１Ｇベストエフォート（ﾌﾙｱｸｾｽ）	２３０，０００円 （２５３，０００円）

（イ）　プランⅡのもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１Ｇベストエフォート	１３０，０００円 （１４３，０００円）

２　削除

３　削除

４　削除

５　第５種総合オープン通信網サービスに係るもの

（１）適用

第５種総合オープン通信網サービスに係る基本利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区　　分	内　　容
（１）コースに係る料金の適用	ア　当社は、第５種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたってコースを定めます。 区　分 / 内　容 コースⅠ（商品名： / コースⅡ以外のもの

	プランＦ）	
	コースⅡ （商品名： ｗｉｔｈＦ＋）	端末回線を使用して行うもの

備考

１　コースⅡは、本表（２）タイプに係る料金の適用アに定めるタイプⅡ、タイプⅥ又はタイプⅧに係る端末回線において、本表（３）の２　通信の利用に係る細目の適用に定めるものに限り提供します。

２　コースⅡには以下の保守タイプがありいずれか１の種類を選択していただきます。

区　　分	内　　容
保守タイプ１	午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、コースⅡの第５種総合オープン通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受けたときに、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
保守タイプ２	保守タイプ１以外のもの

備考

第５種総合オープン通信網契約者は、保守タイプ２を選択する場合、２（料金額）に定める加算額の支払いを要します。

イ　第５種総合オープン通信網契約者は、第５種総合オープン通信網サービスのコースの変更の請求をすることはできません。

ウ　当社は、第５種総合オープン通信網契約者（コースⅡのものに限ります。）に対し、屋内配線を提供します。

（２）タイプに係る料金の適用

ア　当社は、第５種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。

タイプⅠ	協定事業者の契約約款等に規定するＩＰ通信網サービス（メニュー１（協定事業者のＩＰ通信網サービスの品目が１Ｍｂ／ｓのものを除きます。）のものに限ります。）に係る利用回線を使用して行うもの
タイプⅡ	協定事業者（西日本電信電話株式会社に限ります。）の契約約款等に規定するＩＰ通信網サービス（メニュー４のものに限ります。）に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの
タイプⅤ	協定事業者の契約約款等に規定するＩＰ通信網サービス（メニュー５－２のものに限ります。注）に係る利用回線を使用して行うもの 注　メニュー５－２のもの １．東日本電信電話株式会社に係るもの

		（１）１００Ｍｂ／ｓのⅡ－１型（フレッツ光ネクスト　マンションタイプ）のもの （２）削除 （３）２００Ｍｂ／ｓ（フレッツ光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ）のもの （４）１Ｇｂ／ｓ（（５）のものを除きます。）（フレッツ光ネクスト　マンション・ギガラインタイプ）のもの （５）１Ｇｂ／ｓ（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置を利用するものに限ります。）（フレッツ光ネクスト　ギガマンション・スマートタイプ）のもの（以下「ギガマンション・スマート」といいます。） （６）１０Ｇｂ／ｓ（フレッツ　光クロス（集合住宅））のもの（以下「光クロス　集合住宅」といいます。） ２．西日本電信電話株式会社に係るもの （１）削除 （２）削除 （３）１００Ｍｂ／ｓのカテゴリー３－１（フレッツ光ネクスト　マンションタイプ）のもの （４）削除 （５）２００Ｍｂ／ｓ（フレッツ光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ）のもの （６）１Ｇｂ／ｓ（フレッツ光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ隼）のもの （７）１０Ｇｂ／ｓ（フレッツ 光クロス　マンションタイプ）のもの（以下「光クロス　マンション」といいます。）
	タイプⅥ	協定事業者の契約約款等に規定するＩＰ通信網サービス（メニュー５－１（当社が別に定めるものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの 注　当社が別に定めるもの １．東日本電信電話株式会社に係るもの （１）削除 （２）１Ｇｂ／ｓ　プラン５（フレッツ　光ネクスト　ビジネスタイプ）のもの （３）１Ｇｂ／ｓ　プラン４－２（フレッツ　光ネクスト　プライオ10）のもの ２．西日本電信電話株式会社に係るもの （１）削除 （２）１Ｇｂ／ｓ　プラン２（フレッツ　光ネクスト　ビジネスタイプ）のもの

		タイプⅧ	協定事業者の契約約款等に規定するＩＰ通信網サービス（メニュー５－１（当社が別に定めるものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの 注　当社が別に定めるもの １．東日本電信電話株式会社に係るもの （１）１００Ｍｂ／ｓのⅡ－１型のプラン３－１（フレッツ　光ネクスト　ファミリータイプ）のもの （２）削除 （３）削除 （４）２００Ｍｂ／ｓ（フレッツ　光ネクスト　ファミリー・ハイスピードタイプ）のもの （５）１Ｇｂ／ｓのプラン３－１（（６）のものを除きます。）（フレッツ　光ネクスト　ファミリーギガラインタイプ）のもの（以下「ファミリー・ギガライン」といいます。） （６）１Ｇｂ／ｓのプラン３－１（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置を利用するものに限ります。）（フレッツ　光ネクスト　ギガファミリー・スマートタイプ）のもの（以下「ギガファミリースマート」といいます。） （７）１Ｇｂ／ｓのプラン４－１（フレッツ　光ネクスト　プライオ１）のもの（以下「プライオ１」といいます。） （８）１０Ｇｂ／ｓのプラン３－１（フレッツ　光クロス）のもの（以下「光クロス」といいます。） ２．西日本電信電話株式会社に係るもの （１）削除 （２）削除 （３）１００Ｍｂ／ｓのプラン５－１（フレッツ　光ネクスト　ファミリータイプ）のもの（１．（１））のものとあわせて以下「光ネクストファミリー」といいます。） （４）削除 （５）２００Ｍｂ／ｓ（フレッツ　光ネクスト　ファミリー・ハイスピードタイプ）のもの（１．（４））のものとあわせて以下「光ネクストファミリー・ハイスピード」といいます。） （６）１Ｇｂ／ｓのプラン３（フレッツ　光ネクスト　ファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼）のもの（以下「ファミリー・スーパーハイスピード　隼」といいます。）	

		（７）１０Ｇｂ／ｓのプラン３（フレッツ　光クロス　ファミリー　タイプ）のもの（以下「光クロス　ファミリー」といいます。）
	備考 １　第５種総合オープン通信網サービス（本表（３）の２　通信の利用に係る細目の適用　イに定めるＩＰｏＥ接続型に係るものを除きます。）は、当該総合オープン通信網サービスに係る利用者が利用回線又は端末回線（当社が別に定める協定事業者の付加機能を利用するものを除きます。）を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザＩＤ及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。 ２　第５種総合オープン通信網サービス（本表（３）の２　通信の利用に係る細目の適用　イに定めるＩＰｏＥ接続型に係るものに限ります。）は、当該総合オープン通信網サービスに係る利用者が利用回線又は端末回線（当社が別に定める協定事業者の付加機能を利用するものを除きます。）を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、利用することができるものとします。 ３　第５種総合オープン通信網サービスに係る通信は、相互接続点、端末回線の終端、特定装置、当社契約者回線の終端、アクセスポイント、ＮＳＰＩＸＰとの接続点、又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、端局、特定装置、取扱所交換設備、アクセスポイント、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。 ４　当社は、１の第５種総合オープン通信網契約（本表（３）の２通信の利用に係る細目の適用　イに定めるＩＰｏＥ接続型に係るものに限ります。）ごとに１のお客様ＩＤを申告していただきます。 ５　当社は、１の第５種総合オープン通信網契約ごとに１のユーザＩＤを定め、第５種総合オープン通信網契約者にお知らせします。 ６　当社は、１のユーザＩＤまたはお客様ＩＤごとにＩＰアドレスを付与します。 ７　当社は、１の第５種総合オープン通信網契約（本表（３）の２通信の利用に係る細目の適用　イに定めるＩＰｏＥ接続型に係るものを除きます。）ごとに第５種総合オープン通信網契約者が指定する１のパスワードを当社の認証装置に登録します。 ８　当社は、第５種総合オープン通信網契約者（本表（３）の２通信の利用に係る細目の適用　イに定めるＩＰｏＥ接続型に係るものを除きます。）からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。	
	イ　タイプⅡ（コースⅡのものに限ります。）の端末回線の品目には	

<table>
<tr><td></td><td>以下のものがあります。
<table>
<tr><td>１．５Ｍ</td><td>端末回線の終端への伝送方向については最大1.536Ｍｂ／ｓまで、他の伝送方向については最大512Ｋｂ／ｓまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>８Ｍ</td><td>端末回線の終端への伝送方向については最大概ね８Ｍｂ／ｓまで、他の伝送方向については最大概ね１Ｍｂ／ｓまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>１２Ｍ</td><td>端末回線の終端への伝送方向については最大概ね12Ｍｂ／ｓまで、他の伝送方向については最大概ね１Ｍｂ／ｓまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>２４Ｍ</td><td>端末回線の終端への伝送方向については最大概ね24Ｍｂ／ｓまで、他の伝送方向については最大概ね１Ｍｂ／ｓまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>４０Ｍ</td><td>端末回線の終端への伝送方向については最大概ね40Ｍｂ／ｓまで、他の伝送方向については最大概ね１Ｍｂ／ｓまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>４７Ｍ</td><td>端末回線の終端への伝送方向については最大概ね47Ｍｂ／ｓまで、他の伝送方向については最大概ね５Ｍｂ／ｓまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
</table>
ウ　第５種総合オープン通信網契約者は、第５種総合オープン通信網サービスのタイプの変更の請求をすることができます。
エ　当社は、イの請求があったときは、第49条（第５種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</td></tr>
<tr><td>（３）プランに係る料金の適用</td><td>ア　当社は、第５種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。
<table>
<tr><td>プラン０
（商品名：動的ＩＰ）</td><td>発信端末を特定するＩＰアドレスについて、通信の都度、１個のグローバルＩＰアドレスを動的に付与するもの</td></tr>
<tr><td>プランⅠ
（商品名：１個(／32)）</td><td>発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ１個のグローバルＩＰアドレスを付与するもの</td></tr>
<tr><td>プランⅡ
（商品名：８個(／29)）</td><td>発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ８個のグローバルＩＰアドレスを付与するもの</td></tr>
<tr><td>プランⅢ
（商品名：１６個(／28)）</td><td>発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ１６個のグローバルＩＰアドレスを付与するもの</td></tr>
<tr><td>プランⅣ
（商品名：３２個(／27)）</td><td>発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ３２個のグローバルＩＰアドレスを付与する</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>もの</td></tr>
<tr><td>プランＶ
（商品名：６４個(／26)）</td><td>発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ６４個のグローバルＩＰアドレスを付与するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
ア　タイプごとに利用可能なプランの種別は次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>種類</th><th>利用可能なプラン</th></tr>
<tr><td>タイプⅠ</td><td>プランⅠ及びプランⅡ</td></tr>
<tr><td>タイプⅡ</td><td>プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ</td></tr>
<tr><td>タイプⅤ（光クロス　集合住宅及び光クロス　マンションに係るものを除きます。）</td><td>プラン０、プランⅠ及びプランⅡ</td></tr>
<tr><td>タイプⅤ（光クロス　集合住宅及び光クロス　マンションに係るものに限ります。）</td><td>プラン０、プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ</td></tr>
<tr><td>タイプⅥ</td><td>全て</td></tr>
<tr><td>タイプⅧ</td><td>プラン０、プランⅠ、プランⅡ及びプランⅢ</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>
イ　第５種総合オープン通信網契約者は、第５種総合オープン通信網サービスのプランの変更の請求をすることができます。
ウ　当社は、イの請求があったときは、第49条（第５種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</td></tr>
<tr><td>（３）の２　通信の利用に係る細目の適用</td><td>ア　第５種総合オープン通信網サービス（タイプⅡ、タイプⅤ、タイプⅥ又はタイプⅧのものに限ります。）には、下表のとおり通信の利用に係る細目があり、細目に応じて料金を適用します。
イ　第５種総合オープン通信網契約者は、あらかじめ、下表からいずれか１の種類を選択していただきます。
<table>
<tr><td>通常利用型</td><td>音声通信限定利用型、特定通信限定利用型以外のもの</td></tr>
<tr><td>音声通信限定利用型</td><td>音声通信のみの利用に限定するもの</td></tr>
<tr><td>特定通信限定利用型</td><td>別に定める特定装置等との通信にのみ限定するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　通常利用型（タイプⅤ、タイプⅥ、タイプⅧのものに限ります。）は下表のとおり通信プロトコルにより接続型の区別があり、あらかじめ下表からいずれか１の接続型を選択していただきます。
<table>
<tr><th>区別</th><th>内容</th></tr>
</table>
</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

ＰＰＰｏＥ接続型	光アクセス回線に係る通信のプロトコルにＩＰｖ４を利用するものであって、ＩＰｖ４アドレスでの通信を行うことができるもの
ＩＰｏＥ接続型	光アクセス回線に係る通信のプロトコルにＩＰｖ４又はＩＰｖ６を利用するものであって、ＩＰｖ４アドレス又はＩＰｖ６アドレスでの通信を行うことができるもの

備考

（ア）ＰＰＰｏＥ接続型は、利用回線がタイプⅤ（光クロス　集合住宅及び光クロス　マンションに係るものを除きます。）、タイプⅥ若しくはタイプⅦ（光クロス及び光クロスファミリーのものを除きます。）又は端末回線がタイプⅥ若しくはタイプⅦ（光ネクスト　ファミリー、光ネクスト　ファミリー・ハイスピード、ファミリー・ギガライン、プライオ１及びファミリー・スーパーハイスピード　隼に係るものに限ります。）に係る場合に限り提供します。

（イ）ＩＰｏＥ接続型は、利用回線がタイプⅤ若しくはタイプⅦ（プライオ１に係るものを除きます。）又は端末回線がタイプⅦ（光ネクスト　ファミリー、光ネクスト　ファミリー・ハイスピード、ファミリー・ギガライン、ファミリー・スーパーハイスピード　隼、光クロス及び光クロスファミリーに係るものに限ります。）に係る場合に限り提供します。

（ウ）ＩＰｏＥ接続型（プランＯのものに限ります。）は、ＩＰｖ４パケットにおいて送信元ポート番号に制限がある場合があります。

（エ）第５種総合オープン通信網契約者は、第５種総合オープン通信網サービスの接続型の変更の請求をすることができます。

（オ）当社は、３の請求があったときは、第49条（第５種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

２　音声通信限定利用型に係る音声通信は、料金表第２（付加機能利用料）に定める音声通信サービスＩを利用して行うものに限ります。

３　別に定める特定装置とは、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定める総合オープン通信網サービスを利用する方式のものに係る収容局設備とします。

４　音声通信限定利用型は、利用回線がタイプⅡ（協定事業者のＩＰ通信網サービスの品目が1.5Ｍｂ／ｓのものを除きます。）、若しくはタイプⅦ（プライオ１、光クロス及び光クロス　ファミリーに係るものを除きます。）又は端末回線がタイプⅡ(品目が1.5Ｍｂ／ｓのものを除きます。)若しくはタイプⅦ（光ネクスト　ファミリー、光ネクスト　ファミリー・ハイスピード、ファミリー

<table>
<tr><td></td><td>・ギガライン及びファミリー・スーパーハイスピード　隼に係るものに限ります。）に係る場合に、プランⅠに限り提供します。
５　削除
６　特定通信限定利用型（ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定める総合オープン通信網サービスを利用する方式のものに係るものに限ります。）は、利用回線がタイプⅡ、タイプⅤ（ギガマンション・スマート、光クロス　集合住宅及び光クロス　マンションに係るものを除きます。）若しくはタイプⅧ（ギガファミリースマート、プライオ１、光クロス及び光クロス　ファミリーに係るものを除きます。）又は端末回線がタイプⅡ若しくはタイプⅧ（光ネクスト　ファミリー、光ネクスト　ファミリー・ハイスピード、ファミリー・ギガライン若しくはファミリー・スーパーハイスピード　隼に係るものに限ります。）に係る場合に、プランⅠに限り提供します。</td></tr>
<tr><td>（４）長期継続利用に係る定額利用料の適用</td><td>ア　当社は、第５種総合オープン通信網契約者（コースⅠに係るものに限ります。）から、第５種総合オープン通信網契約について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、（２）（料金額）に規定する額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。
<table>
<tr><th>継続して利用する期間</th><th>定額利用料の減額（月額）</th></tr>
<tr><td>３年間</td><td>（２）（料金額）に規定する額に0.1を乗じて得た額</td></tr>
</table>
イ　長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第５種総合オープン通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第５種総合オープン通信網サービスの提供を開始した日）から適用します。
ウ　長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第５種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。
エ　当社は、長期継続利用に係る第５種総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
オ　長期継続利用に係る第５種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申出ていただきます。
カ　長期継続利用に係る第５種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
　ただし、その廃止が、当社又は第５種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたもの及び以下に該当する場合には、この限りでありま</td></tr>
</table>

	せん。 （ア）第５種総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合 （イ）その他当社が認めた場合

（２）料金額

ア　コースＩに係るもの

（ア）タイプＩのもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プランＩ	４，５００円 （４，９５０円）
プランⅡ	６，８００円 （７，４８０円）

（イ）タイプⅡのもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プランＩ	通常利用型	６，７００円 （７、３７０円）
	音声通信限定利用型	１，６００円 （１，７６０円）
	特定通信限定利用型	２，５００円 （２，７５０円）
プランⅡ	通常利用型	１１，７００円 （１２，８７０円）
プランⅢ	通常利用型	２３，０００円 （２５，３００円）

（ウ）削除

（エ）削除

（オ）タイプＶのもの

①　②以外のもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プラン０	通常利用型	３，１３０円 （３，４４３円）
プランＩ	通常利用型	９，８００円 （１０，７８０円）
	特定通信限定利用型	２，５００円 （２，７５０円）
プランⅡ	通常利用型	１８，８００円 （２０，６８０円）

②　光クロス　集合住宅及び光クロス　マンションに係るもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））

プラン０	通常利用型	８，０００円 （８，８００円）
プランⅠ	通常利用型	１８，０００円 （１９，８００円）
プランⅡ	通常利用型	２８，０００円 （３０，８００円）
プランⅢ	通常利用型	３８，０００円 （４１，８００円）

（カ）タイプⅥのもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プラン０	通常利用型	２５，０００円 （２７，５００円）
プランⅠ	通常利用型	７５，０００円 （８２，５００円）
プランⅡ	通常利用型	１０７，０００円 （１１７，７００円）
プランⅢ	通常利用型	１２７，０００円 （１３９，７００円）
プランⅣ	通常利用型	１６０，０００円 （１７６，０００円）
プランⅤ	通常利用型	１９０，０００円 （２０９，０００円）

（キ）タイプⅦのもの

①　②、③以外のもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プラン０	通常利用型	３，１３０円 （３，４４３円）
プランⅠ	通常利用型	９，８００円 （１０，７８０円）
	音声通信限定利用型	３，１３０円 （３，４４３円）
	特定通信限定利用型	２，５００円 （２，７５０円）
プランⅡ	通常利用型	１８，８００円 （２０，６８０円）
プランⅢ	通常利用型	１８，８００円 （２０，６８０円）

②　プライオ１に係るもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分	料　　金　　額

		（税抜価格（税込価格））
プラン０	通常利用型	７，３００円 （８，０３０円）
プランⅠ	通常利用型	２０，０００円 （２２，０００円）
	音声通信限定利用型	－
	特定通信限定利用型	―
プランⅡ	通常利用型	２９，０００円 （３１，９００円）
プランⅢ	通常利用型	４６，０００円 （５０，６００円）

③　光クロス及び光クロス　ファミリーに係るもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プラン０	通常利用型	８，０００円 （８，８００円）
プランⅠ	通常利用型	１８，０００円 （１９，８００円）
プランⅡ	通常利用型	２８，０００円 （３０，８００円）
プランⅢ	通常利用型	３８，０００円 （４１，８００円）

イ　コースⅡに係るもの

（ア）（イ）以外の部分

①　タイプⅡのもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プランⅠ	通常利用型	８，２００円 （９，０２０円）
	音声通信限定利用型	３，１００円 （３，４１０円）
	特定通信限定利用型	４，０００円 （４，４００円）
プランⅡ	通常利用型	１３，２００円 （１４，５２０円）
プランⅢ	通常利用型	２４，５００円 （２６，９５０円）

②　削除

③　タイプⅥのもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プラン０	通常利用型	２６，５００円 （２９，１５０円）
プランⅠ	通常利用型	７６，５００円 （８４，１５０円）
プランⅡ	通常利用型	１０８，５００円 （１１９，３５０円）
プランⅢ	通常利用型	１２８，５００円 （１４１，３５０円）
プランⅣ	通常利用型	１６１，５００円 （１７７，６５０円）
プランⅤ	通常利用型	１９１，５００円 （２１０，６５０円）

④　タイプⅧのもの

ａ　ｂ、ｃ以外のもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プランＯ	通常利用型	４，６３０円 （５，０９３円）
プランⅠ	通常利用型	１１，３００円 （１２，４３０円）
	音声通信限定利用型	４，６３０円 （５，０９３円）
	特定通信限定利用型	４，０００円 （４，４００円）
プランⅡ	通常利用型	２０，３００円 （２２，３３０円）
プランⅢ	通常利用型	２０，３００円 （２２，３３０円）

ｂ　プライオ１に係るもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プランＯ	通常利用型	８，８００円 （９，６８０円）
プランⅠ	通常利用型	２１，５００円 （２３，６５０円）
	音声通信限定利用型	―
	特定通信限定利用型	―
プランⅡ	通常利用型	３０，５００円 （３３，５５０円）
プランⅢ	通常利用型	４７，５００円 （５２，２５０円）

ｃ　光クロス及び光クロス　ファミリーに係るもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プランＯ	通常利用型	９，５００円 （１０，４５０円）
プランⅠ	通常利用型	１９，５００円 （２１，４５０円）
プランⅡ	通常利用型	２９，５００円 （３２，４５０円）
プランⅢ	通常利用型	３９，５００円 （４３，４５０円）

（イ）端末回線に係る部分

① 基本額

ａ 提供区域１に係るもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区分		料金額（税抜価格（税込価格））
タイプⅡ	１．５Ｍ	４，５５０円（５，００５円）
	８Ｍ	４，７５０円（５，２２５円）
	１２Ｍ	４，８５０円（５，３３５円）
	２４Ｍ	４，９５０円（５，４４５円）
	４０Ｍ	４，９５０円（５，４４５円）
	４７Ｍ	５，０５０円（５，５５５円）
タイプⅥ		３９，２００円（４３，１２０円）
タイプⅧ	ファミリー・ギガライン	４，３００円（４，７３０円）
	プライオ１	１８，１００円（１９，９１０円）
	光クロス	５，５００円（６，０５０円）
	上記以外	４，１００円（４，５１０円）

ｂ 提供区域２に係るもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区分		料金額（税抜価格（税込価格））
タイプⅡ	１．５Ｍ	４，５５０円（５，００５円）
	８Ｍ	４，７５０円（５，２２５円）
	１２Ｍ	４，８５０円（５，３３５円）
	２４Ｍ	４，９２０円（５，４１２円）
	４０Ｍ	４，９５０円（５，４４５円）
	４７Ｍ	４，９５０円（５，４４５円）

タイプⅥ		４０，０００円 （４４，０００円）
タイプⅦ	光クロス　ファミリー	６，３００円 （６，９３０円）
	上記以外	４，３００円 （４，７３０円）

② 保守タイプに係る加算額

１ユーザＩＤごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
保守タイプ２	３，０００円 （３，３００円）

６　削除

７　第７種総合オープン通信網サービスに係るもの

（１）適用

第７種総合オープン通信網サービスに係る基本利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）及び第97条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>（１）品目に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、第７種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。
（ア）　削除
（イ）　ＬＡＮ型に係る品目
①１０メガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの
<table>
<tr><th>品　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>０．５Ｍｂ／ｓ</td><td>０．５メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>１Ｍｂ／ｓ</td><td>１メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>２Ｍｂ／ｓ</td><td>２メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>３Ｍｂ／ｓ</td><td>３メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>４Ｍｂ／ｓ</td><td>４メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>５Ｍｂ／ｓ</td><td>５メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>６Ｍｂ／ｓ</td><td>６メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>７Ｍｂ／ｓ</td><td>７メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>８Ｍｂ／ｓ</td><td>８メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>９Ｍｂ／ｓ</td><td>９メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>１０Ｍｂ／ｓ</td><td>１０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
</table>
備考
１　ＬＡＮ型（協定事業者のＬＡＮ型通信網サービス（第２種サービスのものに限ります。）、高速イーサネット専用サービス、イーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス若しくはイーサネット網サービスに係る他社接続回線又は別記２に定めるイーサネット通信サービスに係る電気通信回線を使用して行う第７種総合オープン通信網サービスをいいます。以下同じとします。）については、臨時第７種総合オープン通信網契約は締結しません。以下（エ）までにおいて同じとします。
２　第７種総合オープン通信網契約者（０．５Ｍｂ／ｓ又は１Ｍｂ／ｓの品目に係る第７種総合オープン通信網サービスに係るものを除きます。）は、１Ｍｂ／ｓごとに符号伝送速度に係る上限値を設定することができます。以下（エ）までにおいて同じとします。
②１００メガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの
<table>
<tr><th>品　　目</th><th>内　　容</th></tr>
</table></td></tr>
</table>

２０Ｍｂ／ｓ	２０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
３０Ｍｂ／ｓ	３０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
４０Ｍｂ／ｓ	４０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
５０Ｍｂ／ｓ	５０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
６０Ｍｂ／ｓ	６０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
７０Ｍｂ／ｓ	７０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
８０Ｍｂ／ｓ	８０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
９０Ｍｂ／ｓ	９０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
１００Ｍｂ／ｓ	１００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの

③１０００メガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの

品　　目	内　　容
２００Ｍｂ／ｓ	２００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
３００Ｍｂ／ｓ	３００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
４００Ｍｂ／ｓ	４００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
５００Ｍｂ／ｓ	５００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
６００Ｍｂ／ｓ	６００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
７００Ｍｂ／ｓ	７００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
８００Ｍｂ／ｓ	８００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
９００Ｍｂ／ｓ	９００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
１０００Ｍｂ／ｓ	１０００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの

④１０ギガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの

品　　目	内　　容
１０Ｇｂ／ｓ	１０ギガビット／秒の符号伝送が可能なもの

⑤１００ギガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの

品　　目	内　　容
１００Ｇｂ／ｓ	１００ギガビット／秒の符号伝送が可能なもの

イ　第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続する第７種総合オープン通信網契約に係る加入契約者回線においては、１００Ｍｂ／ｓ及び１０００Ｍｂ／ｓの品目に限り提供します。

<table>
<tr><td>（２）タイプに係る料金の適用</td><td>ア　当社は、第７種総合オープン通信網サービス（（３）に定めるプランⅠのものに限ります。）に係る基本利用料を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。
<table><tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>タイプⅠ</td><td>第７種総合オープン通信網サービスにる通信のインターネットプロトコルがバージョン４のもの</td></tr><tr><td>タイプⅡ</td><td>第７種総合オープン通信網サービスに係る通信をＩＰｖ４／ＩＰｖ６デュアルスタック機能により提供するもの</td></tr></table>イ　第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続する第７種総合オープン通信網契約に係る加入契約者回線においては、タイプⅠに限り提供します。
ウ　タイプの変更は、できないものとします。</td></tr>
<tr><td>（３）プランに係る料金の適用</td><td>ア　当社は、第７種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。
<table><tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>プランⅠ</td><td>基本利用料が定額利用料からなるもの</td></tr><tr><td>プランⅡ</td><td>基本利用料が定額利用料と利用料からなるもの</td></tr></table>イ　第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続する第７種総合オープン通信網契約に係る加入契約者回線においては、プランⅠに限り提供します。
ウ　第７種総合オープン通信網契約者は、プランの変更の請求をすることができます。
エ　当社は、イの請求があったときは、第59条（第７種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</td></tr>
<tr><td>（４）基本利用料の算定</td><td>ア　第７種総合オープン通信網サービス（プランⅡのものに限ります。）に係る基本利用料は、下表のとおり算定します。
①　ＬＡＮ型のもの
<table><tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>１０Ｍｂ／ｓ</td><td>最大利用速度が１Ｍｂ／ｓを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が１Ｍｂ／ｓを超える部分について１Ｍｂ／ｓまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格６７８，０００円（税込価格 ７４５，８００円）を超える場合は、その税抜価格６７８，０００円（税込価格 ７４５，８００円））を超える部分は、支払いを要しません。</td></tr><tr><td>１００Ｍｂ／ｓ</td><td>最大利用速度が１０Ｍｂ／ｓを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が１０Ｍｂ／ｓを超える部分について５Ｍｂｓまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して</td></tr></table></td></tr>
</table>

		得た額が税抜価格６，０００，０００円（税込価格 ６，６００，０００円）を超える場合は、その税抜価格６，０００，０００円（税込価格６，６００，０００円）を超える部分は、支払いを要しません。
	１０００Ｍｂ／ｓ	最大利用速度が１００Ｍｂ／ｓを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が１００Ｍｂ／ｓを超える部分について５Ｍｂ／ｓまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格２４，２７５，０００円（税込価格 ２６，７０２，５００円）を超える場合は、その税抜価格２４，２７５，０００円（税込価格 ２６，７０２，５００円）を超える部分は、支払いを要しません。
	１０Ｇｂ／ｓ	最大利用速度が１０００Ｍｂ／ｓ超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が１０００Ｍｂ／ｓを超える部分について５０Ｍｂ／ｓまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格１８３，０００，０００円（税込価格 ２０１，３００，０００円）を超える場合は、その税抜価格１８３，０００，０００円（税込価格 ２０１，３００，０００円）を超える部分は、支払いを要しません。
	１００Ｇｂ／ｓ	最大利用速度が１００Ｇｂ／ｓ超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が１００Ｇｂ／ｓを超える部分について５００Ｍｂ／ｓまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格１，０７８，０００，０００円（税込価格 １，１８５，８００，０００円）を超える場合は、その税抜価格１，０７８，０００，０００円（税込価格 １，１８５，８００，０００円）を超える部分は、支払いを要しません。

イ　アの最大利用速度（下表に規定する最大発信速度及び最大着信速度のうち、いずれかその数値の大きい速度をいいます。）は、当社の機器により測定します。

区　　分	内　　容
最大発信速度	１の料金月（臨時第７種総合オープン通信網契約の場合又は料金表通則14に規定する場合が生じたときは利用した期間）において、他社接続回線又は別記２に定めるイーサネット通信サー

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>ビスに係る電気通信回線から取扱所交換設備に対して発信される符号の通信速度を一定の時分ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td></tr>
<tr><td>最大着信速度</td><td>１の料金月（臨時第７種総合オープン通信網契約の場合又は料金表通則14に規定する場合が生じたときは利用した期間）において、取扱所交換設備から他社接続回線又は別記２に定めるイーサネット通信サービスに係る電気通信回線に着信する符号の通信速度を一定の時分ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
ア　この表の「一定の時分」（以下この欄において「測定時間」といいます。）とは、５分とします。
イ　当社の機器の故障等により、「取扱所交換設備に対して発信される符号の通信速度」が測定できなかった場合の最大発信速度は次のとおり算定するものとします。
（ア）その料金月に属する全ての測定時間について、「取扱所交換設備に対して発信される符号の通信速度」を測定することができなかった場合
その料金月の最大発信速度は０とみなします。
（イ）その料金月に属する一部の測定時間について、「取扱所交換設備に対して発信される符号の通信速度」を測定することができなかった場合
測定できた全ての測定時間における測定値をその料金月の総測定値とみなすことにより上欄の規定により算出した最大発信速度を、その料金月の最大発信速度とみなします。
ウ　イの規定は、当社の機器の故障等により、「取扱所交換設備から他社接続回線又は別記２に定めるイーサネット通信サービスに係る電気通信回線に着信する符号の通信速度」が測定できなかった場合の最大発信速度の計算において準用します。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（５）長期継続利用に係る定額利用料又は利用料の適用</td><td>ア　当社は、第７種総合オープン通信網契約者から、第７種総合オープン通信網契約に係る加入契約回線（イーサネット回線を含みます。以下この欄において同じとします。また、臨時第７種総合オープン通信網契約に係る加入契約回線を除きます。）について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本利用料については、（２）（料金額）に規定する額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。
<table>
<tr><td>継続して利用する期間</td><td>基本利用料の減額（月額）</td></tr>
<tr><td>３年間</td><td>（２）（料金額）に規定する額に0.1</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	を乗じて得た額 イ　長期継続利用に係る基本利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第７種総合オープン通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その加入契約回線の提供を開始した日）から適用します。 ウ　長期継続利用に係る基本利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第７種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。 エ　当社は、長期継続利用に係る加入契約回線について、第７種総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。 オ　長期継続利用に係る第７種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申出ていただきます。 カ　長期継続利用に係る第７種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が別に定める期日までに一括して支払っていただきます。 　ただし、その廃止が、当社又は第７種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたもの及び以下に該当する場合にはこの限りでありません。 （ア）第７種総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合 （イ）その他当社が認めた場合
（６）削除	削除
（７）サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	ア　当社は、第７種総合オープン通信網契約者（臨時第７種総合オープン通信網契約者を除きます。）のものに限ります。以下この表の（10）欄までにおいて同じとします。）の責めによらない理由により、その第７種総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態（その第７種総合オープン通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第105条（総合オープン通信網契約者の切分責任）の規定により、その第７種総合オープン通信網契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して15分以上その状態が連続したときは、その料金月における第７種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（この表の（１）欄から（６）欄までの適用又は料金表通則13若しくは15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るも

のを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、下表に規定する料金返還率を乗じて得た額（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合は、この限りでありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第96条（定額利用料の支払義務）第２項及び第３項の規定を適用します。

（ア）第83条（総合オープン通信網サービスの利用中止）第１項各号の規定により第７種総合オープン通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第７種総合オープン通信網契約者に通知したとき。

（イ）第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）第１項各号の規定により第７種総合オープン通信網サービスの利用を停止したとき。

（ウ）第85条（総合オープン通信網サービスの接続休止）の規定により第７種総合オープン通信網サービスについて接続休止としたとき。

（エ）その第７種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由が次のいずれかの区間以外の区間において生じたもののとき。

① 別に定める第７種総合オープン通信網サービスの提供区間

② 特定他社接続回線に係る区間

全く利用できない状態が連続した時間	料金返還率
15分以上１時間未満	１／３０
１時間以上２時間未満	１／１５
２時間以上３時間未満	１／１０
３時間以上４時間未満	２／１５
４時間以上５時間未満	１／６
５時間以上６時間未満	１／５
６時間以上72時間未満	３／７
72時間以上	１

イ　当社は、アの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその第７種総合オープン通信網契約に係る基本利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則12又は14の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

ウ　アの場合において、その第７種総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が１の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還しま

<table>
<tr><td></td><td>す。
エ　この欄の規定による料金の返還とこの表の（８）欄、（９）欄又は（10）欄の規定による料金の返還を１の料金月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、（10）欄の規定に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（８）サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その１の提供区間の一端から送信されたＩＰパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における第７種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（この表の（１）欄から（６）欄までの適用又は料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1／30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第７種総合オープン通信網契約者に返還します。
　ただし、その第７種総合オープン通信網サービスについて、その２の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りでありません。
<table>
<tr><th>提供区間</th><th>遅延時間の平均時間</th></tr>
<tr><td>当社が別に定める本邦内の提供区間</td><td>２５ミリ秒</td></tr>
<tr><td>当社が別に定める本邦内アメリカ合衆国内との間の提供区間</td><td>１３０ミリ秒</td></tr>
</table>
イ　この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の（７）欄、（９）欄又（10）欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、（10）欄の規定に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（９）サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、第７種総合オープン通信網契約に係る電気通信設備の故障又は滅失（以下この欄において「故障等」といいます。）について当社が知った場合であって、第７種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第７種総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した連絡先（当社と第７種総合オープン通信網契約者との協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における基本利用料（その第７種総合オープン通信網サービスが特定他社接続回線を使用して行うものの場合は、その特定他社接続回線に係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の額（この表の（１）欄から（６）欄までの適用又は料金表通則13若しくは15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に、1／30を乗じて得た額（以下</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその第７種総合オープン通信網契約者に返還します。
　ただし、次の場合には、この限りでありません。
（ア）その故障等を当社が知った時点において、その第７種総合オープン通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止としているとき。
（イ）連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。
イ　当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその第７種総合オープン通信網契約に係る基本利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。
ウ　アの場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第７種総合オープン通信網契約者に通知しなかった場合が１の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。
　ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。
エ　この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の（７）欄、（８）欄又は（10）欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、（10）欄の規定に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（10）サービス品質（パケット損失率）に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定したパケット損失率（その１の提供区間の一端から送信されたＩＰパケットのその提供区間における損失率をいいます。）の料金月単位での平均パケット損失率が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における第７種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（この表の（１）欄から（６）欄までの適用又は料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1／30を乗じて得た額（以下「パケット損失率返還料金額」といいます。）をその第７種総合オープン通信網契約者に返還します。
　ただし、その第７種総合オープン通信網サービスについて、その２の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りでありません。
<table>
<tr><th>提供区間</th><th>平均パケット損失率</th></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	当社が別に定める本邦内の提供区間	０．３％
	当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間	０．３％
	イ　この表の（７）欄から（10）欄までの規定による料金の返還のいずれかを１の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、故障通知時間返還料金額及びパケット損失率返還料金額の合計額を返還します。 　ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。	

（２）料金額

ア　臨時第７種総合オープン通信網契約以外の契約に関するもの

（ア）削除

（イ）ＬＡＮ型

①　②以外のもの

ａ　プランＩのもの

(a)　(b)以外

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））	
	イーサネット回線を使用するもの	イーサネット回線以外の電気通信回線を使用するもの
０．５Ｍｂ／ｓ	１９６，０００円 （２１５，６００円）	１４６，０００円 （１６０，６００円）
１Ｍｂ／ｓ	２１２，０００円 （２３３，２００円）	１６２，０００円 （１７８，２００円）
２Ｍｂ／ｓ	２４４，０００円 （２６８，４００円）	１９４，０００円 （２１３，４００円）
３Ｍｂ／ｓ	２７６，０００円 （３０３，６００円）	２２６，０００円 （２４８，６００円）
４Ｍｂ／ｓ	３０８，０００円 （３３８，８００円）	２５８，０００円 （２８３，８００円）
５Ｍｂ／ｓ	３４０，０００円 （３７４，０００円）	２９０，０００円 （３１９，０００円）
６Ｍｂ／ｓ	３７２，０００円 （４０９，２００円）	３２２，０００円 （３５４，２００円）
７Ｍｂ／ｓ	４０４，０００円 （４４４，４００円）	３５４，０００円 （３８９，４００円）
８Ｍｂ／ｓ	４３６，０００円 （４７９，６００円）	３８６，０００円 （４２４，６００円）
９Ｍｂ／ｓ	４６８，０００円 （５１４，８００円）	４１８，０００円 （４５９，８００円）
１０Ｍｂ／ｓ	５００，０００円 （５５０，０００円）	４５０，０００円 （４９５，０００円）
２０Ｍｂ／ｓ	７６７，０００円 （８４３，７００円）	５９７，０００円 （６５６，７００円）
３０Ｍｂ／ｓ	１，０２７，０００円 （１，１２９，７００円）	８５７，０００円 （９４２，７００円）
４０Ｍｂ／ｓ	１，２８７，０００円 （１，４１５，７００円）	１，１１７，０００円 （１，２２８，７００円）
５０Ｍｂ／ｓ	１，５４７，０００円 （１，７０１，７００円）	１，３７７，０００円 （１，５１４，７００円）
６０Ｍｂ／ｓ	１，７８７，０００円 （１，９６５，７００円）	１，６１７，０００円 （１，７７８，７００円）

７０Ｍｂ／ｓ	２，０２７，０００円 （２，２２９，７００円）	１，８５７，０００円 （２，０４２，７００円）
８０Ｍｂ／ｓ	２，２６７，０００円 （２，４９３，７００円）	２，０９７，０００円 （２，３０６，７００円）
９０Ｍｂ／ｓ	２，５０７，０００円 （２，７５７，７００円）	２，３３７，０００円 （２，５７０，７００円）
１００Ｍｂ／ｓ	２，７４７，０００円 （３，０２１，７００円）	２，５７７，０００円 （２，８３４，７００円）
２００Ｍｂ／ｓ	４，４００，０００円 （４，８４０，０００円）	３，５３０，０００円 （３，８８３，０００円）
３００Ｍｂ／ｓ	５，９００，０００円 （６，４９０，０００円）	５，０３０，０００円 （５，５３３，０００円）
４００Ｍｂ／ｓ	７，４００，０００円 （８，１４０，０００円）	６，５３０，０００円 （７，１８３，０００円）
５００Ｍｂ／ｓ	８，９００，０００円 （９，７９０，０００円）	８，０３０，０００円 （８，８３３，０００円）
６００Ｍｂ／ｓ	１０，４００，０００円 （１１，４４０，０００円）	９，５３０，０００円 （１０，４８３，０００円）
７００Ｍｂ／ｓ	１１，９００，０００円 （１３，０９０，０００円）	１１，０３０，０００円 （１２，１３３，０００円）
８００Ｍｂ／ｓ	１３，４００，０００円 （１４，７４０，０００円）	１２，５３０，０００円 （１３，７８３，０００円）
９００Ｍｂ／ｓ	１４，９００，０００円 （１６，３９０，０００円）	１４，０３０，０００円 （１５，４３３，０００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	１６，４００，０００円 （１８，０４０，０００円）	１５，５３０，０００円 （１７，０８３，０００円）

(b)　当社が提供する電気通信サービスであって、当社が別に定める契約に係る電気通信設備又は当社が別に定める電気通信事業者との通信のみを可能にするもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））	
	イーサネット回線を使用するもの	イーサネット回線以外の電気通信回線を使用するもの
１００Ｍｂ／ｓ	８９０，０００円 （９７９，０００円）	６４０，０００円 （７０４，０００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	２，５１０，０００円 （２，７６１，０００円）	１，６４０，０００円 （１，８０４，０００円）

ｂ　プランⅡのもの（イーサネット回線の部分を含みます。）

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	２２８，０００円 （２５０，８００円）

１００Ｍｂ／ｓ	９００，０００円 （９９０，０００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	５，１５０，０００円 （５，６６５，０００円）
１０Ｇｂ／ｓ	３０，０００，０００円 （３３，０００，０００円）
１００Ｇｂ／ｓ	１０６，０００，０００円 （１１６，６００，０００円）

利用料　　１加入契約回線ごと

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	１Ｍｂ／ｓごとに９０，０００円 （９９，０００円）
１００Ｍｂ／ｓ	５Ｍｂ／ｓごとに３００，０００円 （３３０，０００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	５Ｍｂ／ｓごとに１１２，５００円 （１２３，７５０円）
１０Ｇｂ／ｓ	５０Ｍｂ／ｓごとに９００，０００円 （９９０，０００円）
１００Ｇｂ／ｓ	５００Ｍｂ／ｓごとに５，４００，０００円 （５，９４０，０００円）

② 第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続するもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１００Ｍｂ／ｓ	２，５７７，０００円 （２，８３４，７００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	１５，５３０，０００円 （１７，０８３，０００円）

イ 臨時第７種総合オープン通信網契約に関するもの

定額利用料　　加入契約回線又は１端末回線ごとに日額

ア（臨時第７種総合オープン通信網契約以外の契約に関するもの）の料金額の１０分の１

８　第８種総合オープン通信網サービスに係るもの

（１）適用

第８種総合オープン通信網サービスに係る基本利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）及び第97条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>（１）品目に係る料金の適用</td><td>
当社は、第８種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。
ア　１０ＢＡＳＥ―Ｔ接続又は１０ＢＡＳＥ－ＦＬ接続のもの
<table>
<tr><th>品　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>１Ｍｂ／ｓ</td><td>１メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>２Ｍｂ／ｓ</td><td>２メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>３Ｍｂ／ｓ</td><td>３メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>４Ｍｂ／ｓ</td><td>４メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>５Ｍｂ／ｓ</td><td>５メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>１０Ｍｂ／ｓ</td><td>１０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
</table>
備考
１　第８種総合オープン通信網サービスに係る通信は、相互接続点、端末回線の終端、特定装置、当社契約者回線の終端、アクセスポイント、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、端局、特定装置、取扱所交換設備、アクセスポイント、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。以下エまでにおいて同じとします。
２　第８種総合オープン通信網契約者（１Ｍｂ／ｓの品目に係る第８種総合オープン通信網サービスに係るものを除きます。）は、１Ｍｂ／ｓごとに符号伝送速度に係る上限値を定することができます。以下エまでにおいて同じとします。
イ　１００ＢＡＳＥ－ＴＸ接続又は１００ＢＡＳＥ－ＦＸ接続のもの
<table>
<tr><th>品　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>５Ｍｂ／ｓ</td><td>５メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>６Ｍｂ／ｓ</td><td>６メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>７Ｍｂ／ｓ</td><td>７メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>８Ｍｂ／ｓ</td><td>８メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>９Ｍｂ／ｓ</td><td>９メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>１０Ｍｂ／ｓ</td><td>１０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>１５Ｍｂ／ｓ</td><td>１５メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>２０Ｍｂ／ｓ</td><td>２０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>２５Ｍｂ／ｓ</td><td>２５メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>３０Ｍｂ／ｓ</td><td>３０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>３５Ｍｂ／ｓ</td><td>３５メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>４０Ｍｂ／ｓ</td><td>４０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

４５Ｍｂ／ｓ	４５メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
５０Ｍｂ／ｓ	５０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
５５Ｍｂ／ｓ	５５メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
６０Ｍｂ／ｓ	６０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
６５Ｍｂ／ｓ	６５メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
１００Ｍｂ／ｓ	１００ガビット／秒の符号伝送が可能なもの

ウ　１０００ＢＡＳＥ－ＳＸ接続、１０００ＢＡＳＥ－ＬＸ接続又は１０００ＢＡＳＥ－ＺＸ接続のもの

品　　目	内　　容
１００Ｍｂ／ｓ	１００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
１５０Ｍｂ／ｓ	１５０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
２００Ｍｂ／ｓ	２００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
２５０Ｍｂ／ｓ	２５０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
３００Ｍｂ／ｓ	３００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
３５０Ｍｂ／ｓ	３５０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
４００Ｍｂ／ｓ	４００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
４５０Ｍｂ／ｓ	４５０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
５００Ｍｂ／ｓ	５００メガビット／秒の符号伝送が可能なの
５５０Ｍｂ／ｓ	５５０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
６００Ｍｂ／ｓ	６００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
６５０Ｍｂ／ｓ	６５０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
７００Ｍｂ／ｓ	７００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
７５０Ｍｂ／ｓ	７５０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
８００Ｍｂ／ｓ	８００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
８５０Ｍｂ／ｓ	８５０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
９００Ｍｂ／ｓ	９００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの

	９５０Ｍｂ／ｓ	９５０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
	１０００Ｍｂ／ｓ	１０００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの

エ　１０ＧＢＡＳＥ－ＬＲ接続のもの

品　　目	内　　容
１０Ｇｂ／ｓ	１０ギガビット／秒の符号伝送が可能なもの

オ　１００ＧＢＡＳＥ－ＬＲ接続のもの

品　　目	内　　容
１００Ｇｂ／ｓ	１００ギガビット／秒の符号伝送が可能なもの

（２）タイプに係る料金の適用

当社は、第８種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。

区　　分	内　　容
タイプⅠ	第８種総合オープン通信網サービスに係る通信のインターネットプロトコルがバージョン４のもの
タイプⅡ	第８種総合オープン通信網サービスに係る通信をＩＰｖ４／ＩＰｖ６デュアルスタック機能により提供するもの
備考　タイプの変更は、できないものとします。	

（３）プランに係る料金の適用

ア　当社は、第８種総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。

区　　分	内　　容
プランⅠ	基本利用料が定額利用料からなるもの
プランⅡ	基本利用料が定額利用料と利用料からなるもの

イ　第８種総合オープン通信網契約者は、プランの変更の請求をすることができます。

ウ　当社は、イの請求があったときは、第63条（第８種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（４）基本利用料の算定

ア　第８種総合オープン通信網サービス（プランⅡのものに限ります。）に係る基本利用料は、下表のとおり算定します。

品　　目	内　　容
１０Ｍｂ／ｓ	最大利用速度が１Ｍｂ／ｓを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が１Ｍｂ／ｓを超える部分について１Ｍｂ／ｓまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格５１０，０００円（税込価格　５６１，０００円）を超える場合は、その税抜価格５１０，０００円（税込価格　５６１，０００円）を超える部分は、支払

			いを要しません。
		１００Ｍｂ／ｓ	最大利用速度が５Ｍｂ／ｓを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が５Ｍｂ／ｓを超える部分について５Ｍｂ／ｓまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格２，８６０，０００円（税込価格 ３，１４６，０００円）を超える場合は、その税抜価格２，８６０，０００円（税込価格 ３，１４６，０００円）を超える部分は、支払いを要しません。
		１０００Ｍｂ／ｓ	最大利用速度が１００Ｍｂ／ｓを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が１００Ｍｂ／ｓを超える部分について５Ｍｂ／ｓまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格２０，０００，０００円（税込価格 ２２，０００，０００円）を超える場合は、その税抜価格２０，０００，０００円（税込価格 ２２，０００，０００円）を超える部分は、支払いを要しません。
		１０Ｇｂ／ｓ	最大利用速度が１０Ｇｂ／ｓを超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が１０Ｇｂ／ｓを超える部分について５０Ｍｂ／ｓまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格１５２，０００，０００円（税込価格 １６７，２００，０００円）を超える場合は、その税抜価格１５２，０００，０００円（税込価格 １６７，２００，０００円）を超える部分は、支払いを要しません。
		１００Ｇｂ／ｓ	最大利用速度が１００Ｇｂ／ｓ超えない部分について定額利用料のみを適用し、最大利用速度が１００Ｇｂ／ｓを超える部分について５００Ｍｂ／ｓまでごとの利用料を加算して適用します。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜価格１，０７２，０００，０００円（税込価格 １，１７９，２００，０００円）を超える場合は、その税抜価格１，０７２，０００，０００円（税込価格１，１７９，２００，０００円）を超える部分は、支払いを要しません。

<table>
<tr><td></td><td>イ　アの最大利用速度（下表に規定する最大発信速度及び最大着信速度のうち、いずれかその数値の大きい速度をいいます。）は、当社の機器により測定します。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>最大発信速度</td><td>１の料金月（臨時第８種総合オープン通信網契約の場合又は料金表通則14に規定する場合が生じたときは利用した期間）において、当社契約者回線から発信される符号の通信速度を一定の時分ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td></tr>
<tr><td>最大着信速度</td><td>１の料金月（臨時第８種総合オープン通信網契約の場合又は料金表通則14に規定する場合が生じたときは利用した期間）において、当社契約者回線に着信する符号の通信速度を一定の時分ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
ア　この表の「一定の時分」（以下この欄において「測定時間」といいます。）とは、５分とします。
イ　当社の機器の故障等により、「当社契約者回線から発信される符号の通信速度」が測定できなかった場合の最大発信速度は次のとおり算定するものとします。
（ア）その料金月に属する全ての測定時間について、「当社契約者回線から発信される符号の通信速度」を測定することができなかった場合
その料金月の最大発信速度は０とみなします。
（イ）その料金月に属する一部の測定時間について、「当社契約者回線から発信される符号の通信速度」を測定することができなかった場合
測定できた全ての測定時間における測定値をその料金月の総測定値とみなすことにより上欄の規定により算出した最大発信速度を、その料金月の最大発信速度とみなします。
ウ　イの規定は、当社の機器の故障等により、「当社契約者回線に着信する符号の通信速度」が測定できなかった場合の最大発信速度の計算において準用します。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（５）長期継続利用に係る定額利用料又は利用料の適用</td><td>ア　当社は、第８種総合オープン通信網契約者から、第８種総合オープン通信網契約に係る当社契約者回線（臨時第８種総合オープン通信網契約に係る当社契約者回線を除きます。）について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本利用料については、（２）（料金額）に規定する</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。
<table><tr><td>継続して利用する期間</td><td>基本利用料の減額（月額）</td></tr><tr><td>３年間</td><td>（２）（料金額）に規定する額に0.1を乗じて得た額</td></tr></table>イ　長期継続利用に係る基本利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第８種総合オープン通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その当社契約者回線の提供を開始した日）から適用します。
ウ　長期継続利用に係る基本利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第８種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。
エ　当社は、長期継続利用に係る当社契約者回線について、第８種総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
オ　長期継続利用に係る第８種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申出ていただきます。
カ　長期継続利用に係る第８種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が別に定める期日までに一括して支払っていただきます。
　ただし、その廃止が、当社又は第８種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたもの及び以下に該当する場合にはこの限りでありません。
（ア）第８種総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合
（イ）その他当社が認めた場合</td></tr>
<tr><td>（６）削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（７）サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、第８種総合オープン通信網契約者（臨時第８種総合オープン通信網契約者を除くものに限ります。以下この表の（10）欄までにおいて同じとします。）の責めによらない理由により、その第８種総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態（その第８種総合オープン通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第105条（総合オープン通信網契約者の切分責任）の規定により、その第８種総合オープン通信網契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して15</td></tr>
</table>

	分以上その状態が連続したときは、その料金月における第８種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（この表の（１）欄から（６）欄までの適用又は料金表通則13若しくは15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、下表に規定する料金返還率を乗じて得た額（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。 　ただし、次の場合は、この限りでありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第96条（定額利用料の支払義務）第２項及び第３項の規定を適用します。 （ア）第83条（総合オープン通信網サービスの利用中止）第１項各号の規定により第８種総合オープン通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第８種総合オープン通信網契約者に通知したとき。 （イ）第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）第１項各号の規定により第８種総合オープン通信網サービスの利用を停止したとき。 （ウ）第85条（総合オープン通信網サービスの接続休止）の規定により第８種総合オープン通信網サービスについて接続休止としたとき。 （エ）その第８種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由が別に定める第８種総合オープン通信網サービスの提供区間以外の区間において生じたもののとき。

全く利用できない状態が連続した時間	料金返還率
15分以上１時間未満	１／３０
１時間以上２時間未満	１／１５
２時間以上３時間未満	１／１０
３時間以上４時間未満	２／１５
４時間以上５時間未満	１／６
５時間以上６時間未満	１／５
６時間以上72時間未満	３／７
72時間以上	１

	イ　当社は、アの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその第８種総合オープン通信網契約に係る基本利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。 ウ　アの場合において、その第８種総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が１の料金月において

<table>
<tr><td></td><td>複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。
　ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。
エ　この欄の規定による料金の返還とこの表の（８）欄、（９）欄又は（10）欄の規定による料金の返還を１の料金月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、（９）欄の規定に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（８）サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その１の提供区間の一端から送信されたＩＰパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における第８種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（この表の（１）欄から（６）欄までの適用又は料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1／30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第８種総合オープン通信網契約者に返還します。
　ただし、その第８種総合オープン通信網サービスについて、その２の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りでありません。
<table>
<tr><th>提供区間</th><th>遅延時間の
平均時間</th></tr>
<tr><td>当社が別に定める本邦内の提供区間</td><td>２５ミリ秒</td></tr>
<tr><td>当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国との間の提供区間</td><td>１３０ミリ秒</td></tr>
</table>
イ　この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の（７）欄、（９）欄又は（10）欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、（10）欄の規定に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（９）サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、第８種総合オープン通信網契約に係る電気通信設備の故障又は滅失（以下この欄において「故障等」といいます。）について当社が知った場合であって、第８種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第８種総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した連絡先（当社と第８種総合オープン通信網契約者との協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における基本利用料の額（この表の（１）欄から（６）欄までの適用又は料金表通則13若しくは15の規定（第96</td></tr>
</table>

	条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に、1／30を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその第８種総合オープン通信網契約者に返還します。 ただし、次の場合には、この限りでありません。 （ア）その故障等を当社が知った時点において、その第８種総合オープン通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止としているとき。 （イ）連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。 イ　当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその第８種総合オープン通信網契約に係る基本利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則12又は14の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。 ウ　アの場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第８種総合オープン通信網契約者に通知しなかった場合が１の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。 エ　この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の（７）欄、（８）欄又は（10）欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、（10）欄の規定に定めるところによります。
（10）サービス品質（パケット損失率）に係る料金の適用	ア　当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定したパケット損失率（その１の提供区間の一端から送信されたＩＰパケットのその提供区間における損失率をいいます。）の料金月単位での平均パケット損失率が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における第８種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（この表の（１）欄から（６）欄までの適用又は料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1／30を乗じて得た額（以下「パケット損失率返還料金額」といいます。）をその第８種総合オープン通信網契約者に返還します。

<table>
<tr><td></td><td>ただし、その第８種総合オープン通信網サービスについて、その２の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りでありません。
<table><tr><th>提供区間</th><th>平均パケット損失率</th></tr><tr><td>当社が別に定める本邦内提供区間</td><td>０．３％</td></tr><tr><td>当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国との間の提供区間</td><td>０．３％</td></tr></table>イ　この表の（７）欄から（10）欄までの規定による料金の返還のいずれかを１の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、故障通知時間返還料金額及びパケット損失率返還料金額の合計額を返還します。
ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</td></tr>
<tr><td>（11）品目を変更した場合の料金の取扱い</td><td>第８種総合オープン通信網契約者が第８種総合オープン通信網契約の品目を３０日以内に２回変更をした場合の利用料は次のとおりとします。
１回目の変更以前の品目以下に変更した場合には、１回目の変更から２回目の変更までの期間の１日あたりの料金は、月額料及び利用料の１０分の１とします。</td></tr>
</table>

（２）料金額

ア　臨時第８種総合オープン通信網契約以外の契約に関するもの

（ア）タイプⅠ、及びタイプⅡのもの

①　プランⅠのもの

ａ　ｂ以外

(a)　１０ＢＡＳＥ―Ｔ又は１０ＢＡＳＥ－ＦＬ接続のもの

定額利用料　　１当社契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１Ｍｂ／ｓ	７０，０００円 （７７，０００円）
２Ｍｂ／ｓ	１４０，０００円 （１５４，０００円）
３Ｍｂ／ｓ	２１０，０００円 （２３１，０００円）
４Ｍｂ／ｓ	２８０，０００円 （３０８，０００円）
５Ｍｂ／ｓ	３５０，０００円 （３８５，０００円）
１０Ｍｂ／ｓ	４２０，０００円 （４６２，０００円）

(b)　１００ＢＡＳＥ―ＴＸ接続又は１００ＢＡＳＥ－ＦＸ接続のもの

定額利用料　　１当社契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
５Ｍｂ／ｓ	４００，０００円 （４４０，０００円）
６Ｍｂ／ｓ	４６０，０００円 （５０６，０００円）
７Ｍｂ／ｓ	５２０，０００円 （５７２，０００円）
８Ｍｂ／ｓ	５８０，０００円 （６３８，０００円）
９Ｍｂ／ｓ	６４０，０００円 （７０４，０００円）
１０Ｍｂ／ｓ	７００，０００円 （７７０，０００円）
１５Ｍｂ／ｓ	８００，０００円 （８８０，０００円）
２０Ｍｂ／ｓ	９００，０００円 （９９０，０００円）
２５Ｍｂ／ｓ	１，０００，０００円 （１，１００，０００円）

３０Ｍｂ／ｓ	１，１００，０００円 （１，２１０，０００円）
３５Ｍｂ／ｓ	１，２００，０００円 （１，３２０，０００円）
４０Ｍｂ／ｓ	１，３００，０００円 （１，４３０，０００円）
４５Ｍｂ／ｓ	１，４００，０００円 （１，５４０，０００円）
５０Ｍｂ／ｓ	１，５００，０００円 （１，６５０，０００円）
５５Ｍｂ／ｓ	１，６００，０００円 （１，７６０，０００円）
６０Ｍｂ／ｓ	１，７００，０００円 （１，８７０，０００円）
６５Ｍｂ／ｓ	１，８００，０００円 （１，９８０，０００円）
１００Ｍｂ／ｓ	１，９００，０００円 （２，０９０，０００円）

(c)　１０００ＢＡＳＥ―ＳＸ接続、１０００ＢＡＳＥ－ＬＸ接続又は１０００ＢＡＳＥ－ＺＸ接続のもの

定額利用料　　１当社契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１００Ｍｂ／ｓ	１，８００，０００円 （１，９８０，０００円）
１５０Ｍｂ／ｓ	２，７００，０００円 （２，９７０，０００円）
２００Ｍｂ／ｓ	３，６００，０００円 （３，９６０，０００円）
２５０Ｍｂ／ｓ	４，５００，０００円 （４，９５０，０００円）
３００Ｍｂ／ｓ	５，４００，０００円 （５，９４０，０００円）
３５０Ｍｂ／ｓ	６，３００，０００円 （６，９３０，０００円）
４００Ｍｂ／ｓ	７，２００，０００円 （７，９２０，０００円）
４５０Ｍｂ／ｓ	８，１００，０００円 （８，９１０，０００円）
５００Ｍｂ／ｓ	９，０００，０００円 （９，９００，０００円）
５５０Ｍｂ／ｓ	９，９００，０００円 （１０，８９０，０００円）
６００Ｍｂ／ｓ	１０，８００，０００円

	（１１，８８０，０００円）
６５０Ｍｂ／ｓ	１１，７００，０００円 （１２，８７０，０００円）
７００Ｍｂ／ｓ	１２，６００，０００円 （１３，８６０，０００円）
７５０Ｍｂ／ｓ	１３，５００，０００円 （１４，８５０，０００円）
８００Ｍｂ／ｓ	１４，４００，０００円 （１５，８４０，０００円）
８５０Ｍｂ／ｓ	１５，３００，０００円 （１６，８３０，０００円）
９００Ｍｂ／ｓ	１６，２００，０００円 （１７，８２０，０００円）
９５０Ｍｂ／ｓ	１７，１００，０００円 （１８、８１０，０００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	１８，０００，０００円 （１９，８００，０００円）

ｂ　当社が提供する電気通信サービスであって、当社が別に定める契約に係る電気通信設備又は当社が別に定める電気通信事業者との通信のみを可能にするもの

定額利用料　１当社契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１００Ｍｂ／ｓ	６４０，０００円 （７０４，０００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	１，６４０，０００円 （１，８０４，０００円）

② プランⅡのもの

定額利用料　１当社契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	１００，０００円 （１１０，０００円）
１００Ｍｂ／ｓ	７００，０００円 （７７０，０００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	３，０００，０００円 （３，３００，０００円）
１０Ｇｂ／ｓ	１６，０００，０００円 （１７，６００，０００円）
１００Ｇｂ／ｓ	１００，０００，０００円 （１１０，０００，０００円）

利用料　１当社契約者回線ごと

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））

１０Ｍｂ／ｓ	１Ｍｂ／ｓごとに　８２，０００円 （９０，２００円）
１００Ｍｂ／ｓ	５Ｍｂ／ｓごとに　１２０，０００円 （１３２，０００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	５Ｍｂ／ｓごとに　１００，０００円 （１１０，０００円）
１０Ｇｂ／ｓ	５０Ｍｂ／ｓごとに　８００，０００円 （８８０，０００円）
１００Ｇｂ／ｓ	５００Ｍｂ／ｓごとに５，４００，０００円 （５，９４０，０００円）

イ　臨時第８種総合オープン通信網契約に関するもの

定額利用料	１当社契約者回線ごとに日額
ア（臨時第８種総合オープン通信網契約以外の契約に関するもの）の料金額の１０分の１	

９　第９種総合オープン通信網サービスに係るもの

９－１　帯域共有型FTTHアクセスに係るもの

（１）適用

帯域共有型FTTHアクセスに係る基本利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>（１）品目に係る料金の適用</td><td>当社は、帯域共有型FTTHアクセスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。
<table>
<tr><th>品　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>１Ｇベストエフォート</td><td>最大１ギガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
帯域共有型FTTHアクセスに係る第９種総合オープン通信網サービスの通信は、相互接続点、端末回線の終端、特定装置、当社契約者回線の終端、アクセスポイント、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、端局、特定装置、取扱所交換設備、アクセスポイント、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものでありません。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（２）プランに係る料金の適用Ⅰ</td><td>ア　当社は、帯域共有型FTTHアクセスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。
<table>
<tr><th>プラン</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>プランⅠ
（商品名：固定IP１個）</td><td>発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ１個のＩＰアドレスを付与するもの</td></tr>
<tr><td>プランⅡ
（商品名：固定IP８個）</td><td>発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ８個のＩＰアドレスを付与するもの</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	イ　帯域共有型FTTHアクセスに係る第９総合オープン通信網契約者は、プランの変更の請求をすることができます。 ウ　当社は、１の端末回線ごとにＩＰアドレスを付与します。 エ　当社は、イの請求があったときは、第67条（第９種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（２）料金額

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））	
１Ｇベストエフォート	プランⅠ	１８，８５０円 （２０，７３５円）
	プランⅡ	２８，８５０円 （３１，７３５円）

９―２　帯域共有型フレッツアクセスに係るもの

（１）適用

帯域共有型フレッツアクセスに係る基本利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>（１）コースに係る料金の適用</td><td>ア　当社は、帯域共有型フレッツアクセスに係る料金額を適用するにあたってコースを定めます。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>コースⅠ
（商品名：プランＦ
）</td><td>コースⅡ以外のもの</td></tr>
<tr><td>コースⅡ
（商品名：
ｗｉｔｈＦ＋）</td><td>端末回線を使用して行うもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　コースⅡは、本表（２）タイプに係る料金の適用アに定めるタイプⅧに係る端末回線において、本表（４）通信の利用に係る細目の適用に定めるものに限り提供します。
２　コースⅡには以下の保守タイプがありいずれか１の種類を選択していただきます。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>保守タイプ１</td><td>午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、コースⅡの帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受けたときに、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの</td></tr>
<tr><td>保守タイプ２</td><td>保守タイプ１以外のもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約者は、保守タイプ２を選択する場合、２（料金額）に定める加算額の支払いを要します。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>
イ　帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約者は、帯域共有型フレッツアクセスのコースの変更の請求をすることはできません。
ウ　当社は、帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約者（コースⅡのものに限ります。）に対し、屋内配線を提供します。</td></tr>
<tr><td>（２）タイプに係る料金の適用</td><td>ア　当社は、帯域共有型フレッツアクセスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。
<table>
<tr><td>タイプⅤ</td><td>協定事業者の契約約款等に規定するＩＰ通信網サービ</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

			ス（メニュー５－２のものに限ります。注）に係る利用回線を使用して行うもの 注　メニュー５－２のもの １．東日本電信電話株式会社に係るもの （１）１Ｇｂ／ｓ（フレッツ光ネクスト　マンション・ギガラインタイプ）のもの （２）１Ｇｂ／ｓ（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置を利用するものに限ります。）（フレッツ光ネクスト　ギガマンション・スマートタイプ）のもの（以下「ギガマンション・スマート」といいます。） （３）１０Ｇｂ／ｓ（フレッツ　光クロス（集合住宅））のもの（以下「光クロス　集合住宅」といいます。） ２．西日本電信電話株式会社に係るもの （１）１Ｇｂ／ｓ（フレッツ光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ隼）のもの （２）１０Ｇｂ／ｓ（フレッツ 光クロス　マンションタイプ）のもの（以下「光クロス　マンション」といいます。）
		タイプⅦ	協定事業者の契約約款等に規定するＩＰ通信網サービス（メニュー５－１（当社が別に定めるものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線又はそれに相当する端末回線を使用して行うもの 注　当社が別に定めるもの １．東日本電信電話株式会社に係るもの （１）１Ｇｂ／ｓのプラン３－１（フレッツ　光ネクスト　ファミリーギガラインタイプ）のもの（以下「ファミリー・ギガライン」といいます。） （２）１Ｇｂ／ｓのプラン３－１（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置を利用するものに限ります。）（フレッツ　光ネクスト　ギガファミリー・スマートタイプ）のもの（以下「ギガファミリースマート」といいます。） （３）１０Ｇｂ／ｓのプラン３－１（フレッツ　光クロス）のもの（以下「光クロス」といいます。） ２．西日本電信電話株式会社に係るもの （１）１Ｇｂ／ｓのプラン３（フレッツ　光ネクスト　ファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼）のもの（以下「ファミリー・スーパーハイスピード　隼」といいます。） （２）１０Ｇｂ／ｓのプラン３（フレッツ　光クロ

	ス　ファミリー　タイプ）のもの（以下「光クロス　ファミリー」といいます。）

備考
1　帯域共有型フレッツアクセスは、当該総合オープン通信網サービスに係る利用者が利用回線又は端末回線（当社が別に定める協定事業者の付加機能を利用するものを除きます。）を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、利用することができるものとします。
2　帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網サービスの通信は、相互接続点、端末回線の終端、特定装置、当社契約者回線の終端、アクセスポイント、ＮＳＰＩＸＰとの接続点、又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、端局、特定装置、取扱所交換設備、アクセスポイント、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。
3　当社は、１の帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約ごとに１のお客様ＩＤを申告していただきます。
4　当社は、お客様ＩＤごとにＩＰアドレスを付与します。

イ　帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約者は、帯域共有型フレッツアクセスのタイプの変更の請求をすることができます。
ウ　当社は、イの請求があったときは、第67条（第９種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（３）プランに係る料金の適用

ア　当社は、帯域共有型フレッツアクセスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。

プラン０ （商品名：動的ＩＰ）	発信端末を特定するＩＰアドレスについて、通信の都度、１個のグローバルＩＰアドレスを動的に付与するもの
プランⅠ （商品名：１個(／32)）	発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ１個のグローバルＩＰアドレスを付与するもの
プランⅡ （商品名：８個(／29)）	発信端末を特定するＩＰアドレスについて、あらかじめ８個のグローバルＩＰアドレスを付与するもの

イ　帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約者は、帯域共有型フレッツアクセスのプランの変更の請求をすることができます。
ウ　当社は、イの請求があったときは、第67条（第９種総合オープン

<table>
<tr><td></td><td>通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</td></tr>
<tr><td>（４）　通信の利用に係る細目の適用</td><td>ア　帯域共有型フレッツアクセスは、下表のとおり通信プロトコルを提供します。<table><tr><td>区別</td><td>内容</td></tr><tr><td>ＩＰｏＥ接続型</td><td>光アクセス回線に係る通信のプロトコルにＩＰｖ４又はＩＰｖ６を利用するものであって、ＩＰｖ４アドレス又はＩＰｖ６アドレスでの通信を行うことができるもの</td></tr><tr><td colspan="2">備考　ＩＰｏＥ接続型（プラン０のものに限ります。）は、ＩＰｖ４パケットにおいて送信元ポート番号に制限がある場合があります。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（５）長期継続利用に係る定額利用料の適用</td><td>ア　当社は、帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約者（コースＩに係るものに限ります。）から、帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、（２）（料金額）に規定する額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。<table><tr><td>継続して利用する期間</td><td>定額利用料の減額（月額）</td></tr><tr><td>３年間</td><td>（２）（料金額）に規定する額に0.1を乗じて得た額</td></tr></table>イ　長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その帯域共有型フレッツアクセスの提供を開始した日）から適用します。
ウ　長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。
エ　当社は、長期継続利用に係る帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
オ　長期継続利用に係る帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申出ていただきます。
カ　長期継続利用に係る帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
　ただし、その廃止が、当社又は帯域共有型フレッツアクセス契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置</td></tr>
</table>

	として行われたもの及び以下に該当する場合には、この限りでありません。 （ア）帯域共有型フレッツアクセスに係る第９種総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合 （イ）その他当社が認めた場合

（２）料金額

ア　コースＩに係るもの

（ア）タイプⅤのもの

①　②以外のもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プラン０	３，１３０円 （３，４４３円）
プランⅠ	９，８００円 （１０，７８０円）
プランⅡ	１８，８００円 （２０，６８０円）

②　光クロス　集合住宅及び光クロス　マンションに係るもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プラン０	８，０００円 （８，８００円）
プランⅠ	１８，０００円 （１９，８００円）
プランⅡ	２８，０００円 （３０，８００円）

（イ）タイプⅦのもの

①　②以外のもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プラン０	３，１３０円 （３，４４３円）
プランⅠ	９，８００円 （１０，７８０円）
プランⅡ	１８，８００円 （２０，６８０円）

②　光クロス及び光クロス　ファミリーに係るもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プラン０	８，０００円 （８，８００円）
プランⅠ	１８，０００円 （１９，８００円）
プランⅡ	２８，０００円 （３０，８００円）

イ　コースⅡに係るもの

（ア）（イ）以外の部分

①　タイプⅧのもの

ａ　ｂ以外のもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プラン０	４，６３０円 （５，０９３円）
プランⅠ	１１，３００円 （１２，４３０円）
プランⅡ	２０，３００円 （２２，３３０円）

ｂ　光クロス及び光クロス　ファミリーに係るもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
プラン０	９，５００円 （１０，４５０円）
プランⅠ	１９，５００円 （２１，４５０円）
プランⅡ	２９，５００円 （３２，４５０円）

（イ）端末回線に係る部分

①　基本額

ａ　提供区域１に係るもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
タイプⅧ	ファミリー・ギガライン	４，３００円 （４，７３０円）
	光クロス	５，５００円 （６，０５０円）

ｂ　提供区域２に係るもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
タイプⅧ	光クロス　ファミリー	６，３００円 （６，９３０円）
	上記以外	４，３００円 （４，７３０円）

②　保守タイプに係る加算額

１ユーザＩＤごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
保守タイプ２	３，０００円 （３，３００円）

９－３　帯域確保型に係るもの

（１）適用

帯域確保型に係る基本利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）及び第97条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>（１）品目に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、帯域確保型に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。
（ア）　ＬＡＮ型に係る品目
①１０メガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの
<table>
<tr><th>品　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>１０Ｍｂ／ｓ</td><td>１０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
</table>
②１００メガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの
<table>
<tr><th>品　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>１００Ｍｂ／ｓ</td><td>１００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
</table>
③１０００メガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの
<table>
<tr><th>品　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>２００Ｍｂ／ｓ</td><td>２００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>３００Ｍｂ／ｓ</td><td>３００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>１０００Ｍｂ／ｓ</td><td>１０００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（２）タイプに係る料金の適用</td><td>ア　当社は、帯域確保型に係る基本利用料を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>タイプＩ</td><td>帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網サービスの通信をＩＰｖ４／ＩＰｖ６デュアルスタック機能により提供するもの</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（３）プランに係る料金の適用</td><td>ア　当社は、帯域確保型に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>プランＩ</td><td>基本利用料が定額利用料からなるもの</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（４）長期継続利用に係る定額利用料</td><td>ア　当社は、帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約者から、帯域確保型契約に係る加入契約回線（イーサネット回線を含みます。以下この欄において同じとします。）について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本利用料については、（２）（料金額）に規定する額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。
<table>
<tr><th>継続して利用する期間</th><th>基本利用料の減額（月額）</th></tr>
</table></td></tr>
</table>

	<table><tr><td>３年間</td><td>（２）（料金額）に規定する額に0.1を乗じて得た額</td></tr></table> イ　長期継続利用に係る基本利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（帯域確保型契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その加入契約回線の提供を開始した日）から適用します。 ウ　長期継続利用に係る基本利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。 エ　当社は、長期継続利用に係る加入契約回線について、帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。 オ　長期継続利用に係る帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申出ていただきます。 カ　長期継続利用に係る帯域確保型の第９種総合オープン通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が別に定める期日までに一括して支払っていただきます。 　ただし、その廃止が、当社又は帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたもの及び以下に該当する場合にはこの限りでありません。 （ア）帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約の解除と同時に新たに総合オープン通信網契約の締結を行う場合 （イ）その他当社が認めた場合
（５）サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	ア　当社は、帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約者のものに限ります。以下この表の（10）欄までにおいて同じとします。）の責めによらない理由（特定他社接続回線に係る区間において生じたものを含みます）により、その帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態（その帯域確保型の第９種総合オープン通信網契約サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第105条（総合オープン通信網契約者の切分責任）の規定により、その帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して15分以上その状態が連続したときは、その料金月における帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網サービスの基本利用料

の額（この表の（１）欄から（４）欄までの適用又は料金表通則13若しくは15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、下表に規定する料金返還率を乗じて得た額（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合は、この限りでありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第96条（定額利用料の支払義務）第２項及び第３項の規定を適用します。

（ア）第83条（総合オープン通信網サービスの利用中止）第１項各号の規定により帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約者に通知したとき。

（イ）第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）第１項各号の規定により帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網サービスの利用を停止したとき。

（ウ）第85条（総合オープン通信網サービスの接続休止）の規定により帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網サービスについて接続休止としたとき。

（エ）その帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由が次のいずれかの区間以外の区間において生じたもののとき。

① 別に定める帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網の提供区間

② 特定他社接続回線に係る区間

全く利用できない状態が連続した時間	料金返還率
15分以上１時間未満	１／３０
１時間以上２時間未満	１／１５
２時間以上３時間未満	１／１０
３時間以上４時間未満	２／１５
４時間以上５時間未満	１／６
５時間以上６時間未満	１／５
６時間以上72時間未満	３／７
72時間以上	１

イ　当社は、アの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約に係る基本利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則12又は14の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

<table>
<tr><td></td><td>ウ　アの場合において、その帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が１の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。
　ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。
エ　この欄の規定による料金の返還とこの表の（６）欄、（７）欄又は（８）欄の規定による料金の返還を１の料金月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、（８）欄の規定に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（６）サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その１の提供区間の一端から送信されたＩＰパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における帯域確保型の基本利用料の額（この表の（１）欄から（４）欄までの適用又は料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1／30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約者に返還します。
　ただし、その帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約について、その２の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りでありません。
<table>
<tr><th>提供区間</th><th>遅延時間の平均時間</th></tr>
<tr><td>当社が別に定める本邦内の提供区間</td><td>２５ミリ秒</td></tr>
<tr><td>当社が別に定める本邦内アメリカ合衆国内との間の提供区間</td><td>１３０ミリ秒</td></tr>
</table>
イ　この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の（６）欄、（７）欄又（８）欄はの規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、（８）欄の規定に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>（７）サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、帯域確保型の第９種総合オープン通信網契約に係る電気通信設備の故障又は滅失（以下この欄において「故障等」といいます。）について当社が知った場合であって、帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約者の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した連絡先（当社と帯域確保型契約者との協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における基本利用料（その特定帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網サービスが特定他社接続回</td></tr>
</table>

	線を使用して行うものの場合は、その特定他社接続回線に係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の額（この表の（１）欄から（４）欄までの適用又は料金表通則13若しくは15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に、1／30を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約者に返還します。 　ただし、次の場合には、この限りでありません。 （ア）その故障等を当社が知った時点において、その帯域確保型について利用中止、利用停止又は接続休止としているとき。 （イ）連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。 イ　当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約に係る基本利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。 ウ　アの場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約者に通知しなかった場合が１の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。 　ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。 エ　この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の（６）欄、（７）欄又は（８）欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、（８）欄の規定に定めるところによります。
（８）サービス品質（パケット損失率）に係る料金の適用	ア　当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定したパケット損失率（その１の提供区間の一端から送信されたＩＰパケットのその提供区間における損失率をいいます。）の料金月単位での平均パケット損失率が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（この表の（１）欄から（４）欄までの適用又は料金表通則13又は15の規定（第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号及び第３項第２号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1／30を乗じて得た額（以下「パ

	ケット損失率返還料金額」といいます。）をその帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網契約者に返還します。 　ただし、その帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網サービスについて、その２の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りでありません。

提供区間	平均パケット損失率
当社が別に定める本邦内の提供区間	０．３％
当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間	０．３％

イ　この表の（６）欄から（８）欄までの規定による料金の返還のいずれかを１の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、故障通知時間返還料金額及びパケット損失率返還料金額の合計額を返還します。
　ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。

（２）料金額

ア　帯域確保型契約に関するもの

（ア）ＬＡＮ型

プランＩのもの

(a)　イーサネット回線を使用するもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	７０，０００円 （７７，０００円）
１００Ｍｂ／ｓ	２０５，０００円 （２２５，５００円）
２００Ｍｂ／ｓ	２３５，０００円 （２５８，５００円）
３００Ｍｂ／ｓ	２６５，０００円 （２９１，５００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	４７５，０００円 （５２２，５００円）

(b)　特定他社接続回線を使用するもの

①　北海道総合通信網株式会社に係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	６４，０００円 （７０，４００円）
１００Ｍｂ／ｓ	１９９，０００円 （２１８，９００円）
２００Ｍｂ／ｓ	１７５，０００円

	（１９２，５００円）
３００Ｍｂ／ｓ	２０５，０００円 （２２５，５００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	４１５，０００円 （４６５，５００円）

② 株式会社トークネットに係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	６３，０００円 （６９，３００円）
１００Ｍｂ／ｓ	１９８，０００円 （２１７，８００円）
２００Ｍｂ／ｓ	１７３，０００円 （１９０，３００円）
３００Ｍｂ／ｓ	２６５，０００円 （２９１，５００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	４１３，０００円 （４５４，３００円）

③ 北陸通信ネットワーク株式会社に係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	６３，０００円 （６９，３００円）
１００Ｍｂ／ｓ	１９８，０００円 （２１７，８００円）
２００Ｍｂ／ｓ	１９３，０００円 （２１２，３００円）
３００Ｍｂ／ｓ	２６５，０００円 （２９１，５００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	４３３，０００円 （４７６，３００円）

④ 当社（加入契約回線と相互に接続する電気通信回線がパワードイーサネットサービスに係るアクセス回線であるときに限ります。）

定額利用料　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	６３，０００円 （６９，３００円）
１００Ｍｂ／ｓ	１９８，０００円 （２１７，８００円）
２００Ｍｂ／ｓ	１７５，０００円

	（１９２，５００円）
３００Ｍｂ／ｓ	２６５，０００円 （２９１，５００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	４１５，０００円 （４５６，５００円）

⑤　中部テレコミュニケーション株式会社に係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	６６，０００円 （７２，６００円）
１００Ｍｂ／ｓ	１９８，０００円 （２１７，８００円）
２００Ｍｂ／ｓ	１７５，０００円 （１９２，５００円）
３００Ｍｂ／ｓ	２６５，０００円 （２９１，５００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	４１５，０００円 （４５６，５００円）

⑦　株式会社オプテージに係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	６３，０００円 （６９，３００円）
１００Ｍｂ／ｓ	１９８，０００円 （２１７，８００円）
２００Ｍｂ／ｓ	１７３，０００円 （１９０，３００円）
３００Ｍｂ／ｓ	２６５，０００円 （２９１，５００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	４１３，０００円 （４５４，３００円）

⑧　株式会社エネコムに係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	６３，０００円 （６９，３００円）
１００Ｍｂ／ｓ	１９８，０００円 （２１７，８００円）
２００Ｍｂ／ｓ	１７３，０００円

	（１９０，３００円）
３００Ｍｂ／ｓ	２６５，０００円 （２９１，５００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	４１３，０００円 （４５４，３００円）

⑨　株式会社ＳＴＮｅｔに係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	６３，０００円 （６９，３００円）
１００Ｍｂ／ｓ	１９８，０００円 （２１７，８００円）
２００Ｍｂ／ｓ	２０３，０００円 （２２３，３００円）
３００Ｍｂ／ｓ	２６５，０００円 （２９１，５００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	４４３，０００円 （４８７，３００円）

⑩　株式会社ＱＴｎｅｔに係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	６３，０００円 （６９，３００円）
１００Ｍｂ／ｓ	１９８，０００円 （２１７，８００円）
２００Ｍｂ／ｓ	１７３，０００円 （１９０，３００円）
３００Ｍｂ／ｓ	２６５，０００円 （２９１，５００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	４１３，０００円 （４５４，３００円）

⑪　ＯＴＮｅｔ株式会社に係る特定他社接続回線を利用するもの

定額利用料　　１加入契約回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額 （税抜価格（税込価格））
１０Ｍｂ／ｓ	６３，０００円 （６９，３００円）
１００Ｍｂ／ｓ	１９８，０００円 （２１７，８００円）
２００Ｍｂ／ｓ	１７５，０００円 （１９２，５００円）

３００Ｍｂ／ｓ	２６５，０００円 （２９１，５００円）
１０００Ｍｂ／ｓ	４１５，０００円 （４５６，５００円）

第２　付加機能利用料

１　適用

付加機能利用料の適用については、第96条（定額利用料の支払義務）及び第97条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区　　分	内　　容
（１）音声通信サービスに係る付加機能利用料の算定	音声通信サービスに係る付加機能利用料は、２（料金額）に規定する定額利用料に１の音声通信（通則７の規定の適用に係る音声通信を除きます。）ごとに、（４）で測定した通信時間と２（料金額）の規定とに基づいて算定した利用料（音声通信サービスに係る総合オープン通信網契約者以外の者が当該総合オープン通信網契約者に係る当社契約者回線、他社接続回線、端末回線又は利用回線（以下「総合オープン通信網音声回線」といいます。）から行った音声通信に係る利用料を含みます。以下同じとします。）を加算して算定するものとします。
（２）音声通信サービスに係る定額利用料の適用	音声通信サービスⅠに係る定額利用料は、同時通信可能数（総合オープン通信網音声回線と本邦内に係る電気通信設備、本邦外、特定衛星端末、総合オープン通信網音声回線又は当社が別に定める電気通信回線との間で同時に通信を行うことができる数をいいます。以下同じとします。）１ごとに適用します。
（３）音声通信サービスに係る利用料の特別取扱い	総合オープン通信網契約者は、次の音声通信について、第97条（利用料の支払義務）の規定にかかわらず、利用料の支払いを要しません。 ア　総合オープン通信網音声回線から当社が別に定める電気通信回線又は電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う総合オープン通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの音声通信 イ　総合オープン通信網音声回線相互間又は総合オープン通信網音声回線から当社が提供する電気通信サービスであって、当社が別に定める契約に係る電気通信設備又は相互接続点（当社が別に定めるものに限ります。）への音声通信 ウ　削除
（４）音声通信サービスに係る通信時間の測定	ア　音声通信サービスの通信時間は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。 イ　次の時間は、アの通信時間に含みません。 （ア）回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間 （イ）回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によら

	ない理由により、音声通信を打ち切ったときは、２（料金額）に規定する秒数又は秒数に満たない端数の通信時間 ウ　イの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。 （ア）音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りでありません。 （イ）総合オープン通信網音声回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、総合オープン通信網音声回線に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 （ウ）地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 エ　電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社電話交換局に申告してください。 オ　当社は、エの規定により中断等の申告を受けた音声通信の通信時間を、イ及びウの規定に従って調整します。 カ　エに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して６か月以内に限り、申告に応じ、オに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。
（５）当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の音声通信サービスに係る利用料の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の音声通信サービスに係る利用料は、次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日）が属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のと

<table>
<tr><td></td><td>おりとします。
（ア）過去２か月以上の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
（イ）過去２か月間の実績を把握することができない場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の利用料又は故障等の回復後の７日間における１日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>（６）選択制による音声通信利用料の月極割引の適用（タイプ１）</td><td>ア　当社は、音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者から申出があったときは音声通信サービスＩに係る１の総合オープン通信網音声回線ごとに、下表の定額利用料の支払いがあることを条件に、当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る本邦内に係る電気通信設備への通話に係る音声通信の利用料を料金月単位に累積し、その累積した利用料（以下「月間累積利用料」といいます。）の額から、その月間累積利用料の額に下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「月極割引タイプ１」といいます。）を行います。
<table>
<tr><td>定額利用料の額（月額）
税抜価格（税込価格）</td><td>割　　引　　額</td></tr>
<tr><td>300円
（330円）</td><td>その月間累積利用料の額に
15.0%を乗じて得た額</td></tr>
</table>
（注）「当社が別に定める携帯・自動車電話事業者」は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社とします。また、「当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る本邦内に係る電気通信設備への通話」には当社又は沖縄セルラー電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供するＭＶＮＯサービスに係る通話を含み、当社及び沖縄セルラー電話株式会社の副回線通信サービス利用規約に定める副回線に係る通話は除きます。
イ　月極割引タイプ１の適用は、申出があったことを当社が総合オープン通信網サービス取扱所において確認した日の属する料金月の初日から開始します。
ただし、その料金月の初日に、その音声通信サービスＩが提供されていない場合は、その音声通信サービスＩの提供開始日（提供開始日が料金月の末日である場合は、その料金月の翌料金月の初日）より月極割引タイプ１の適用を開始します。
ウ　月極割引タイプ１の適用の終了の申出があった場合は、そ</td></tr>
</table>

	の申出があったことを当社が総合オープン通信網サービス取扱所において確認した日の属する料金月の末日（月極割引タイプ１の適用を受けている総合オープン通信網契約者に係る音声通信サービスＩの廃止があったときは、その廃止日）をもって月極割引タイプ１の適用を終了します。 エ　当社は、次に該当する場合、月極割引タイプ１の取扱いは終了したものとします。 （ア）月極割引タイプ１の取扱いを受けている総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網契約の解除があったとき。 （イ）月極割引タイプ１の取扱いを受けている総合オープン通信網契約者から、（７）欄の月極割引タイプ２の取扱いの申出があったとき。 オ　月極割引タイプ１の取扱いを受けている総合オープン通信網契約者は、１の料金月を通じて当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る本邦内に係る電気通信設備への音声通信を全く行わなかった場合においても、定額利用料を支払っていただきます。 カ　定額利用料については、日割は行いません。 キ　２（料金額）テ欄に掲げる番号変換サービスに係る総合オープン通信網契約者から申出があったときは、定額利用料の支払いは要しないこととし、割引率15.0%に代えて、20.0%を適用します。 ク　当社は、その総合オープン通信網契約者が２（料金額）テ欄に掲げる番号変換サービスに係るものではなくなったことを確認したときは、その確認した日の属する料金月の翌料金月の初日から、この月極割引タイプ１の取扱いは終了したものとします。 ケ　月間累積利用料の額に一定の割引率を乗じて得た額に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。
（７）選択制による音声通信利用料の月極割引の適用（タイプ２）	ア　当社は、音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者から請求があったときは、音声通信サービスＩに係る１の総合オープン通信網音声回線ごとに、当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る本邦内に係る電気通信設備への通話に係る音声通信の利用料を料金月単位に累積し、その累積した利用料（以下この欄において「月間累積利用料」といいます。）の額から、その月間累積利用料の額に50%を乗じて得た額を割引く取扱い（以下「月極割引タイプ２」といいます。）を行います。 （注）「当社が別に定める携帯・自動車電話事業者」は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社とします。また、「当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に係る本邦内に係る電気通

	信設備への通話」には当社又は沖縄セルラー電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供するＭＶＮＯサービスに係る通話を含み、当社及び沖縄セルラー電話株式会社の副回線通信サービス利用規約に定める副回線に係る通話は除きます。 イ　月極割引タイプ２を選択する総合オープン通信網契約者は、月極割引タイプ２を選択する音声通信サービスⅠに係る１の総合オープン通信網音声回線を指定して当社に申出ていただきます。この場合において、総合オープン通信網契約者は、１のａｕ契約者回線（ａｕ約款に定める契約者回線（５Ｇサービス、ＬＴＥサービス又はローミングに係るものに限ります。以下同じとします。）に限ります。以下同じとします。）又はＵＱｍ契約者回線に係る電気通信番号を当社に申告していただきます。 ウ　当社は、イに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）申告のあったａｕ契約者回線がｐｏｖｏ１．０通信サービス契約約款若しくはｐｏｖｏ２．０通信サービス契約約款又はプリペイド電話に係るものであるとき。 （イ）その申出があった時点において、申告のあったａｕ契約者回線又はＵＱｍ契約者回線の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。 （ウ）その申出があった時点において、申告のあったａｕ契約者回線又はＵＱｍ契約者回線の契約者名義が、月極割引タイプ２の適用を受けようとする本サービスに係る１の総合オープン通信網音声回線の総合オープン通信網契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 （エ）申告のあったａｕ契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （オ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 エ　月極割引タイプ２は、イに規定する申出につき当社が承諾した日（以下この欄において「承諾日」といいます。）の属する料金月の初日から開始することとし、その次料金月以降においても、総合オープン通信網契約者からの月極割引タイプ２の終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、月極割引タイプ２は継続するものとします。 　なお、承諾日において、音声通信サービスⅠの提供が開始されていない場合は、音声通信サービスⅠの提供開始日（音声通信サービスⅠの提供開始日が、料金月の末日である場合は翌料金月の初日）より月極割引タイプ２の提供を開始することとします。 オ　月極割引タイプ２の終了の申出があった場合は、その申出

<table>
<tr><td></td><td>に係る確認日の属する料金月の末日までの間、月極割引タイプ２は継続するものとします。
カ　当社は、次に該当する場合、月極割引タイプ２は終了したものとします。
（ア）月極割引タイプ２の取扱いを受けている総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網契約の解除があったとき。
（イ）月極割引タイプ２の取扱いを受けている総合オープン通信網契約者から、月極割引タイプ１の取扱いの申出があったとき。
キ　月間累積利用料の額にアに規定する割引率を乗じて得た額に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。</td></tr>
<tr><td>（８）特定のａｕ契約者回線への音声通信に対する定額料の適用</td><td>ア　当社は、音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者から請求があったときは、音声通信サービスＩに係る１の総合オープン通信網音声回線ごとに、ａｕ契約者回線への音声通信に対する定額料の適用（定額対象回線群（総合オープン通信網契約者が当該総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網音声回線からの特定のａｕ契約者回線への音声通信に対する定額料の適用（以下この欄において「本定額適用」といいます。）を選択するために指定したａｕ契約者回線又はＵＱｍ契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するａｕ契約者回線又はＵＱｍ契約者回線への音声通信（以下この欄において「定額対象通信」といいます。）に関する利用料（その通信を開始した時点から９０分以内の部分に係るものに限ります。以下この欄において「定額対象部分」といいます。）の月額累計額について、２（料金額）の規定にかかわらず、本定額適用を選択する総合オープン通信網音声回線に係る同時通信可能数の数（料金月の末日時点（料金月の末日以外の日に本定額適用が終了した場合は、その日時点）の数とします。）に下表に規定する同時通信可能数１ごとの定額料を乗じて得た額を適用する取扱いをいいます。以下この欄において同じとします。）を行います。
<table>
<tr><th>単　　位</th><th>定額料
（税抜価格
（税込価格））</th></tr>
<tr><td>同時通信可能数１ごとに月額</td><td>900円
（990円）</td></tr>
</table>
イ　本定額適用を選択する総合オープン通信網契約者は、本定額適用を選択する音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網音声回線及び１の定額対象回線群を指定して当社に申出ていただきます。この場合において、総合オープン通信網契</td></tr>
</table>

	約者は、当社が別に定める書面により本定額適用の利用態様をあらかじめ当社に申告していただくことがあります。 ウ　当社は、イに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）定額対象回線群を構成するａｕ契約者回線がｐｏｖｏ１．０通信サービス契約約款若しくはｐｏｖｏ２．０通信サービス契約約款又はプリペイド電話に係るものであるとき。 （イ）定額対象回線群を構成するａｕ契約者回線又はＵＱｍ契約者回線の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）でないとき。 （ウ）定額対象回線群を構成するａｕ契約者回線又はＵＱｍ契約者回線の契約者名義が、本定額適用を受けようとする音声通信サービスⅠに係る１の総合オープン通信網音声回線の総合オープン通信網契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。 （エ）その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、指定した定額対象回線群を構成するａｕ契約者回線又はＵＱｍ契約者回線の数が１以上でないとき。 （オ）定額対象回線群を構成するａｕ契約者回線の契約者がそのａｕ契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （カ）その総合オープン通信網契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものを除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （キ）その総合オープン通信網契約者がイの規定により申告した本定額適用の利用態様により、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。 （ク）その定額対象回線群を構成するａｕ契約者回線又はＵＱｍ契約者回線の数が1,001以上となるとき。 （ケ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 エ　本定額適用を受ける総合オープン通信網契約者は、イの規定により申出た内容に変更が生じるときは、イの規定に準じてあらかじめ当社に申出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をウの規定に準じて取扱います。 オ　本定額適用は、イに規定する申出があったことを当社が承諾した日（以下この欄において｢承諾日｣といいます。）から開始することとし、承諾日の属する料金月の次料金月以降においても、総合オープン通信網契約者から本定額適用の取扱いの終了の申出がない限り、従前と同様の条件により、本定額適用は継続するものとします。

<table>
<tr><td></td><td>カ　本定額適用の終了の申出があった場合は、その申出があったことを当社が総合オープン通信網サービス取扱所において確認した日の属する料金月の末日までの間、本定額適用は継続するものとします。
キ　当社は、本定額適用を受けている総合オープン通信網契約の解除があった場合には、本定額適用を終了します。
ク　本定額適用を受けている総合オープン通信網契約者は、１の料金月を通じて定額対象通信を全く行わなかった場合又は１の料金月の日数に満たない期間の利用の場合であっても、アに規定する定額料を支払っていただきます。
　ただし、オに規定する承諾日が属する料金月（本定額適用が終了した料金月である場合を除きます。）は、定額料の支払いを要しないものとします。
ケ　定額料については、日割は行いません。
コ　当社は、本定額適用を受けている総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網音声回線からの定額対象通信がイの規定により総合オープン通信網契約者が申告した本定額適用の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合、その他ウに規定する承諾条件を満たさなくなった場合は、その回線について、本定額適用を廃止することがあります。この場合において、当社はこのことをあらかじめ総合オープン通信網契約者に通知します。
　ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
サ　当社は、本定額適用を受けている総合オープン通信網契約者が本定額適用を受けている総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網音声回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その回線について本定額適用を廃止することがあります。</td></tr>
<tr><td>（９）番号変換サービスを利用したａｕ契約者回線への音声通信に係る利用料の減免</td><td>総合オープン通信網契約者は、２（料金額）テ欄に規定する番号変換サービスのオンネット機能を利用して行われたａｕ契約者回線への音声通信に係る利用料について、第97条（利用料の支払義務）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（10）番号変換サービスに係る付加機能使用料の算定</td><td>番号変換サービスに係る付加機能使用料は、２（料金額）に規定するＣＵＧ定額利用料、オンネット機能定額利用料及びサブネット機能定額利用料を合計して算定するものとします。</td></tr>
<tr><td>（11）ＤＤｏＳ対策サービスのプランに係る付加機能利用料の適用</td><td>ア　当社は、ＤＤｏＳ対策サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。
<table><tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>プランⅠ</td><td>付加機能利用料が定額利用料からなるもの</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>プランⅡ</td><td>付加機能利用料が定額利用料と利用料からなるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　当社は、バックアップサービスⅠに係る予備の加入契約回線等については、プランⅡの提供は行いません。</td></tr>
</table>
イ　ＤＤｏＳ対策サービスに係る総合オープン通信網契約者は、同一の料金月内において１回に限り、アのプランの変更の請求をすることができます。
ウ　当社は、イの請求があったときは、第59条（第７種総合オープン通信網契約申込の承諾）又は第63条（第８種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</td></tr>
<tr><td>（12）ＤＤｏＳ対策サービスの品目に係る付加機能利用料の適用</td><td>ア　当社は、ＤＤｏＳ対策サービスに係る料金額を適用するにあたって、ＤＤｏＳ対策サービスの利用の請求をした総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網サービス又はバックアップサービスⅠの品目に応じて、下表のとおり、品目を定めます。
（ア）第７種総合オープン通信網サービス及び第８種総合オープン通信網サービスの品目に応じて定めるもの
<table>
<tr><th>品　　目</th><th>総合オープン通信網サービスの品目</th></tr>
<tr><td>１０ＢＡＳＥ</td><td>１０ＢＡＳＥ－Ｔ接続のもの、１０ＢＡＳＥ－ＦＬ接続のもの又は１０メガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの</td></tr>
<tr><td>１００ＢＡＳＥ</td><td>１００ＢＡＳＥ－ＴＸ接続のもの、１００ＢＡＳＥ－ＦＸ接続のもの又は１００メガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの</td></tr>
<tr><td>１０００ＢＡＳＥ</td><td>１０００ＢＡＳＥ－ＳＸ接続、１０００ＢＡＳＥ－ＬＸ接続、１０００ＢＡＳＥ－ＺＸ接続のもの又は１０００メガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの</td></tr>
<tr><td>１０ＧＢＡＳＥ</td><td>１０ＧＢＡＳＥ－ＬＲ接続のもの又は１０ギガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの</td></tr>
<tr><td>１００ＧＢＡＳＥ</td><td>１００ＧＢＡＳＥ－ＬＲ接続のもの又は１００ギガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの</td></tr>
</table>
（イ）第７種総合オープン通信網サービス及び第８種総合オープン通信網サービスに係るバックアップサービスⅠの品目に応じて定めるもの</td></tr>
</table>

	<table><tr><td>品　　目</td><td>バックアップサービスＩの品目</td></tr><tr><td>１０ＢＡＳＥ</td><td>１０Ｍｂ／ｓのもの</td></tr><tr><td>１００ＢＡＳＥ</td><td>１００Ｍｂ／ｓのもの</td></tr><tr><td>１０００ＢＡＳＥ</td><td>１０００Ｍｂ／ｓのもの</td></tr><tr><td>１０ＧＢＡＳＥ</td><td>１０Ｇｂ／ｓのもの</td></tr><tr><td>１００ＧＢＡＳＥ</td><td>１００Ｇｂ／ｓのもの</td></tr></table> （ウ）第１種総合オープン通信網サービスの品目に応じて定めるもの <table><tr><td>品　　目</td><td>内　　容</td></tr><tr><td>１００Ｍベストエフォート</td><td>最大１００メガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの</td></tr><tr><td>１Ｇベストエフォート</td><td>最大１ギガビット／秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの</td></tr></table>
（13）ＤＤｏＳ対策サービスに係る付加機能利用料の算定	ア　ＤＤｏＳ対策サービス（プランⅡのものに限ります。）に係る付加機能利用料は、２（料金額）に定める定額利用料に利用料を加算して算定するものとします。この場合において、利用料は、月間累積制御時間（１加入契約回線等ごとに（14）欄に定めるところにより測定した制御時間を料金月単位に累積したものをいいます。以下同じとします。）が３０分を超えた場合に限り、月間累積制御時間が３０分を超える１０分までごとに支払いを要するものとします。 イ　アの場合において、総合オープン通信網契約者は、定額利用料に利用料を加算して得た額が下表に定める品目ごとの上限額を超える場合は、その上限額を超える部分について、その支払いを要しません。 <table><tr><td>品　　目</td><td>上　　限　　額 （税抜価格（税込価格））</td></tr><tr><td>１０ＢＡＳＥ</td><td>300,000円 （330,000円）</td></tr><tr><td>１００ＢＡＳＥ</td><td>600,000円 （660,000円）</td></tr><tr><td>１０００ＢＡＳＥ</td><td>1,200,000円 （1,320,000円）</td></tr><tr><td>１０ＧＢＡＳＥ</td><td>2,400,000円 （2,640,000円）</td></tr><tr><td>１００ＧＢＡＳＥ</td><td>2,400,000円 （2,640,000円）</td></tr></table>
（14）ＤＤｏＳ対策サービスに係る制御時間の測定	制御時間は、当社所定の方法により、ＤＤｏＳ対策サービスの提供を受ける加入契約回線等に宛てた大量のトラヒックを当社の検知装置（総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した条件に基づき、大量のトラヒックを検知等するために、当社が設置した電気通信設備をいいます。以下同じとします。）によ

	り検知し、当社の軽減装置（総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した条件に基づき、大量のトラヒックに係るＩＰパケットを破棄等するために、当社が設置した電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に対して、そのトラヒックに係るＩＰパケットの破棄等をできる状態（以下「制御状態」といいます。）にするための信号を送出した時刻から起算し、検知装置がその制御状態を解除する信号を軽減装置に送出した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。この場合において、当社の機器の故障等により正しく測定することができなかった制御時間は、月間累積制御時間に含みません。
（15）ＤＤｏＳ対策サービスに係る付加機能利用料の日割	ア　当社は、料金表通則13から16までの定めにかかわらず、次の場合が生じたときに、ＤＤｏＳ対策サービスに係る付加機能利用料をその利用日数に応じて日割します。 （ア）料金月の初日以外の日にＤＤｏＳ対策サービスの提供の開始があったとき。 （イ）料金月の初日以外の日にＤＤｏＳ対策サービスの廃止があったとき。 （ウ）ＤＤｏＳ対策サービスに係るプラン又は品目の変更があったとき。 （エ）第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号の表の左欄又は同条第３項第２号の表の左欄に該当するとき。 （オ）料金月の初日にＤＤｏＳ対策サービスの提供を開始し、その日にそのＤＤｏＳ対策サービスの廃止があったとき。 イ　アの規定による付加機能利用料の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第96条（定額利用料の支払義務）第２項第３号の表の１欄又は同条第３項第２号の表の１欄に規定する定額利用料の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
（16）最低利用期間内にＤＤｏＳ対策サービスの廃止があった場合の付加機能利用料の適用	ア　ＤＤｏＳ対策サービスには、最低利用期間があります。 イ　アの最低利用期間は、ＤＤｏＳ対策サービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。 ウ　ＤＤｏＳ対策サービスに係る総合オープン通信網契約者は、最低利用期間内にＤＤｏＳ対策サービスの廃止があった場合は、第96条（定額利用料の支払義務）、第97条（利用料の支払義務）及びこの料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

２　料金額

（１）（２）以外のもの

区分		単位	料金額（税抜価格（税込価格））	
ア　バックアップサービスⅠ	第７種総合オープン通信網サービス（ＬＡＮ型のものに限ります。以下この欄において同じとします。）又は第８種総合オープン通信網サービスに係る加入契約回線等（第７種総合オープン通信網サービスと一体的に利用する当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る電気通信設備を含みます。）に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、その第７種総合オープン通信網契約者又は第８種総合オープン通信網契約者からの請求により、当社があらかじめ設置した予備の加入契約回線等を使用してその第７種総合オープン通信網サービス又は第８種総合オープン通信網サービスを利用することができるもの			イーサネット回線を使用するもの	イーサネット回線以外の電気通信回線を使用するもの
	①　②以外のもの				
	（ア）１０Ｍｂ／ｓ（定額利用料）	１加入契約者回線等ごとに月額		135,000円（148,500円）	25,000円（27,500円）
	（イ）１００Ｍｂ／ｓ（定額利用料）	１加入契約者回線等ごとに月額		385,000円（423,500円）	135,000円（148,500円）
	（ウ）１０００Ｍｂ／ｓ（定額利用料）	１加入契約者回線等ごとに月額		1,365,000円（1,501,500円）	495,000円（544,500円）
	（エ）１０Ｇｂ／ｓ（定額利用料）	１加入契約者回線等ごとに月額		3,395,800円（3,735,380円）	985,000円（1,083,500円）
	（オ）１００Ｇｂ／ｓ（定額利用料）	１加入契約者回線等ごとに月額		8,450,000円（9,295,000円）	2,450,000円（2,695,000円）
	②　第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続するもの				

（ア）１００Ｍｂ／ｓ（定額利用料）	１加入契約者回線等ごとに月額	－	135,000円（148,500円）
（イ）１０００Ｍｂ／ｓ（定額利用料）	１加入契約者回線等ごとに月額	－	495,000円（544,500円）

備考

（ア）本サービスは、第７種総合オープン通信網契約者（ＬＡＮ型のものに限ります。）又は第８種総合オープン通信網契約者に限り提供します。

（イ）当社は、本サービスの料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。

品　　目	内　　容
１０Ｍｂ／ｓ	１０メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
１００Ｍｂ／ｓ	１００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
１０００Ｍｂ／ｓ	１０００メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
１０Ｇｂ／ｓ	１０ギガビット／秒の符号伝送が可能なもの
１００Ｇｂ／ｓ	１００ギガビット／秒の符号伝送が可能なもの

（ウ）本サービスの品目は、第７種総合オープン通信網サービス又は第８種総合オープン通信網サービスの品目と同一のものに限ります。

（エ）本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

イ～ク　削除

ケ　音声通信サービスⅠ

本サービスの利用の請求をした総合オープン通信網契約者に係る他社接続回線、端末回線又は利用回線から本邦内に係る電気通信設備（当社が別に定める契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）、本邦外又は特定衛星端末に係る電気通信設備へ音声通信（インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する通信をいいます。以下同じとします。）を行うことができるもの

（ア）定額利用料	同時通信可能数１ごとに月額	600円（660円）
（イ）利用料 ①　②及び③以外の通信に係るもの ａ　ｂ、ｃ及びｄ以外のもの	３分までごとに	8円（8.8円）

	ｂ　携帯・自動車電話事業者に係る本邦内に係る電気通信設備へのもの		
	(a)　(b)以外のもの	６０秒までごとに	16円 （16.5円）
	(b) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係るもの	６０秒までごとに	15.5円 （17.05円）
	（注）ここに定める「当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係るもの」には、当社又は沖縄セルラー電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供するＭＶＮＯサービスに係る電気通信回線を含み、当社及び沖縄セルラー電話株式会社の副回線通信サービス利用規約に定める副回線に係る通話は除きます。		
	ｃ　削除		
	ｄ　株式会社ＮＴＴドコモが提供するワイドスターⅡ（陸上）（同社が、ワイドスターⅡの名称で主として船舶その他海上を移動するもの以外のものに対して提供する衛星電話サービスであって、利用契約回線からの音声通信に係る利用料を当社が設定するものをいいます。）又はワイドスターⅢ（同社がワイドスターⅢの名称で提供する衛星電話サービスをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信設備へのもの	３０秒までごとに	161円 （177.1円）
	②　本邦外への通信に係るもの		
	ａ　アジア		
	(a) アジア1	1分までごとに	30円
	(b) アジア2	1分までごとに	35円
	(c) アジア3	1分までごとに	45円
	(d) アジア4	1分までごとに	50円
	(e) アジア5	1分までごとに	55円
	(f) アジア6	1分までごとに	60円
	(g) アジア7	1分までごとに	62円
	(h) アジア8	1分までごとに	70円
	(i) アジア9	1分までごとに	75円

	(j) アジア10	1分までごとに	80円
	(k) アジア11	1分までごとに	85円
	(l) アジア12	1分までごとに	90円
	(m) アジア13	1分までごとに	105円
	(n) アジア14	1分までごとに	106円
	(o) アジア15	1分までごとに	110円
	(p) アジア16	1分までごとに	112円
	(q) アジア17	1分までごとに	126円
	(r) アジア18	1分までごとに	129円
	(s) アジア19	1分までごとに	140円
	(t) アジア20	1分までごとに	160円
	(u) アジア21	1分までごとに	225円
	ｂ　アフリカ		
	(a) アフリカ1	1分までごとに	45円
	(b) アフリカ2	1分までごとに	50円
	(c) アフリカ3	1分までごとに	55円
	(d) アフリカ4	1分までごとに	70円
	(e) アフリカ5	1分までごとに	75円
	(f) アフリカ6	1分までごとに	80円
	(g) アフリカ7	1分までごとに	110円
	(h) アフリカ8	1分までごとに	115円
	(i) アフリカ9	1分までごとに	120円
	(j) アフリカ10	1分までごとに	125円
	(k) アフリカ11	1分までごとに	127円
	(l) アフリカ12	1分までごとに	150円
	(m) アフリカ13	1分までごとに	160円
	(n) アフリカ14	1分までごとに	175円
	(o) アフリカ15	1分までごとに	200円
	(p) アフリカ16	1分までごとに	250円
	(q) アフリカ17	1分までごとに	180円
	(r) アフリカ18	1分までごとに	128円
	(s) アフリカ19	1分までごとに	257円
	ｃ　アメリカ		
	(a) アメリカ1	1分までごとに	9円
	(b) アメリカ2	1分までごとに	10円
	(c) アメリカ3	1分までごとに	20円
	(d) アメリカ4	1分までごとに	30円
	(e) アメリカ5	1分までごとに	35円
	(f) アメリカ6	1分までごとに	40円
	(g) アメリカ7	1分までごとに	45円
	(h) アメリカ8	1分までごとに	50円
	(i) アメリカ9	1分までごとに	55円
	(j) アメリカ10	1分までごとに	60円
	(k) アメリカ11	1分までごとに	65円

	(l) アメリカ12	1分までごとに	70円
	(m) アメリカ13	1分までごとに	75円
	(n) アメリカ14	1分までごとに	80円
	(o) アメリカ15	1分までごとに	112円
	(p) アメリカ16	1分までごとに	190円
	(q) アメリカ17	1分までごとに	113円
	(r) アメリカ18	1分までごとに	115円
	d オセアニア		
	(a) オセアニア1	1分までごとに	20円
	(b) オセアニア2	1分までごとに	9円
	(c) オセアニア3	1分までごとに	25円
	(d) オエアニア4	1分までごとに	30円
	(e) オセアニア5	1分までごとに	50円
	(f) オセアニア6	1分までごとに	79円
	(g) オセアニア7	1分までごとに	80円
	(h) オセアニア8	1分までごとに	100円
	(i) オセアニア9	1分までごとに	105円
	(j) オセアニア10	1分までごとに	110円
	(k) オセアニア11	1分までごとに	120円
	(l) オセアニア12	1分までごとに	155円
	(m) オセアニア13	1分までごとに	159円
	(n) オセアニア14	1分までごとに	160円
	e ヨーロッパ		
	(a) ヨーロッパ1	1分までごとに	20円
	(b) ヨーロッパ2	1分までごとに	25円
	(c) ヨーロッパ3	1分までごとに	30円
	(d) ヨーロッパ4	1分までごとに	35円
	(e) ヨーロッパ5	1分までごとに	40円
	(f) ヨーロッパ6	1分までごとに	41円
	(g) ヨーロッパ7	1分までごとに	45円
	(h) ヨーロッパ8	1分までごとに	50円
	(i) ヨーロッパ9	1分までごとに	60円
	(j) ヨーロッパ10	1分までごとに	70円
	(k) ヨーロッパ11	1分までごとに	75円
	(l) ヨーロッパ12	1分までごとに	80円
	(m) ヨーロッパ13	1分までごとに	90円
	(n) ヨーロッパ14	1分までごとに	91円
	(o) ヨーロッパ15	1分までごとに	100円
	(p) ヨーロッパ16	1分までごとに	101円
	(q) ヨーロッパ17	1分までごとに	110円
	(r) ヨーロッパ18	1分までごとに	120円
	(s) ヨーロッパ19	1分までごとに	140円
	(t) ヨーロッパ20	1分までごとに	202円
	(u) ヨーロッパ21	1分までごとに	102円

③　特定衛星端末への通信に係るもの			
ａ　特定衛星端末１	１分までごとに	273円
ｂ　特定衛星端末２	１分までごとに	378円
ｃ　特定衛星端末３	１分までごとに	－
ｄ　削除	削除	削除
ｅ　削除	削除	削除
ｆ　特定衛星端末６	１分までごとに	209円
ｇ　特定衛星端末７	１分までごとに	686円
ｈ　国際ネットワーク１	１分までごとに	20円
Ｉ　国際ネットワーク２	１分までごとに	92円

備考

（ア）本サービスは、第５種総合オープン通信網契約者（タイプⅡ（その利用回線に係る協定事業者のＩＰ通信網サービスの品目が１．５Ｍｂ／ｓのもの若しくはその端末回線の品目が１．５Ｍｂ／ｓのものを除きます。）、タイプⅥ又はタイプⅧのもので通常利用型（ＩＰｏＥ接続型を除きます。）又は音声通信限定利用型に係る場合に限ります。）又は第７種総合オープン通信網契約者（第７種総合オープン通信網サービス（その加入契約者回線が第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに接続するものは除き、タイプＩのものに限ります。）に係る品目が５Ｍｂ／ｓ以上のものに限ります。）に限り提供します。

（イ）当社は、本サービスに係る音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。

（ウ）当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスに係る音声通信番号を変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを本サービスに係る総合オープン通信網契約者にお知らせします。

（エ）本サービスに係る総合オープン通信網契約者は、同時通信可能数を当社に届出ていただきます。

（オ）同時通信可能数の上限は、当社が別に定めるところによります。

（カ）本サービスは、臨時付加機能については提供しません。

（キ）当社は、本サービスの利用の一時中断を行いません。

（ク）本邦外又は特定衛星端末への通信に係る取扱地域等は、別表３に定めるところによります。

（ケ）当社は、本サービス（H.323プロトコルを使用して行うものに限ります。）に係る総合オープン通信網契約者から請求があったときは、SIPプロトコルへの変更を行います。

（コ）当社は、本サービス（H.323プロトコルを使用して行うものを除きます。）に係る総合オープン通信網契約者（以下「音声通信サービスＩ利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のシ欄からチ欄及びテ欄に掲げる追加サービス（追加して利用することができる付加機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。

	（注１）本サービス（H.323プロトコルを使用して行うものに限ります。）に係る総合オープン通信網契約者は、携帯・自動車電話事業者に係る本邦内に係る電気通信設備への音声通信を行うことはできません。 （注２）本邦から本邦外へ発信する音声通信（その通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。		
コ　ＩＰｖ６トンネリングサービス	ＩＰｖ６トンネリング装置（ＩＰｖ４対応設備（ＩＰｖ４パケットの送受信が可能な電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とＩＰｖ６対応設備（ＩＰｖ６パケットの送受信が可能な電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との間に設置される電気通信設備であって、ＩＰｖ６パケットをＩＰｖ４パケットに格納し、又は格納されたＩＰｖ６パケットをＩＰｖ４パケットから抽出する機能を有するものをいいます。以下同じとします。）により、ＩＰｖ４対応設備を介してＩＰｖ６パケットに係る通信を行うことができるもの		
	（ア）第１種総合オープン通信網サービス（タイプⅡのものに限ります。）に係るもの（定額利用料）	１加入契約回線ごとに月額	31,000円 （34,100円）
	（イ）第５種総合オープン通信網サービスに係るもの（定額利用料） ①　タイプⅠ又はタイプⅡのもの		
	ａ　プランⅠのもの	１ユーザＩＤごとに月額	2,500円 （2,750円）
	ｂ　プランⅡのもの	１ユーザＩＤごとに月額	3,000円 （3,300円）
	ｃ　プランⅢのもの	１ユーザＩＤごとに月額	3,500円 （3,850円）
	②　タイプⅦのもの		
	ａ　プランⅠのもの（プライオ１のものを除きます。）	１ユーザＩＤごとに月額	3,000円 （3,300円）
	ｂ　プランⅡのもの（プライオ１のものを除きます。）	１ユーザＩＤごとに月額	4,000円 （4,400円）
	ｃ　プランⅢのもの（プライオ１のものを除きます。）	１ユーザＩＤごとに月額	4,000円 （4,400円）
	ｄ　プランⅠのもの（プライオ１のものに限ります。）	１ユーザＩＤごとに月額	4,000円 （4,400円）
	ｅ　プランⅡのもの（プライオ１のものに限ります。）	１ユーザＩＤごとに月額	6,000円 （6,600円）
	ｆ　プランⅢのもの（プライオ１	１ユーザＩＤご	6,000円

	のものに限ります。）	とに月額	（6,600円）
	③　削除		
	④　タイプⅤのもの		
	ａ　プランⅠのもの	１ユーザＩＤごとに月額	3,000円 （3,300円）
	ｂ　プランⅡのもの	１ユーザＩＤごとに月額	3,000円 （3,300円）
	⑤　タイプⅥのもの		
	ａ　プランⅠのもの	１ユーザＩＤごとに月額	7,000円 （7,700円）
	ｂ　プランⅡのもの	１ユーザＩＤごとに月額	14,000円 （15,400円）
	ｃ　プランⅢのもの	１ユーザＩＤごとに月額	25,000円 （27,500円）
	ｄ　プランⅣのもの	１ユーザＩＤごとに月額	27,000円 （29,700円）
	ｅ　プランⅤのもの	１ユーザＩＤごとに月額	29,000円 （31,900円）
	（ウ）第７種総合オープン通信網サービス（タイプＩのものに限ります。）に係るもの（定額利用料）		
	①　削除		
	②　ＬＡＮ型のもの		
	ａ　０．５Ｍｂ／ｓから１０Ｍｂ／ｓまでのもの	１加入契約回線ごとに月額	30,000円 （33,000円）
	ｂ　２０Ｍｂ／ｓから１００Ｍｂ／ｓまでのもの	１加入契約回線ごとに月額	50,000円 （55,000円）
	ｃ　２００Ｍｂ／ｓから１０００Ｍｂ／ｓまでのもの	１加入契約回線ごとに月額	100,000円 （110,000円）
	（エ）第８種総合オープン通信網サービス（タイプＩのものに限ります。）に係るもの（定額利用料）		
	①　０．５Ｍｂ／ｓから１０Ｍｂ／ｓまでのもの	１加入契約回線ごとに月額	30,000円 （33,000円）
	②　２０Ｍｂ／ｓから１００Ｍｂ／ｓまでのもの	１加入契約回線ごとに月額	50,000円 （55,000円）
	③　２００Ｍｂ／ｓから１０００Ｍｂ／ｓまでのもの	１加入契約回線ごとに月額	100,000円 （110,000円）

	備考	本サービスは、第１種総合オープン通信網契約者（タイプⅡのものに限ります。）、第５種総合オープン通信網契約者（タイプⅠ、タイプⅡの通常利用型又はタイプⅤ、タイプⅥ若しくはタイプⅧのＰＰＰｏＥ接続型に係るものに限ります。）、第７種総合オープン通信網契約者（その加入契約者回線が第２類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスに接続するものは除き、タイプⅠのものに限ります。）又は第８種総合オープン通信網契約者（タイプⅠのものに限ります。）に限り提供します。		
サ	削除			
シ 音声通信発信規制サービス	本サービスの利用の請求をした総合オープン通信網契約者が、あらかじめ指定した当該総合オープン通信網契約者に係る他社接続回線、端末回線、当社契約者回線又は利用回線から本邦外及び特定衛星端末への音声通信を行うことができないようにするもの （国際利用休止）		―	―
	備考	（ア）本サービスは、音声通信サービスに係る総合オープン通信網契約者に限り提供します。 （イ）当社は、本サービスに係る総合オープン通信網契約者の音声通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。		
ス 発信電気通信番号非通知サービス	本サービスの利用の請求をした音声通信サービスⅠ利用者に係る他社接続回線、端末回線又は利用回線（以下「音声通信サービスⅠ利用回線」といいます。）から行う音声通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、その音声通信サービスⅠ利用回線に係る音声通信番号を着信先へ通知しないようにするもの		―	―
	備考	本サービスは、音声通信サービスⅠ利用者に限り提供します。		

セ　発信電気通信番号通知要請サービス	音声通信サービスＩ利用回線への発信電気通信番号が通知されない通信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの （定額利用料）	１音声通信サービスＩ利用回線ごとに月額	500円 （550円）
	備考	（ア）本サービスは、音声通信サービスＩ利用者に限り提供します。 （イ）当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。	
ソ　特定通信着信規制サービス	本サービスの利用の請求をした音声通信サービスＩ利用者があらかじめ指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの （定額利用料）	１音声通信サービスＩ利用回線ごとに月額	500円 （550円）
	備考	（ア）本サービスは、音声通信サービスＩ利用者に限り提供します。 （イ）本サービスの利用の請求をした音声通信サービスＩ利用者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ、特定の電気通信番号を指定していただきます。 （ウ）当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 （エ）当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。	
タ　代表サー	代表音声通信番号（音声通信サービスＩ利用回線に係る２以上の音声通信番号を代表とする音声通信番号をいいます。）に着信があった場合に、通信中でないいずれか１の音声通信番号（代表音声通信番号を除きます。）に着信することができるもの	ー	ー

	備考	（ア）本サービスは、音声通信サービスＩ利用者に限り提供します。 （イ）本サービスの利用の請求をした音声通信サービスＩ利用者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ、代表音声通信番号等を指定していただきます。 （ウ）本サービスの利用者は、この表のチ欄に規定する番号情報送出サービスＩを利用することはできません。	
チ　番号情報送出サービスＩ	音声通信サービスＩ利用回線に係る音声通信番号に着信があった場合に、本サービスの利用の請求をした音声通信サービスＩ利用者があらかじめ指定した追加番号の情報を、その音声通信サービスＩ利用回線に接続される端末設備又は自営電気通信設備に送出するもの（定額利用料）	１音声通信サービスＩ利用回線ごとに月額	2,000円 （2,200円）
	備考	（ア）本サービスは、音声通信サービスＩ利用者に限り提供します。 （イ）本サービスの利用の請求をした音声通信サービスＩ利用者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ、追加番号を指定していただきます。 （ウ）当社は、本サービスを利用している音声通信サービスＩ利用者（以下「番号情報送出サービスＩ利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のツ欄に掲げる追加サービスを提供します。 （エ）番号情報送出サービスＩ利用者は、代表サービスを利用することはできません。	
ツ　番号追加サービス	音声通信サービスＩにより当社が付与した音声通信番号の他に音声通信番号を追加することができるもの （定額利用料）	追加する１の音声通信番号ごとに月額	300円 （330円）
	備考	（ア）本サービスは、番号情報送出サービスＩ利用者に限り提供します。 （イ）本サービスにおいて追加することができる音声通信番号の数は、当社が別に定めるところによります。 （ウ）当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを番号情報送出サービスＩ利用者にお知らせします。	

<table>
<tr>
<td>テ　番号変換サービス</td>
<td>本サービスの提供を受ける音声通信サービスＩ利用者（以下「番号変換サービス利用者」といいます。）が音声通信サービスＩ利用回線からの音声通信の発信時に、次の機能により番号変換を行うことができるもの

<table>
<tr>
<td>オンネット機能</td>
<td>その音声通信サービスＩ利用回線からの音声通信の発信時に、内線番号（通常のダイヤル方法における接続先の電気通信番号に代わる短桁の番号（当社が別に定める基準に適合するものに限ります。）であって、あらかじめ当社の電気通信設備に登録されているものをいいます。以下同じとします。）のダイヤルがあった場合に、当社の電気通信設備により、通常の電気通信番号に変換し、その通常の電気通信番号に対応するユーザグループ構成回線（その音声通信サービスＩ利用回線が所属するユーザグループ（次表に規定するユーザグループタイプ１又はユーザグループタイプ２をいいます。以下同じとします。）を構成する特定回線（当社が別に定める電気通信回線をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）に接続することができるようにする機能
（注）「当社が別に定める電気通信回線」とは、別表７に定める電気通信回線とします。
<table>
<tr><th>ユーザグループの種類</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>ユーザグループタイプ１（固定回線プランに係るもの）</td><td>内線番号により相互に音声通信の発信が可能な特定回線（ａｕ契約者回線以外のものに限ります。）によって構成される回線群</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>
</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

	ユーザグループタイプ２（ＦＭＣプランに係るもの）	内線番号により相互に音声通信の発信が可能な特定回線によって構成される回線群（２以上のａｕ契約者回線が含まれるものに限ります。）		
サブネット機能	その音声通信サービスＩ利用回線から内線番号のダイヤルがあった場合に、当社の電気通信設備により通常の電気通信番号に変換し、その通常の電気通信番号に対応するユーザグループ構成回線以外の本邦内に係る電気通信設備、本邦外に係る電気通信回線、特定衛星端末又は当社が別に定める電気通信回線に接続する機能			
（ア）	ＣＵＧ定額利用料		１ユーザグループごとに月額	2,000円 （2,200円）
（イ）	オンネット機能定額利用料		同時通信可能数１（オンネット機能による番号変換に係るものに限ります。）ごとに月額	400円 （440円）
（ウ）	サブネット機能定額利用料		―	―
備考	（ア）本サービスは、音声通信サービスＩ利用者に限り提供します。 （イ）本サービスの利用の請求をする音声通信サービスＩ利用者は、１のユーザグループ、内線番号として登録する短桁の番号及びその他当社が指定する事項を指定して、当社に申出ていただきます。 この場合において、その申出が新たにユーザグループを構成する申出であるときは、そのユーザグループについて、ユーザグループの種別及び１のユーザグループ代表回線（そのユーザグループを代表する１のユーザグループ構成回線をいいます。以下同じとします。）を指定していただきます。 （ウ）当社は、(イ)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 ①　その音声通信サービスＩ利用回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。 ②　指定したユーザグループがユーザグループタイプ１のときは、そのユーザグループ構成回線の数が１以上でないとき又はそのユーザグループにａｕ契約者回線が含まれるとき。 ③　指定したユーザグループがユーザグループタイプ２のときは、その音声通信サービスＩ利用回線に係る契約者名義が、そのユーザグループの他のユーザグループ構成回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定め			

		る基準に適合する場合を除きます。）又はそのユーザグループに２以上のａｕ契約者回線が含まれないとき。 ④　指定したユーザグループに係るユーザグループ代表者（当社又は沖縄セルラー電話株式会社とユーザグループ代表回線に係る契約を締結しているものをいいます。以下同じとします。）から承認が得られないとき。 ⑤　その音声通信サービスＩ利用者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 ⑥　ユーザグループ代表者が、そのユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款の規定に基づき支払いを要することとされた料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 ⑦　その音声通信サービスＩ利用回線について、接続休止が行われているとき。 ⑧　その申出の内容に不備があるとき。 ⑨　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 （エ）当社は、本サービスの提供を受けている音声通信サービスＩ利用回線について、その音声通信サービスＩ利用者から本サービスの提供を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合には、本サービスの提供を廃止します。ただし、③に定める（ウ）の⑨の場合にあっては可能な限り事前に通知を行うものとします。 ①　その音声通信サービスＩ利用回線に係る総合オープン通信網契約者の地位の承継があったとき。 ②　その音声通信サービスＩ利用回線に係る総合オープン通信網契約の解除があったとき。 ③　（ウ）の①から⑨までのいずれかに該当することとなったとき。 ④　このテ欄の規定に反し、又は反することとなるとき。 （オ）ユーザグループ代表回線を変更したとき、又はユーザグループ代表回線について本サービス（そのユーザグループ代表回線が当社の他の契約約款（ａｕ約款を除きます。）に規定する特定回線であるときは同契約約款に定める番号変換サービス、そのユーザグループ代表回線がａｕ契約者回線であるときはそのａｕ約款に定める番号変換機能をいいます。）の廃止があったときは、そのユーザグループ構成回線のうちいずれか１のものをユーザグループ代表回線として指定していただきます。 （カ）番号変換サービス利用者は、当社が別に定める方法により所属するユーザグループ、内線番号、ユーザグループ代表回線その他当社が指定する事項の変更の請求をすることができます。この場合、当社は、その請求の承諾について、(ウ)の規定に準じて取扱います。 （キ）（オ）又は（カ）の場合において、変更後のユーザグループ、内線番号、ユーザグループ代表回線その他当社が指定する事項は、その請求を当社が承諾した日から適用します。

		（ク）番号変換サービス利用者は、第96条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、その番号変換サービスの提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換サービスの提供の廃止があった日までの期間について、その料金月の末日（その料金月中に番号変換サービスの廃止（そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が０となるものに限ります。）があったときは、その廃止日とします。以下この欄において同じとします。）においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループに係るＣＵＧ定額利用料の支払いを要します。 　ただし、その番号変換サービスの提供を開始した日と番号変換サービスの廃止又は音声通信サービスＩ利用回線に係る総合オープン通信網契約の解除があった日が同一の日である場合（その日にそのユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が０となる場合を除きます。）はその支払いを要しないものとします。 （ケ）番号変換サービス利用者は、第96条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、番号変換サービスの提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換サービスの廃止があった日までの期間について、その音声通信サービスＩ利用回線に係るものについて、オンネット機能に係る登録を受けている場合、その登録日数に応じてオンネット機能定額利用料の支払いを要するものとします。 　ただし、料金月の初日以外の日に、番号変換サービスの提供を開始し、かつその日に番号変換サービスの提供の廃止があったときは、その支払いを要しません。 （コ）番号変換サービス利用者は、その料金月の末日においてユーザグループ代表者である場合、所属するユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款（当社又は沖縄セルラー電話株式会社の契約約款をいいます。）の規定に基づき、ユーザグループ代表者が請求を受けることとなった料金その他の債務を支払っていただきます。 　ただし、その料金月の末日において、ユーザグループ代表回線が指定されていないときは、ユーザグループ構成回線に係る契約を締結している全ての者が連帯してその支払いを要するものとします。 （サ）（コ）に定めるほか、番号変換サービス利用者は、ａｕ約款に定める番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)の規定に基づき、請求を受けることとなった料金その他の債務を支払っていただきます。 （シ）技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、内線番号を変更していただくことがあります。この場合、当社は、あらかじめ、そのことを番号変換サービス利用者にお知らせします。 （ス）当社は、番号変換サービス利用者から請求があったときは、以下この表のト欄に掲げる付加機能を提供します。 （セ）本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

ト　番号情報送出サービスⅡ	本サービスの利用の請求をした番号変換サービス利用者に係る音声通信サービスⅠ利用回線から内線番号及び追加番号（以下「内線番号等」といいます。）をダイヤルして行われる音声通信が当社若しくは協定事業者の総合ディジタル通信サービスに係る電気通信回線又は当社が別に定める電気通信回線に着信があった場合に、その内線番号等又は追加番号の情報を、その電気通信回線に接続される当社が別に定める端末設備又は自営電気通信設備に送出するもの （定額利用料）	１の内線番号ごとに月額	2,000円 （2,200円）
	備考 （ア）本サービスは、番号変換サービス利用者に限り提供します。 （イ）追加番号の指定方法等は、当社が別に定めるところによります。 （ウ）当社は、本サービスを利用している番号変換サービス利用者（以下「番号情報送出サービスⅡ利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のヌ欄に掲げる追加サービスを提供します。		
ナ　削除			
ニ　セキュリティサービス	a. 削除 b. 削除 c. 削除 d. 削除 e. 削除 f. 削除 g. 削除 h. 透過型URLフィルタリング機能（特定のホームページへのアクセスを総合オープン通信網契約者があらかじめ設定した条件に基づき、プロキシサーバを経由することなく制限する機能） プラン１　削除 プラン２　削除 プラン３　削除 プラン４　削除 プラン５　削除 プラン６　削除 プラン８　削除 プラン９　削除 プラン10 hの機能を利用できるもの 接続する端末設備の数が999台までのとき	１の端末設備ごとに月額	150円 （165円）

	接続する端末設備の数が4999台までのとき 接続する端末設備の数が9999台までのとき 接続する端末設備の数が10000台を超えるとき	１の端末設備ごとに月額 １の端末設備ごとに月額 １の端末設備ごとに月額	100円 （110円） 70円 （77円） 50円 （55円）
	備考	（ア）削除 （イ）削除 （ウ）削除 （エ）本サービス（プラン10に限ります。以下（カ）までにおいて同じとします。）は、第１種総合オープン通信網契約者（タイプⅣ（プランⅠ（１Ｇベストエフォートのものに限ります。）のものに限ります。）の第１種総合オープン通信網サービスに係るものに限ります。）に限り提供します。 （オ）本サービスの付加機能利用料は、第1種総合オープン通信網契約者からあらかじめ申出のあった端末設備の数により計算します。 （カ）第１種総合オープン通信網契約者（タイプⅣの第１種総合オープン通信網サービスに係るものに限ります。）は、接続する端末設備の数に変更が生じるときは、あらかじめ当社に申出ていただきます。 （キ）当社は、本サービスの提供により生じた損害については、当社に故意又は重過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。 （ク）本サービスに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。		
ヌ　番号情報送出サービスⅢ	本サービスの利用の請求をした番号情報送出サービスⅡ利用者に係る音声通信サービスⅠ利用回線から内線番号等をダイヤルして行われる音声通信が、当社がＶネットサービス契約約款に規定するサービスに係る電気通信回線に着信があった場合に、その内線番号等又は追加番号の情報を、その電気通信回線に接続される当社が別に定める端末設備又は自営電気通信設備に送出するもの （定額利用料）	１の内線番号ごとに月額	2,000円 （2,200円）
	備考	本サービスは、番号情報送出サービスⅡ利用者に限り提供します。	
ネ～ハ　削除			

<table>
<tr><td>ヒ　ＤＭＺサービス</td><td>第１種総合オープン通信網契約者に係る加入契約回線と相互接続点との間に次の機能を具備した仮想サーバ（サーバとして機能する情報処理装置をいいます。以下同じとします。）を設置し、その仮想サーバを介してインターネットに接続することを可能にするもの
<table><tr><td>仮想ウェブ機能</td><td>主に第１種総合オープン通信網契約者が製作するウェブサイトに係る情報の蓄積、閲覧、消去等が可能な仮想サーバ上の記憶領域を利用することができるもの</td></tr><tr><td>ウェブサイト公開機能</td><td>第１種総合オープン通信網契約者が製作したウェブサイトをインターネット上に公開等することができるもの</td></tr><tr><td>電子メール中継機能</td><td>第１種総合オープン通信網契約者が、あらかじめ指定するドメイン名にインターネットを介して送信されてくる電子メールを、その総合オープン通信網契約者が指定したメール蓄積装置（以下「指定メール蓄積装置」といいます。）に代わって当社のメール中継装置において受信し、それを指定メール蓄積装置に転送することができるもの</td></tr></table></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（ア）仮想ウェブ機能を具備した仮想サーバを介して提供するもの
（イ）ウェブサイト公開機能を具備した仮想サーバを介して提供するもの
（ウ）電子メール中継機能を具備した仮想サーバを介して提供するもの</td><td>１の仮想サーバごとに月額
１の仮想サーバごとに月額
１の仮想サーバごとに月額</td><td>23,700円
（26,070円）
23,700円
（26,070円）
23,700円
（26,070円）</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td colspan="2">（ア）本サービスは、第１種総合オープン通信網契約者（タイプⅣのものに限ります。）に限り提供します。
（イ）当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に仮想サーバに蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。
（ウ）第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）に定めるほか、当社は、別記６（総合オープン通信網契約者の禁止行為）に反する態様で仮想サーバが利用されていると認めた場合は、現に蓄積している仮想サーバの情報の転送の停止を行うことがあります。
（エ）当社は、（ウ）の規定により現に蓄積している仮想サーバの情報の転送の停止をされた総合オープン通信網契約者が、なおその事実を解消しないとき</td></tr>
</table>

		は、その総合オープン通信網契約者に係る本サービスの利用の廃止を行うことがあります。 （オ）本サービスにより割当てられた記憶領域に蓄積された情報は、消去後復元できません。 （カ）メール中継装置が対象電子メールを受信した時刻（メール中継装置に記録された時刻とします。）から起算して７２時間に限り、当社は、所定の条件に従って、当該対象電子メールを指定メール蓄積装置に宛てて転送するものとし、指定メール蓄積装置への転送が完了したと認めた時点又は当該時間が経過した時点のいずれか早く到来した時点をもって当該対象電子メールを破棄します。 （キ）（カ）の規定にかかわらず、当社は、メール中継装置からの転送が完了した対象電子メールが指定メール蓄積装置に確実に到達することを保証するものではありません。 （ク）当社は、本サービスを利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害又は仮想サーバの記憶領域に蓄積された情報等に起因する損害等、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 （ケ）本サービスに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。		
フ　削除				
ヘ　ＤＤｏＳ対策サービス	当社が、本サービスの利用の請求をした第１種総合オープン通信網契約者、第７種総合オープン通信網契約者又は第８種総合オープン通信網契約者に係る加入契約回線等に宛てた大量のトラヒックを検知した場合に、その総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した方法により当該トラヒックに係るＩＰパケットを破棄等するもの （ア）　　プランＩのもの（定額利用料） （ａ）　第７種総合オープン通信網サービス及び第８種総合オープン通信網サービスに係るもの ①　②以外の加入契約回線等に係るもの ａ　１０ＢＡＳＥ ｂ　１００ＢＡＳＥ ｃ　１０００ＢＡＳＥ ｄ　１０ＧＢＡＳＥ ｅ　１００ＧＢＡＳＥ	 １加入契約回線等ごとに月額 １加入契約回線等ごとに月額 １加入契約回線等ごとに月額 １加入契約回線等ごとに月額 １加入契約回線等ごとに月額	 200,000円（220,000円） 400,000円（440,000円） 800,000円（880,000円） 1,600,000円（1,760,000円） 1,600,000円（1,760,000円）

	② バックアップサービスＩに係る予備の加入契約回線等に係るもの		
	ａ １０ＢＡＳＥ	１加入契約回線等ごとに月額	20,000円（22,000円）
	ｂ １００ＢＡＳＥ	１加入契約回線等ごとに月額	40,000円（44,000円）
	ｃ １０００ＢＡＳＥ	１加入契約回線等ごとに月額	80,000円（88,000円）
	ｄ １０ＧＢＡＳＥ	１加入契約回線等ごとに月額	160,000円（176,000円）
	ｅ １００ＧＢＡＳＥ	１加入契約回線等ごとに月額	160,000円（176,000円）
	（ｂ） 第１種総合オープン通信網サービスに係るもの（定額利用料）		
	ａ １００Ｍベストエフォート	１加入契約回線等ごとに月額	250,000円（275,000円）
	ｂ １Ｇベストエフォート	１加入契約回線等ごとに月額	500,000円（550,000円）
	（イ） プランⅡのもの		
	① 定額利用料		
	ａ １０ＢＡＳＥ	１加入契約回線等ごとに月額	50,000円（550,000円）
	ｂ １００ＢＡＳＥ	１加入契約回線等ごとに月額	100,000円（110,000円）
	ｃ １０００ＢＡＳＥ	１加入契約回線等ごとに月額	200,000円（220,000円）
	ｄ １０ＧＢＡＳＥ	１加入契約回線等ごとに月額	400,000円（440,000円）
	ｅ １００ＧＢＡＳＥ	１加入契約回線等ごとに月額	400,000円（440,000円）
	② 利用料		
	ａ １０ＢＡＳＥ	10分までごとに	25,000円（27,500円）
	ｂ １００ＢＡＳＥ	10分までごとに	50,000円（55,000円）
	ｃ １０００ＢＡＳＥ	10分までごとに	100,000円（110,000円）
	ｄ １０ＧＢＡＳＥ	10分までごとに	200,000円（220,000円）
	ｅ １００ＧＢＡＳＥ	10分までごとに	200,000円

			（220,000円）
	備考	（ア）本サービスは、第１種総合オープン通信網契約者（タイプⅡに係るものに限ります。）、第７種総合オープン通信網契約者（ＬＡＮ型のものに限ります。）又は第８種総合オープン通信網契約者（以下この欄において「ＤＤｏＳ対策サービス利用者」といいます。）に限り提供します。 （イ）本サービスは、臨時付加機能については提供しません。 （ウ）当社は、そのＤＤｏＳ対策サービス利用者がバックアップサービスＩの提供を受けるときは、そのＤＤｏＳ対策サービス利用者に係る加入契約回線等とその加入契約回線等に係る予備の加入契約回線等（バックアップサービスＩのものに限ります。）について、本サービスを提供するものとします。 （エ）第83条（総合オープン通信網サービスの利用中止）に定めるほか、当社は、本サービスに係る電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、本サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。 （オ）第84条（総合オープン通信網サービスの利用停止）に定めるほか、当社は、別記６（総合オープン通信網契約者の禁止行為）に反する態様で本サービスが利用されていると認めた場合は、本サービスの利用を停止することがあります。 （カ）当社は、（オ）の規定により本サービスの利用の停止をされたＤＤｏＳ対策サービス利用者が、なおその事実を解消しないときは、そのＤＤｏＳ対策サービス利用者に係る本サービスの利用の廃止を行うことがあります。 （キ）当社は、本サービスに係る第１種総合オープン通信網契約、第７総合オープン通信網契約又は第８種総合オープン通信網契約の解除があったときは、本サービスを廃止します。 （ク）当社は、本サービスを利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害等、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 （ケ）当社は、ＤＤｏＳ対策サービス利用者があらかじめ指定した条件に基づき、検知装置による大量のトラヒックの検知等、制御状態に係る信号の送出等の検知をしたときは、その旨をＤＤｏＳ対策サービス利用者に通知します。 （コ）第１種総合オープン通信網契約者による本サービスの利用は、プランＩのものに限り提供します。 （サ）本サービスに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。	

（２）臨時付加機能に係るもの

定額利用料　　日額

料金額（税抜価格）
（１）（(2)以外のもの）の料金額の１０分の１

第３　削除

第４　工事費

１　第１種総合オープン通信網サービスに係るもの

（１）適用

第１種総合オープン通信網サービスに係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>工　　事　　費　　の　　適　　用</th></tr>
<tr><td>（１）工事費の適用

当社は、第１種総合オープン通信網サービスに係る工事費の適用にあたり、次表のとおり、工事費の種類を定めます。
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>工　事　費　の　適　用</th></tr>
<tr><td>加入契約回線関係新設工事費</td><td>加入契約回線を設置し、又は当社が提供する回線接続装置若しくは当社が提供する配線設備を設置する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>加入契約回線関係変更工事費</td><td>加入契約回線について、その品目等の変更若しくは移転、当社が提供する回線接続装置の移転若しくは当社が提供する配線設備の移転又は一時中断若しくは一時中断の再利用を行う場合に適用します。</td></tr>
</table>
イ　その加入契約回線と接続する他社接続回線又は端末回線が変更となるときは、加入契約回線関係新設工事費を適用します。
ウ　加入契約回線関係変更工事費のうち、品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。
エ　削除
オ　タイプⅣに係る工事費は、新たにタイプⅣに係る加入契約回線を設置する場合の加入契約回線関係新設工事費及びタイプⅣに係る加入契約回線（１００Ｍベストエフォートのものに限ります。）において基本機能（ファイアウォール機能に限ります。）の利用を開始することに伴う加入契約回線関係変更工事費に限って適用します。
カ　第13条（端末回線の収容）第２項の規定により当社が端末回線を収容する総合オープン通信網サービス取扱所（端局を含みます。）を変更したことに伴って端末回線又は当社契約者回線を移転する場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、加入契約回線関係変更工事費の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（２）タイプＩに係る工事費の適用

当社は、（１）に定める加入契約回線関係変更工事費（タイプＩに係るものに限ります。）の適用にあたり、次の細目を定めます。
<table>
<tr><th>加入契約回線関係変更工事費の細目</th><th>工　事　費　の　適　用</th></tr>
<tr><td>その他の工事費</td><td>加入契約回線関係変更工事費の適用に係る工事のうち、イ又はウ以外のものについて適用します。</td></tr>
<tr><td>配線設備に係る工事</td><td>配線設備の移転を行う場合に適用しま</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>費</td><td>す。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（３） タイプⅡに係る工事費の適用</td><td>当社は、（１）に定める工事費（タイプⅡに係るものに限ります。）の適用にあたり、次の細目を定めます。
（ア）加入契約回線関係新設工事費
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>工　事　費　の　適　用</th></tr>
<tr><td>ア　回線接続工事費</td><td>加入契約者回線の設置の際に、総合オープン通信網サービス取扱所の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>イ　回線接続装置に係る工事費</td><td>当社が提供する回線接続装置の設置の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>ウ　配線設備に係る工事費</td><td>当社が提供する配線設備の設置の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
</table>
（イ）加入契約回線関係変更工事費
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>工　事　費　の　適　用</th></tr>
<tr><td>ア　回線変更工事費</td><td>加入契約者回線の品目等の変更、一時中断又は一時中断の再利用の際に、総合オープン通信網サービス取扱所の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>イ　回線接続装置に係る工事費</td><td>当社が提供する回線接続装置の移転の工事又は一時中断若しくは一時中断の再利用等を行う場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>ウ　配線設備に係る工事費</td><td>当社が提供する配線設備の移転又は一時中断若しくは一時中断の再利用等を行う場合に適用します。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（４）端末設備の設置等の場合の工事費の適用</td><td>端末設備の設置等の場合の工事費は、端末設備の設置に係る請求その他の変更等に関する工事について、適用します。</td></tr>
</table>

（２）工事費の額

ア　加入契約回線関係新設工事費

区分			単位	工事費の額（税抜価格（税込価格））
タイプＩ及びタイプＩａ			１加入契約回線ごとに	30,000 円 （33,000円）
タイプⅡ	回線接続工事	（ア）（イ）以外のもの	１のエ事ごとに	2,500 円 （2,750円）
		（イ）交換機又は蓄積装置に係るもの		3,000 円 （3,300円）
	回線接続装置に係る工事	光配線の場合	１のエ事ごとに	8,000 円 （8,800円）
	配線設備に係る工事	光配線の場合	１のエ事ごとに	12,000 円 （13,200円）
タイプⅣ （ア）１００Ｍベストエフォートのもの			１加入契約回線ごとに	10,000 円 （11,000円）
（イ）１Ｇベストエフォートのもの			１加入契約回線ごとに	100,000 円 （110,000円）

イ　加入契約回線関係変更工事費

区分			単位	工事費の額（税抜価格（税込価格））
タイプＩ	その他の工事費		１加入契約回線ごとに	3,000 円 （3,300円）
	配線設備に係る工事費		１配線設備ごとに	20,000 円 （22,000円）
タイプＩａ	移転に係る工事費		１加入契約回線ごとに	30,000 円 （33,000円）
タイプⅡ	回線接続工事	（ア）（イ）以外のもの	１のエ事ごとに	2,500 円 （2,750円）
		（イ）交換機又は蓄積装置に係るもの		3,000 円 （3,300円）
	回線接続装置に係る工事	光配線の場合	１のエ事ごとに	8,000 円 （8,800円）
	配線設備に係る工事	光配線の場合	１のエ事ごとに	12,000 円 （13,200円）
タイプⅣ			１加入契約回線ごとに	5,000 円 （5,500円）

２　削除
３　削除
４　削除

５　第５種総合オープン通信網サービスに係るもの

（１）適用

第５種総合オープン通信網サービスに係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">工　　事　　費　　の　　適　　用</th></tr>
<tr><td>ア　工事費の適用</td><td>工事費は、以下の工事ごとに適用します。
（ア）利用の開始に関する工事（プラン０及び特定通信限定利用型に係るものを除きます。）
（イ）タイプ等の変更に関する工事
（ウ）端末回線に関する工事</td></tr>
<tr><td>イ　タイプ等の変更に関する工事費</td><td>タイプ等の変更に関する工事費は、タイプ、接続型又はプランの変更（プランＩに係る種類の変更を含みます。）を行ったときに適用します。
ただし、同一のタイプにおいて、プランＩからプランⅤまでのものをプラン０に変更する場合は、その工事費の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>ウ　端末回線に関する工事費</td><td>ア　端末回線に関する工事費は、次の場合に適用します。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>工　事　費　の　適　用</th></tr>
<tr><td>設置に関する工事</td><td>端末回線の設置の場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>品目の変更に関する工事</td><td>端末回線に係る品目の変更を行う場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>敷地内移設に関する工事</td><td>同一の構内又は同一の建物内において端末回線の移転を行う場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>時刻指定に関する工事</td><td>設置及び移転に関する工事の時刻を指定する場合（当社が別に定める時刻に限ります。以下「指定時刻」といいます。）に適用します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　端末回線に関する工事費は、第５種総合オープン通信網サービス（コースⅡに係るものに限ります。）に係る端末回線の工事について適用します。
２　品目の変更に関する工事費は、第５種総合オープン通信網サービス（タイプⅡに係るものに限ります。）に係る端末回線の工事について適用します。
３　時刻指定に関する工事費は、第５種総合オープン通信網サービス（コースⅡ（タイプⅥ及びタイプⅧ（フレッツ　光ネクスト　ファミリー、フレッツ　光ネクスト　ファミリー・ハイスピード、フレッツ　光ネクスト　ファミリーギガラインタイプ、フレッツ　光ネクスト　プライオ１及びフレッツ　光ネクスト　ファミリー・スーパーハイスピード隼）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る端末回</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

線の工事について適用します。

4　時刻指定に関する工事費は、契約者から時刻指定に関する工事費を支払うことを条件にその契約者が指定時刻に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着した場合（その申出をした契約者の責めにより当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）に、（２）のウの（イ）に定める時間指定に関する工事費の額を適用します。

ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。

イ　第５種総合オープン通信網サービス（タイプⅡに係るものに限ります。）に係る端末回線の設置に関する工事について、屋内配線に関する工事又は端末設備の設置に関する工事を伴わない場合は、１の工事ごとに（２）（工事費の額）に規定する工事費の額から下表に定める額を減額して適用します。

区　　分	工事費の減額 （税抜価格 （税込価格））
屋内配線に関する工事及び端末設備の設置に関する工事を伴わない場合	13,800円 （15,180円）
屋内配線に関する工事を伴わない場合	4,800円 （5,280円）
端末設備の設置に関する工事を伴わない場合	5,500円 （6,050円）

（２）工事費の額

区　　分			単　　位	工事費の額 （税抜価格 （税込価格））
ア　利用の開始に関する工事			１のユーザＩＤ又はお客様ＩＤごとに	3,000円 （3,300円）
イ　タイプ等の変更に関する工事			１のユーザＩＤ又はお客様ＩＤごとに	3,000円 （3,300円）
ウ　端末回線に関する工事	（ア）タイプⅡに係るもの	設置に関する工事	１の工事ごとに	16,800円 （18,480円）
		品目の変更に関する工事	１の工事ごとに	2,200円 （2,420円）
		敷地内移設に関す	１の工事ごと	9,300円

		る工事	に	（10,230円）
	（イ）（ア）以外のもの	設置に関する工事	１の工事ごとに	27,900円 （30,690円）
		敷地内移設に関する工事	１の工事ごとに	9,300円 （10,230円）
		時刻指定に関する工事費	１の工事ごとに	13,000円 （14,300円）

６　削除

7　第７種総合オープン通信網サービスに係るもの

（１）適用

第７種総合オープン通信網サービスに係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="3">工　　事　　費　　の　　適　　用</th></tr>
<tr><td>ア　工事費の適用</td><td colspan="2">工事費は、次の工事ごとに適用します。
（ア）加入契約回線関連工事
（イ）イーサネット回線関連工事</td></tr>
<tr><td>イ　イーサネット回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費及び回線終端装置工事費</td><td colspan="2">イーサネット回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>工　事　費　の　適　用</th></tr>
<tr><td>ア　基本工事費</td><td>回線工事費、屋内配線工事費又は回線終端装置工事費の支払いを要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>イ　回線工事費</td><td>イーサネット回線の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>ウ　屋内配線工事費</td><td>当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。
（ア）イーサネット回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線
（イ）１のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットでの間の配線</td></tr>
<tr><td>エ　回線終端装置設置工事費</td><td>当社が提供する回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ウ　同時に２以上の工事を施工する場合の工事費の適用</td><td colspan="2">１の第７種総合オープン通信網契約者からの申込み又は請求により同時に２以上のイーサネット回線に係る工事を施行する場合は、１のイーサネット回線を除く他のイーサネット回線に係る工事の部分については、基本工事費の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>エ　第７種総合オープン通信網サービスの品目等の変更、加入契約回線等若しくは端末回線の移転、他社接続回線接続変更又は回線相互接続の場合の工事費の適用</td><td colspan="2">第７種総合オープン通信網サービスの品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、他社接続回線接続変更の場合の工事費は、接続変更先の取付けに関する工事について、回線相互接続の場合の工事費は、回線相互接続に関する工事について、それぞれ適用します。
ただし、加入契約回線の移転が、相互接続協定に基づき相互接続点の所在場所を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないとき、又は端末回線若しくは当社契約者回線の移転が、第13条（端末回線の収容）第２項の規定により当社が端末回線を収容する総合オープン通信網サービス取扱所（端局を含みます。）を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、工事費の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>オ　端末設備の設置等の場合のエ</td><td colspan="2">端末設備の設置等の場合の工事費は、端末設備の設置に係る請求その他の変更等に関する工事について、適用します。</td></tr>
</table>

事費の適用	

（２）工事費の額

ア　加入契約回線関連工事

区　　分	単　　位	工 事 費 の 額 （税抜価格 （税込価格））
ア　加入契約回線の設置、第７種総合オープン通信網サービスの品目等の変更、加入契約回線の移転又は第７種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断若しくは再取付けに関する加入契約回線関連工事	１加入契約回線ごとに	3,000円 （3,300円）
イ　他社接続回線接続変更に関する相互接続点関連工事	１相互接続点ごとに	3,000円 （3,300円）

イ　イーサネット回線関連工事

区　　分	単　　位	工 事 費 の 額 （税抜価格 （税込価格））
（ア）基本工事費	１工事ごとに	2,000円 （2,200円）
（イ）回線工事費	１イーサネット回線の終端ごとに	2,000円 （2,200円）
（ウ）屋内配線工事費	１屋内配線ごとに	40,000円 （44,000円）
（エ）回線終端装置設置工事費	１回線終端装置ごとに	10,000円 （11,000円）

８　第８種総合オープン通信網サービスに係るもの

（１）適用

第８種総合オープン通信網サービスに係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工　　事　　費　　の　　適　　用	
ア　工事費の適用	工事費は、当社契約者回線ごとに適用します。
イ　第８種総合オープン通信網サービスの品目等の変更、当社契約者回線の移転又は回線相互接続の場合の工事費の適用	第８種総合オープン通信網サービスの品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、回線相互接続の場合の工事費は、回線相互接続に関する工事について、それぞれ適用します。 ただし、当社契約者回線の移転が、第64条の３（当社契約者回線の収容）第２項の規定により当社が当社契約者回線を収容する総合オープン通信網サービス取扱所を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、工事費の支払いを要しません。

（２）工事費の額

区　　分	単　　位	工　事　費　の　額 （税抜価格 （税込価格））
当社契約者回線の設置、第８種総合オープン通信網サービスの品目等の変更、当社契約者回線の移転又は第８種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断若しくは再取付けに関する当社契約者回線関連工事	１当社契約者回線ごとに	3,000円 （3,300円）

９　第９種総合オープン通信網サービスに係るもの

（１）適用

（ア）帯域共有型FTTHアクセスに係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">工　　事　　費　　の　　適　　用</th></tr>
<tr><td>（１）工事費の適用</td><td>ア　当社は、帯域共有型FTTHアクセスに係る工事費の適用にあたり、次表のとおり、工事費の種類を定めます。
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>工　事　費　の　適　用</th></tr>
<tr><td>加入契約回線関係新設工事費</td><td>加入契約回線を設置し、又は当社が提供する回線接続装置若しくは当社が提供する配線設備を設置する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>加入契約回線関係変更工事費</td><td>加入契約回線について、その品目等の変更若しくは移転、当社が提供する回線接続装置の移転若しくは当社が提供する配線設備の移転又は一時中断若しくは一時中断の再利用を行う場合に適用します。</td></tr>
</table>
イ　その加入契約回線と接続する他社接続回線又は端末回線が変更となるときは、加入契約回線関係新設工事費を適用します。
ウ　加入契約回線関係変更工事費のうち、品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。
エ　第13条（端末回線の収容）第２項の規定により当社が端末回線を収容する総合オープン通信網サービス取扱所（端局を含みます。）を変更したことに伴って端末回線又は当社契約者回線を移転する場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、加入契約回線関係変更工事費の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（２）加入契約回線関係変更工事費に係る工事費の適用</td><td>当社は、（１）に定める加入契約回線関係変更工事費の適用にあたり、次の細目を定めます。
<table>
<tr><th>加入契約回線関係変更工事費の細目</th><th>工　事　費　の　適　用</th></tr>
<tr><td>その他の工事費</td><td>加入契約回線関係変更工事費の適用に係る工事のうち、イ又はウ以外のものに</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

		ついて適用します。
	配線設備に係る工事費	配線設備の移転を行う場合に適用します。
（４）端末設備の設置等の場合の工事費の適用	端末設備の設置等の場合の工事費は、端末設備の設置に係る請求その他の変更等に関する工事について、適用します。	

（２）工事費の額

ア　加入契約回線関係新設工事費

単　　位	工事費の額（税抜価格（税込価格））
１加入契約回線ごとに	30,000 円（33,000円）

イ　加入契約回線関係変更工事費

区　　分	単　　位	工事費の額（税抜価格（税込価格））
その他の工事費	１加入契約回線ごとに	3,000 円（3,300円）
配線設備に係る工事費	１配線設備ごとに	20,000 円（22,000円）

（イ）帯域共有型フレッツアクセスに係るもの

（１）適用

帯域共有型フレッツアクセスに係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工　事　費　の　適　用	
ア　工事費の適用	工事費は、以下の工事ごとに適用します。 （ア）利用の開始に関する工事（プランＯに係るものを除きます。） （イ）タイプ等の変更に関する工事 （ウ）端末回線に関する工事
イ　タイプ等の変更に関する工事費	タイプ等の変更に関する工事費は、タイプ、接続型又はプランの変更（プランＩに係る種類の変更を含みます。）を行ったときに適用します。 ただし、同一のタイプにおいて、プランＩ又はプランⅡのものをプランＯに変更する場合は、その工事費の支払いを要しません。
ウ　端末回線に関する工事費	ア　端末回線に関する工事費は、次の場合に適用します。

区　　分	工　事　費　の　適　用
設置に関する工事	端末回線の設置の場合に適用します。

	品目の変更に関する工事	端末回線に係る品目の変更を行う場合に適用します。
	敷地内移設に関する工事	同一の構内又は同一の建物内において端末回線の移転を行う場合に適用します。
	時刻指定に関する工事	設置及び移転に関する工事の時刻を指定する場合（当社が別に定める時刻に限ります。以下「指定時刻」といいます。）に適用します。
	備考 １　端末回線に関する工事費は、帯域共有型フレッツアクセスの第９種総合オープン通信網サービス（コースⅡに係るものに限ります。）に係る端末回線の工事について適用します。 ２　品目の変更に関する工事費は、帯域共有型フレッツアクセスの第９種総合オープン通信網サービス（タイプⅡに係るものに限ります。）に係る端末回線の工事について適用します。 ３　時刻指定に関する工事費は、帯域共有型フレッツアクセス（コースⅡ（タイプⅥ及びタイプⅧ（フレッツ　光ネクスト　ファミリー、フレッツ　光ネクスト　ファミリー・ハイスピード、フレッツ　光ネクスト　ファミリーギガラインタイプ、フレッツ　光ネクスト　フレッツ　光ネクスト　ファミリー・スーパーハイスピード隼）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る端末回線の工事について適用します。 ４　時刻指定に関する工事費は、契約者から時刻指定に関する工事費を支払うことを条件にその契約者が指定時刻に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着した場合（その申出をした契約者の責めにより当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）に、（２）のウの（イ）に定める時間指定に関する工事費の額を適用します。 ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。	

（２）工事費の額

区　　分	単　　位	工事費の額（税抜価格（税込価格））
ア　利用の開始に関する工事	１のユーザＩＤ又はお客様ＩＤごとに	3,000円（3,300円）
イ　タイプ等の変更に関する工事	１のユーザＩＤ又はお客様	3,000円（3,300円）

			ＩＤごとに	
ウ　端末回線に関する工事	（イ）（ア）以外のもの	設置に関する工事	１の工事ごとに	27,900円 （30,690円）
		敷地内移設に関する工事	１の工事ごとに	9,300円 （10,230円）
		時刻指定に関する工事費	１の工事ごとに	13,000円 （14,300円）

（ウ）帯域確保型に係るもの

（１）適用

帯域確保型に係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="3">工　　事　　費　　の　　適　　用</th></tr>
<tr><td>ア　工事費の適用</td><td colspan="2">工事費は、次の工事ごとに適用します。
（ア）加入契約回線関連工事
（イ）イーサネット回線を使用する加入契約回線に係る工事</td></tr>
<tr><td>イ　イーサネット回線を使用する加入契約回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費及び回線終端装置工事費</td><td colspan="2">イーサネット回線を使用する加入契約回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>工　事　費　の　適　用</th></tr>
<tr><td>ア　基本工事費</td><td>回線工事費、屋内配線工事費又は回線終端装置工事費の支払いを要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>イ　回線工事費</td><td>イーサネット回線を使用する加入契約回線の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>ウ　屋内配線工事費</td><td>当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。
（ア）イーサネット回線を使用する加入契約回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線
（イ）１のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットでの間の配線</td></tr>
<tr><td>エ　回線終端装置設置工事費</td><td>当社が提供する回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ウ　同時に２以上の工事を施工する場合の工事費の適用</td><td colspan="2">１の帯域確保型契約者からの申込み又は請求により同時に２以上のイーサネット回線を使用する加入契約回線に係る工事を施行する場合は、１のイーサネット回線を使用する加入契約回線を除く他のイーサネット回線を使用する加入契約回線に係る工事の部分については、基本工事費の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>エ　帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網サービスの品目</td><td colspan="2">帯域確保型に係る第９種総合オープン通信網サービスの品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、他社接続回線接続変更の場合の工事費は、接続変更先の取</td></tr>
</table>

等の変更、加入契約回線等若しくは端末回線の移転、他社接続回線接続変更又は回線相互接続の場合の工事費の適用	付けに関する工事について、回線相互接続の場合の工事費は、回線相互接続に関する工事について、それぞれ適用します。 ただし、加入契約回線の移転が、相互接続協定に基づき相互接続点の所在場所を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないとき、又は端末回線若しくは当社契約者回線の移転が、第13条（端末回線の収容）第２項の規定により当社が端末回線を収容する総合オープン通信網サービス取扱所（端局を含みます。）を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、工事費の支払いを要しません。
オ　端末設備の設置等の場合の工事費の適用	端末設備の設置等の場合の工事費は、端末設備の設置に係る請求その他の変更等に関する工事について、適用します。

（２）工事費の額

ア　加入契約回線関連工事

区　　分	単　　位	工　事　費　の　額 （税抜価格 （税込価格））
ア　加入契約回線の設置、帯域確保型の品目等の変更、加入契約回線の移転又は帯域確保型の第９種総合オープン通信網サービスの利用の一時中断若しくは再取付けに関する加入契約回線関連工事	１加入契約回線ごとに	3,000円 （3,300円）
イ　他社接続回線接続変更に関する相互接続点関連工事	１相互接続点ごとに	3,000円 （3,300円）

イ　イーサネット回線を使用する加入契約回線

区　　分	単　　位	工 事 費 の 額 （税抜価格 （税込価格））
（ア）基本工事費	１工事ごとに	2,000円 （2,200円）
（イ）回線工事費	１イーサネット回線を使用する加入契約回線の終端ごとに	2,000円 （2,200円）
（ウ）屋内配線工事費		
①　１０Ｍｂ／ｓ	１屋内配線ごとに	11,500円 （12,650円）
②　１００Ｍｂ／ｓ	１屋内配線ごとに	11,500円 （12,650円）
③　２００Ｍｂ／ｓ	１屋内配線ごとに	21,500円 （23,650円）
④　３００Ｍｂ／ｓ	１屋内配線ごとに	21,500円 （23,650円）
⑤　１０００Ｍｂ／ｓ	１屋内配線ごと	21,500円

	に	（23,650円）
（エ）回線終端装置設置工事費 ① １０Ｍｂ／ｓ ② １００Ｍｂ／ｓ ③ ２００Ｍｂ／ｓ ④ ３００Ｍｂ／ｓ ⑤ １０００Ｍｂ／ｓ	 １回線終端装置ごとに １回線終端装置ごとに １回線終端装置ごとに １回線終端装置ごとに １回線終端装置ごとに	 10,000円 （11,000円） 10,000円 （11,000円） － － －

10～12　削除

13　付加機能に係るもの

（１）適用

付加機能に係る工事費の適用については、第98条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工　事　費　の　適　用	
工事費の適用	工事費は、付加機能の利用の開始、利用内容の変更ごとに適用します。

（２）工事費の額

区　分	単　位	工事費の額 （税抜価格 （税込価格））
ア　ＣＧＩサービス	１の工事ごとに	1,000円 （1,100円）
イ　削除		
ウ　ＳＳＬサービス	１の工事ごとに	5,000円 （5,500円）
エ　削除		
オ　削除		
カ　削除		
キ　削除		
ク　音声通信サービスⅠ （ア）利用の開始に関する工事 （イ）同時通信可能数の設定変更に関する工事 （ウ）音声通信番号の指定に関する工事	 １の工事ごとに １の工事ごとに １の音声通信番号ごとに	 2,000円 （2,200円） 1,000円 （1,100円） 1,000円 （1,100円）
ケ　ＩＰｖ６トンネリングサービス	１の工事ごとに	3,000円 （3,300円）

コ　削除		
サ　番号追加サービス （ア）音声通信番号の追加に関する工事 （イ）削除	 １の音声通信番号ごとに 削除	 1,000円 （1,100円） 削除
シ　番号変換サービス （ア）ユーザグループの設定に関する工事 （イ）内線番号の設定又は変更に関する工事 ①　オンネット機能に係るもの ②　サブネット機能に係るもの	 １のユーザグループごとに １の内線番号ごとに １の内線番号ごとに	 10,000円 （11,000円） 1,000円 （1,100円） 300円 （330円）
ス　番号情報送出サービスⅢ （ア）利用の開始に関する工事 （イ）削除	 １のユーザグループごとに 削除	 10,000円 （11,000円） 削除
セ　削除	削除	削除
ソ　ＤＤｏＳ対策サービス （ア）利用の開始に関する工事 ①　③以外の第７種総合オープン通信網サービス及び第８種総合オープン通信網サービスの加入契約回線等に係るもの ②第１種総合オープン通信網サービスの加入契約回線等に係るもの ③　バックアップサービスⅠに係る予備の加入契約回線等に係るもの （イ）プランの変更に関する工事	 １の工事ごとに １の工事ごとに １の工事ごとに １の工事ごとに	 200,000円 （220,000円） 100,000円 （110,000円） 40,000円 （44,000円） 3,000円 （3,300円）

備考

１　削除

２　番号変換サービスに係るユーザグループの設定に関する工事に係る工事費については、第98条の規定にかかわらず、その料金月の末日（その料金月中に番号変換サービスの廃止（そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が０となるものに限ります。）があったときは、その廃止日とします。以下この欄において同じとします。）において、そのユーザグループに係るユーザグループ代表者である場合に限り支払いを要するものとします。

３　番号変換サービスに係る内線番号の設定又は変更に関する工事に係る工事費については、その番号変換サービスの提供を開始した日と番号変換サービスの廃止があった日が同一の日である場合は、その支払いを要しないものとします。

第５　附帯サービスに関する料金等

１　手数料

（１）適用

手数料の適用については、別記17（ＩＰアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

区　　分	内　　容
手数料の適用	ア　ＪＰＮＩＣが割当てるＩＰｖ６アドレスについては、第１種総合オープン通信網契約者（タイプⅡのものに限ります。）、第７種総合オープン通信網契約者、第８種総合オープン通信網契約者又はＩＰｖ６トンネリングサービスに係る総合オープン通信網契約者に限り、そのＩＰｖ６アドレスの申請手続きの代行等を行います。 イ　削除 ウ　ＪＰＲＳが割当てる汎用ＪＰドメイン名を変更することはできません。 エ　当社は、ドメイン名維持管理料については、日割は行いません。

（２）料金額

ア　ＪＰＮＩＣが割当てるＩＰアドレスに係るもの

（ア）申請手数料

区　　分	単　　位	手　数　料　の　額 （税抜価格 （税込価格））
ＩＰアドレスの割当てに係るもの ①　ＩＰアドレスの数が２５５個までのもの ②　ＩＰアドレスの数が２５５個を超えるもの	 １の申請ごとに １の申請ごとに	 6,000円 （6,600円） 10,000円 （11,000円）

イ　ＪＰＮＩＣが割当てるＩＰｖ６アドレスに係るもの

（ア）申請手数料

区　　分	単　　位	手　数　料　の　額 （税抜価格 （税込価格））
申請手数料	１の申請ごとに	1,000円 （1,100円）

ウ　削除

エ　ＪＰＲＳが割当てるドメイン名に係るもの

（ア）申請手数料

区　　分	単　　位	手　数　料　の　額 （税抜価格 （税込価格））
ドメイン名の割当てに係るもの	１ドメイン名ごとに	6,000円 （6,600円）
ドメイン名の変更又は移転に係るもの	１ドメイン名ごとに	30,000円 （33,000円）
指定事業者（ＪＰＲＳが定める指定事業者	１ドメイン名ごと	3,000円

をいいます。）の変更に係るもの	に	（3,300円）

（イ）ドメイン名維持管理料

区　　分	単　　位	手　数　料　の　額 （税抜価格 （税込価格））
ドメイン名維持管理料	１ドメイン名ごとに年額	3,600円 （3,960円）

２　発行料等

（１）発行料

ア　適用

発行料の適用については、別記19（利用明細書等の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区　　分	内　　容
利用明細書に係る発行料の適用	ア　利用明細書は、音声通信サービスⅠに係る総合オープン通信網契約者に限り、その発行を行います。 イ　発行料については、日割は行いません。
支払証明書に係る発行料の適用	総合オープン通信網契約者は、イ（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行料の支払いを要しません。

イ　料金額

（ア）利用明細書に係るもの

区　　分	単　　位	発　行　料　の　額 （税抜価格 （税込価格））
音声通信サービスⅠに係るもの	１の総合オープン通信網契約ごとに月額	500円 （550円）

（イ）支払証明書に係るもの

区　　分	単　　位	発　行　料　の　額 （税抜価格 （税込価格））
①　支払証明書発行料	支払証明書の発行１回ごとに	400円 （440円）

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

（２）発行の開始に係る工事に関する費用

ア　適用

発行の開始に係る工事に関する費用の適用については、別記19（利用明細書の発行）の規定によるとおりとします。

イ　発行の開始に係る工事に関する費用の額

（ア）利用明細書に係るもの

区　　分	単　　位	工事に関する費用の額

		（税抜価格 （税込価格））
音声通信サービスⅠに係るもの	１の総合オープン通信網契約ごとに	1,000円 （1,100円）

３　端末設備に係る料金等

（１）端末設備に係る料金

ア　適用

端末設備に係る料金の適用については、別記21（端末設備の提供）及び別表８（当社が提供する端末設備の提供条件）の規定によるほか、次のとおりとします。

区　　分	内　　容
ア　音声通信アダプタに係る料金の適用	（ア）別表８に定める音声通信アダプタ（以下「音声通信アダプタ」といいます。）の提供を受けている総合オープン通信網契約者は、（２）（料金額）に規定する音声通信アダプタの料金の支払いを要します。 （イ）総合オープン通信網契約者は、音声通信アダプタに故意若しくは重過失又は通常の使用態様に反する使用による損耗等が生じた場合、又は音声通信アダプタの廃止（総合オープン通信網契約の解除、音声通信サービスⅠの廃止その他の理由によるその音声アダプタの提供の終了をいいます。以下同じとします。）から当社が別に定める期間内に当該音声通信アダプタの返還がないときは、当社が別に定める音声通信アダプタに係る賠償金の支払いを要します。
イ　第１種総合オープン通信網契約者（タイプⅠａに係るものに限ります。）への端末設備に係る料金の適用	（ア）当社は、第１種総合オープン通信網契約者（タイプⅠａに係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。）に対し、当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。 （イ）端末設備の提供を受ける第１種総合オープン通信網契約者は、善良な管理者の注意をもって当該特定端末設備を保管していただきます。 （ウ）第１種総合オープン通信網契約者は、当該端末設備に故意又は重過失その他通常の使用を超えるような使用による損耗等が生じた場合、又は第１種総合オープン通信網契約者の解除から当社が別に定める期間内に当該端末設備の返還がないときは、（エ）に定める端末設備に係る賠償金の支払いを要します。 （エ）端末設備に係る賠償金の額は、１装置ごとに税抜価格25,000円とします。 （オ）端末設備の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。
ウ　回線終端装置及び屋内配線に係る料金の適用	（ア）回線終端装置の利用に係る料金は回線終端装置利用料とし、第５種総合オープン通信網サービス（コースⅡのものに限ります。）に係る端末回線ごとに適用します。 （イ）屋内配線に係る料金は、端末回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場

	合には宅内機器とします。）ごとに適用します。

イ　料金額

（ア）第１種総合オープン通信網サービス（タイプＩａのものに限ります）に係るもの

区　　分	単　　位	料　金　額 （税抜価格 （税込価格））
１台のとき	１の第１総合オープン通信網契約ごとに月額	700円 （770円）

（イ）音声通信サービスＩに係るもの

区　　分	単　　位	料　金　額 （税抜価格 （税込価格））
音声通信アダプタ		
①　ＣＯＴ型又はＢＲＩ型のもの	１装置ごとに月額	2,500円 （2,750円）
②　ＯＤ型のもの	１装置ごとに月額	5,000円 （5,500円）
③　ＰＲＩ型のもの	１装置ごとに月額	57,000円 （62,700円）

（ウ）第５種総合オープン通信網サービス（コースⅡのものに限ります。）及び第９種総合オープン通信網サービス（帯域共有型フレッツアクセスのものに限ります。）に係るもの

区　　分	単　　位	料　金　額 （税抜価格 （税込価格））
回線終端装置利用料		
①　タイプⅡ（１．５Ｍ、８Ｍ、１２Ｍ、２４Ｍに限る）のもの	１装置ごとに月額	440円 （484円）
②　タイプⅡ（端末回線（その終端（取扱所交換設備に係るものを除きます。以下この表において同じとします。）の場所が提供区域１内であるものに限ります。）に係る品目が４０Ｍ、４７Ｍのもの）	１装置ごとに月額	490円 （539円）
③　タイプⅧ（光クロス及び光クロスファミリーに限ります。）	１装置ごとに月額	-
④　上記以外のもの	１装置ごとに月額	900円 （990円）
屋内配線に係る料金（端末回線の終端の場		

所が提供区域１内であるもの） ①　タイプⅡのもの	１装置ごとに月額	60円 （66円）
②　タイプⅥ、タイプⅧ（プライオ１のものに限ります。）のもの	１装置ごとに月額	1,000円 （1,100円）
③タイプⅧ（光クロスに限ります。）のもの	１装置ごとに月額	-
④　上記以外のもの	１装置ごとに月額	200円 （220円）
屋内配線に係る料金（端末回線の終端の場所が提供区域２内であるもの） ①タイプⅡのもの	１装置ごとに月額	60円 （66円）
②タイプⅧ（光クロス　ファミリーに限ります。）のもの	１装置ごとに月額	-
③上記以外のもの	１装置ごとに月額	200円 （220円）

（２）端末設備に係る工事に関する費用

ア　適用

端末設備に係る工事に関する費用の適用については、別記21（端末設備の提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

工　事　費　の　適　用	
ア　音声通信アダプタに係る工事費の適用	（ア）音声通信アダプタに係る工事費は、音声通信アダプタに係る基本工事費と音声通信アダプタに係る付加工事費の合計額とします。 （イ）音声通信アダプタに係る基本工事費は、音声通信アダプタに係る工事（当社の係員の派遣を要するものに限ります。）が発生する場合に、１の工事ごとにイ（音声通信サービスⅠに係る工事費の額）に定める工事費の額を適用します。 （ウ）音声通信アダプタに係る付加工事費は、音声通信アダプタに係る工事が発生する場合に、１の装置ごとにイ（音声通信サービスⅠに係る工事費の額）に定める工事費の額を適用します。
イ　第１種総合オープン通信網契約者（タイプⅠａに係るものに限ります。）への端末設備に係る工事費の適用	端末設備に係る工事費は、当社が提供する特定端末設備の設定変更等（設定若しくは種類の変更等又は撤去をいいます。以下同じとします。）の工事を要する場合に適用します。

イ　工事費の額

イ－１　第１種総合オープン通信網サービス（タイプⅠａに係るものに限ります。）に係るもの

（ア）　特定端末設備に係る工事費の額

区　　分	単　　位	工事費の額 （税抜価格 （税込価格））
設定変更等に関する工事	１工事ごとに	8,000円 （8,800円）

イ－２　音声通信サービスＩに係るもの

（イ）音声通信アダプタに係る付加工事費

区　　分	単　　位	工事費の額 （税抜価格 （税込価格））
音声通信アダプタに係る付加工事費		
（ア）COT型（４ｃｈ／８ｃｈ）のもの		
①　利用の開始（番号変換サービスの利用の開始を伴うものを含みます。以下この表において同じとします。）に関する工事	１装置ごとに	29,000円 （31,900円）
②　移転、増設又は番号変換サービスの利用の開始（音声通信アダプタの利用の開始を伴うものを除きます。以下この表において同じとします。）若しくは設定変更に関する工事費	１装置ごとに	17,000円 （18,700円）
③　撤去又は設定変更（番号変換サービスに係る設定変更を除きます。以下この表において同じとします。）に関する工事費	１装置ごとに	6,000円 （6,600円）
（イ）BRI型（４ｃｈ／８ｃｈ）のもの		
①　利用の開始に関する工事費	１装置ごとに	29,000円 （31,900円）
②　移転、増設又は番号変換サービスの利用の開始若しくは設定変更に関する工事費	１装置ごとに	17,000円 （18,700円）
③　撤去又は設定変更に関する工事費	１装置ごとに	6,000円 （6,600円）
（ウ）PRI型のもの		
①　利用の開始に関する工事	１装置ごとに	80,000円 （88,000円）
②　移転、増設又は番号変換サービスの利用の開始若しくは設定変更に関する工事費	１装置ごとに	37,000円 （40,700円）
③　撤去又は設定変更に関する工事費	１装置ごとに	17,000円 （18,700円）

（エ）ODT型のもの ① 利用の開始に関する工事費	１装置ごとに	29,000円 （31,900円）
② 移転、増設又は番号変換サービスの利用の開始若しくは設定変更に関する工事費	１装置ごとに	17,000円 （18,700円）
③ 撤去又は設定変更に関する工事費	１装置ごとに	6,000円 （6,600円）

第６　ユニバーサルサービス料

１　適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第96条の2（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区　　分	内　　容
（１）ユニバ―サルサービス料の適用	ア　料金表第２（付加機能利用料）の音声通信サービスⅠの備考（イ）又は音声通信サービスⅢ（当社が別に定めるところにより付与した音声通信番号を利用して行うものに限ります。以下この条において同じとします。）の備考（イ）の規定に定める1の電気通信番号ごとに適用します。 イ　ユニバーサルサービス料は適用対象の電気通信番号のうち、暦月末日に利用されている電気通信番号に適用します。
（２）料金月の期間中に契約開始・契約解除があった場合の料金の適用	ア　ユニバーサルサービス料の日割は行いません。 イ　暦月の末日に契約の解除若しくは接続休止があったとき、解除若しくは接続休止の電気通信番号はユニバーサルサービス料を適用しません。

２　料金表

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

(注)　ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/

第７　電話リレーサービス料

１　適用

電話リレーサービス料の適用については、第96条の3（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区　　分	内　　容
（１）電話リレーサービス料の適用	ア　料金表第２（付加機能利用料）の音声通信サービスⅠの備考（イ）又は音声通信サービスⅢ（当社が別に定めるところにより付与した音声通信番号を利用して行うものに限ります。以下この条において同じとします。）の備考（イ）の規定に定める1の電気通信番号ごとに適用します。 イ　電話リレーサービス料は適用対象の電気通信番号のうち、暦月末日に利用されている電気通信番号に適用します。
（２）料金月の期間中に契約開始・契約解除があった場合の料金の適用	ア　電話リレーサービス料の日割は行いません。 イ　暦月の末日に契約の解除若しくは接続休止があったとき、解除若しくは接続休止の電気通信番号は電話リレーサービス料を適用しません。

２　料金表

区 分	料 金 額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

（注）　電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/

料金表別表　削除

別表１　総合オープン通信網サービスにおける基本的な技術的事項

１　削除

２　削除

３　第７種総合オープン通信網サービス

ア　削除

イ　ＬＡＮ型に係るイーサネット回線を使用する場合

区　　別	規　　格
１０メガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの	ＩＥＥＥ８０２．３　１０ＢＡＳＥ－Ｔ標準
１００メガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの	ＩＥＥＥ８０２．３ｕ　１００ＢＡＳＥ－Ｔ標準
１０００メガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの	ＩＥＥＥ８０２．３ｚ　１０００ＢＡＳＥ－ＳＸ標準 ＩＥＥＥ８０２．３ｚ　１０００ＢＡＳＥ－ＬＸ標準
１０ギガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの	ＩＥＥＥ８０２．３ａｅ　１０ＧＢＡＳＥ－ＬＲ標準
１００ギガビット／秒の符号伝送が可能なインターフェースで提供するもの	ＩＥＥＥ８０２．３ｂａ　１００ＧＢＡＳＥ－ＬＲ標準

４　第８種総合オープン通信網サービス

区　　別	規　　格
１０ＢＡＳＥ－Ｔ接続のもの	ＩＥＥＥ８０２．３　１０ＢＡＳＥ－Ｔ標準
１０ＢＡＳＥ－ＦＬ接続のもの	ＩＥＥＥ８０２．３　１０ＢＡＳＥ－ＦＬ標準
１００ＢＡＳＥ－ＦＸ接続のもの	ＩＥＥＥ８０２．３ｕ　１００ＢＡＳＥ－ＦＸ標準
１００ＢＡＳＥ－Ｔ接続のもの	ＩＥＥＥ８０２．３ｕ　１００ＢＡＳＥ－Ｔ標準
１０００ＢＡＳＥ－ＳＸ接続のもの	ＩＥＥＥ８０２．３ｚ　１０００ＢＡＳＥ－ＳＸ標準
１０００ＢＡＳＥ－ＬＸ接続のもの	ＩＥＥＥ８０２．３ｚ　１０００ＢＡＳＥ－ＬＸ標準
１０ＧＢＡＳＥ－ＬＲ接続のもの	ＩＥＥＥ８０２．３ａｅ　１０ＧＢＡＳＥ－ＬＲ標準
１００ＧＢＡＳＥ－ＬＲ接続のもの	ＩＥＥＥ８０２．３ｂａ　１００ＧＢＡＳＥ－ＬＲ標準

別表２　削除

別表３　音声通信サービスⅠにおける本邦外又は特定衛星端末への通信に係る取扱地域等

区　　分	取　扱　地　域
アジア１	イスラエル国、シンガポール共和国、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港、マレーシア
アジア２	フィリピン共和国
アジア３	インドネシア共和国、キプロス共和国、タイ王国
アジア４	アラブ首長国連邦
アジア５	マカオ
アジア６	モンゴル国
アジア７	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア８	パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国
アジア９	スリランカ民主社会主義共和国
アジア１０	イラン・イスラム共和国、インド、オマーン国、クウェート国、サウジアラビア王国、バーレーン国
アジア１１	ベトナム社会主義共和国
アジア１２	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア１３	モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア１４	ネパール王国
アジア１５	シリア・アラブ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国
アジア１６	カタール国、レバノン共和国
アジア１７	東ティモール
アジア１８	朝鮮民主主義人民共和国
アジア１９	イエメン共和国
アジア２０	アフガニスタン・イスラム共和国
アジア２１	イラク共和国
アフリカ１	アンゴラ共和国、エスワティニ王国
アフリカ２	ウガンダ共和国
アフリカ３	マリ共和国
アフリカ４	ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、チュニジア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国、レソト王国、レユニオン
アフリカ５	エジプト・アラブ共和国、カーボベルデ共和国、ケニア共和国、コンゴ民主共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、リベリア共和国
アフリカ６	カメルーン共和国、コモロ連合、コートジボワール共和国、タンザニア連合共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、モーリタニア・イスラム共和国、マイヨット島
アフリカ７	トーゴ共和国
アフリカ８	ガンビア共和国
アフリカ９	赤道ギニア共和国

アフリカ１０	エリトリア国、ジブチ共和国、スーダン共和国、セネガル共和国、ソマリア共和国、南スーダン共和国、ルワンダ共和国
アフリカ１１	アルジェリア民主人民共和国、マラウイ共和国、モザンビーク共和国
アフリカ１２	エチオピア連邦民主共和国、コンゴ共和国
アフリカ１３	マダガスカル共和国
アフリカ１４	シエラレオネ共和国
アフリカ１５	サントメ・プリンシペ民主共和国
アフリカ１６	チャド共和国
アフリカ１７	アセンション島、セーシェル共和国、ディエゴ・ガルシア
アフリカ１８	中央アフリカ共和国、セントヘレナ島
アフリカ１９	ギニアビウ共和国
アメリカ１	アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ
アメリカ２	カナダ
アメリカ３	米領バージン諸島
アメリカ４	ブラジル連邦共和国
アメリカ５	コスタリカ共和国、チリ共和国、ドミニカ共和国、バハマ国、メキシコ合衆国
アメリカ６	プエルト・リーコ
アメリカ７	コロンビア共和国
アメリカ８	アルゼンチン共和国、グアテマラ共和国、サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国
アメリカ９	グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、トリニダード・ドバコ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、マルティニク
アメリカ１０	エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ウルグアイ東方共和国、パラグアイ共和国
アメリカ１１	ホンジュラス共和国
アメリカ１２	オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ケイマン諸島
アメリカ１３	グァデルーペ、ジャマイカ、ハイチ共和国、バルバドス
アメリカ１４	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、スリナム共和国、セント・ビンセント及びグレナディーン諸島
アメリカ１５	キューバ共和国
アメリカ１６	フォークランド諸島
アメリカ１７	ドミニカ国、グレナダ、モンセラット、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス及びカイコス諸島
アメリカ１８	ガイアナ共和国
オセアニア１	オーストラリア、グアム、クリスマス島、ココス・キーリング諸島
オセアニア２	ハワイ
オセアニア３	ニュージーランド

オセアニア４	サイパン
オセアニア５	パプアニューギニア共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア
オセアニア６	ノーフォーク島、ミクロネシア連邦
オセアニア７	サモア独立国
オセアニア８	ニュー・カレドニア、パラオ共和国
オセアニア９	トンガ王国
オセアニア１０	ナウル共和国、マーシャル諸島共和国
オセアニア１１	ツバル
オセアニア１２	クック諸島、キリバス共和国
オセアニア１３	ソロモン諸島、トケラウ諸島、バヌアツ共和国
オセアニア１４	ニウエ
ヨーロッパ１	アイルランド、イタリア共和国、オランダ王国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、スウェーデン王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フランス共和国、ベルギー王国
ヨーロッパ２	モナコ公国
ヨーロッパ３	オーストリア共和国、カナリア諸島、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、フィンランド共和国、リヒテンシュタイン公国
ヨーロッパ４	アゾールス諸島、ギリシャ共和国、ハンガリー共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ５	スイス連邦、ポーランド共和国
ヨーロッパ６	アンドラ公国
ヨーロッパ７	スロバキア共和国、チェコ共和国、トルコ共和国、ロシア連邦
ヨーロッパ８	ウクライナ
ヨーロッパ９	サンマリノ共和国、タジキスタン共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リトアニア共和国、ルーマニア
ヨーロッパ１０	アイスランド共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、マルタ共和国
ヨーロッパ１１	フェロー諸島
ヨーロッパ１２	エストニア共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、北マケドニア共和国
ヨーロッパ１３	ジブラルタル、ラトビア共和国
ヨーロッパ１４	グリーンランド
ヨーロッパ１５	ウズベキスタン共和国、スロベニア共和国
ヨーロッパ１６	ジョージア、クロアチア共和国
ヨーロッパ１７	トルクメニスタン
ヨーロッパ１８	アルバニア共和国、コソボ共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ１９	キルギス共和国
ヨーロッパ２０	アルメニア共和国
ヨーロッパ２１	モルドバ共和国

特定衛星端末	特定衛星端末１	スラーヤー
	特定衛星端末２	イリジウム
	特定衛星端末６	インマルサット（４ｋｂｐｓ 回線交換の音声通信及びVoIPによる音声通信に係る場合に限ります。）
	特定衛星端末７	インマルサット（６４ｋｂｐｓのＡｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈのモードの場合に限ります。）
国際ネットワーク１		Orange S.A.が提供する国際ネットワーク
国際ネットワーク２		Transatelが提供する国際ネットワーク

別表４　削除
別表５　削除
別表６　基本機能

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">提供条件</th></tr>
<tr><td>セキュリティ機能</td><td colspan="2">１　ファイアウォール機能
　契約者が設定したTCP／UDPポート番号以外へのアクセスを防止する機能
２　不正侵入防御機能
　当社が別に定める方式による不正侵入、攻撃を検知しアクセスを防止する機能
３　ワーム対策機能
　当社が別に定めるウィルスなどによる自動感染動作をチェックする機能
４　P2P抑止機能
　当社が別に定めるアプリケーションの利用を制限する機能
５　セキュリティ監視機能
　当社が検知したセキュリティ上の問題（当社が別に定めるものに限ります。）を総合オープン通信網契約者に通知する機能
６　透過型ウイルス対策機能
　コンピュータウイルス(当社が別に定めるものに限ります。)が検知されたホームページへのアクセスを、プロキシサーバを経由することなく制限する機能
７　透過型スパイウェア対策機能
　スパイウェア（主に通信やコンピュータ等の情報を搾取するためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が検知された通信を総合オープン通信網契約者があらかじめ設定した条件に基づき、プロキシサーバを経由することなく制限する機能</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td>（１）本基本機能は、第１種総合オープン通信網サービス契約者（タイプⅣのものに限ります。）に限り、提供します。
　ただし、１００Ｍベストエフォートのものについては、セキュリティ監視機能は提供しません。
（２）当社は、本基本機能の提供により生じた損害については、当社に故意又は重過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。
（３）本基本機能に関する提供条件は、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

別表７　当社が別に定める電気通信回線（番号変換サービスに係るもの）

電　気　通　信　回　線　の　名　称
音声通信サービスＩ利用回線（番号変換サービスの提供に係るものに限ります。）
当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト接続回線（同契約約款に定める番号変換サービスの提供に係るものに限ります。）
当社のイントラネットＩＰ電話サービス契約約款に定めるイントラネットＩＰ電話利用回線（同契約約款に定める番号変換サービスの提供に係るものに限ります。）
ａｕ契約者回線（ａｕ約款に定める番号変換機能の提供に係るものに限ります。）
当社のCisco Webex Callingサービス契約約款に定める特定装置接続回線（同契約約款に定める番号変換連携サービスの提供に係るものに限ります。）

別表８　当社が提供する端末設備の提供条件

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>ア　音声通信アダプタの提供</td><td>（ア）当社は音声通信サービスＩに係る総合オープン通信網契約者から申出があったときは、音声通信アダプタ（次表に定める符号化・復号化装置及びプロトコル変換装置であって、音声通信サービスＩに係る端末設備として当社が指定したものに限ります。以下同じとします。）を提供します。
<table>
<tr><th>種　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>ＣＯＴ型</td><td>アナログ電話端末（端末設備等規則第２条第２項に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るインターフェースのもの）</td></tr>
<tr><td>ＢＲＩ型</td><td>総合デジタル通信端末（端末設備等規則第２条第２項に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るインターフェース（２のＢチャネル（64kbit/sで信号を伝送することが可能なチャネルをいいます。以下同じとします。)及び１のＤ16チャネル（16kbit/sで主として制御信号を伝送することが可能なチャネルをいいます。以下同じとします。）を利用して行うものに限ります。）のもの</td></tr>
<tr><td>ＰＲＩ型</td><td>総合デジタル通信端末に係るインターフェース（23のＢチャネル及び１のＤ64チャネル（64kbit/sで主として制御信号を伝送することが可能なチャネルをいいます。）又は24のＢチャネルを利用して行うものに限ります。）のもの</td></tr>
<tr><td>ＯＤＴ型のもの</td><td>アナログ電話用設備に係るインターフェース（４線式のものに限ります。）のもの</td></tr>
<tr><td>ＴＴＣ２Ｍ型のもの</td><td>専用通信回線設備等端末（端末設備等規則第２条第２項に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係るインターフェース（TTC標準JJ-20.10等に規定する時分割多重に係るものに限ります。）のもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
ア　当社は、ＣＯＴ型又はＢＲＩ型については、１台の音声通信アダプタで同時に同時に８又は４のＢチャネルに係る音声通信ｃｈを同時に利用することができるものを提供します。
イ　当社は、ＴＴＣ２Ｍ型については、１台の音声通信アダプタで同時に同時に16ｃｈ又は30ｃｈの音声通信ｃｈを同時に利用することができるものを提供します。</td></tr>
</table>
（イ）音声通信アダプタの利用の申込をした総合オープン通信網契約者は、善良な管理者の注意をもって当該音声通信アダプタを保管していただきます。
（ウ）削除
（エ）当社は、総合オープン通信網契約者から特段の申し出があっ</td></tr>
</table>

	た場合のほか、その総合オープン通信網契約が解除された場合又はその音声通信サービスＩの廃止があった場合、その音声通信アダプタの提供を終了します。 （オ）音声アダプタに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

附　則

（実施期日）

この約款は、平成９年７月１日から実施します。

ただし、電子メール及びホームページ独自ドメインサービスに関する規定については、当社が別に定める日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成９年１０月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成９年１１月１日から実施します。

ただし、第４種総合オープン通信網サービス（協定事業者である携帯・自動車電話事業者の電話サービスに係る契約者回線を使用して行うものに限ります。）に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成９年１２月８日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１０年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社と第４種総合オープン通信網契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定により当社と一般第４種総合オープン通信網契約を締結しているものとみなします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１０年７月２１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の付加機能とみなします。

メールアドレス追加サービス	メールアドレス追加サービスⅠ
メーリングリストサービス	メーリングリストサービスⅠ
ホームページ独自ドメインサービス	独自ドメインサービスⅠ

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１０年８月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の付加機能とみなします。

メーリングリストサービスⅠ	メーリングリストサービス
独自ドメインサービスⅠ	独自ドメインサービス

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１０年１０月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、当社が提供している第５種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約者については、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する第５種総合オープン通信網サービスに係る料金（プランⅠ）を選択しているものとみなします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１０年１０月２１日から実施します。
２　削除

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１０年１１月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１０年１２月１日から実施します。
　ただし、ＮＳＰＩＸＰ及び端末回線等に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）の規定により当社と下表の左欄の総合オープン通信網契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）の規定により当社と下表の右欄の総合オープン通信網契約を締結しているものとみなします。

一般第４種総合オープン通信網契約	一般第４種総合オープン通信網契約（タイプⅠのものに限ります。）
第５種総合オープン通信網契約	一般第４種総合オープン通信網契約（タイプⅡのものに限ります。）

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附

則に規定するもののほか、改正後約款中にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１１年１月１１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１１年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１１年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、総合オープン通信網契約者から要請のあった特定他社接続回線については、当社が別に定める日までの間、この改正規定による改正後の約款の規定（第３条（用語の定義）の表の10欄の規定を除きます。）は適用がないものとし、その特定他社接続回線については、なお従前のとおり取り扱います。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１１年９月９日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する一般第４種総合オープン通信網サービス（タイプⅡのもの）は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する一般第４種総合オープン通信網サービス（タイプⅢのもの）とみなします。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款中にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１１年１１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１１年１２月１日から実施します。
２　削除

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１２年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１２年１月７日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１２年３月１０日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）第44条（電子メールの利用）、第45条（ホームページの利用）、及び第47条（その他の提供条件）の規定により、電子メール又はホームページを利用している総合オープン通信網契約者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定するサーバパックサービスを利用しているものとみなします。この場合において、そのメールアドレス又はホームページ容量は、サーバパックサービスに係るメールアドレス又はホームページ容量とみなします。
３　この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により下表の左欄のメールアドレス追加サービス（メーリングリストサービス又は独自ドメインサービスを含みます。）を利用している総合オープン通信網契約者は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する下表の右欄のサーバパックサービスを利用しているものとみなします。この場合において、独自ドメインサービスにより独自ドメイン名を登録している総合オープン通信網契約者は、サーバパックサービスにより独自ドメイン名を登録しているものとみなします。

メールアドレスパック１０	サーバパック１０
メールアドレスパック５０	サーバパック５０

メールアドレスパック１００	サーバパック１００

４　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１２年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１２年４月４日から実施します。

２　削除

３　削除

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

６　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款中にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１２年４月２１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１２年６月１日から実施します。

２　削除

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１２年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）の規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

タイプⅡに係る一般第４種総合オープン通信網サービス	タイプⅠ（コースⅡのものに限ります。）に係る一般第４種総合オープン通信網サービス
タイプⅢに係る一般第４種総合オープン通信網サービス	タイプⅡ（コースⅡのものに限ります。）に係る一般第４種総合オープン通信網サービス

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款中にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１２年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１２年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款中にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１２年１０月１日から実施します。

ただし、電子メール容量追加サービス、ホームページ公開サービスに関する規定については、当社が別に定める日から実施します。

（旧ケイディディ株式会社の契約約款の廃止）

２　旧ケイディディ株式会社のＩＰルーティングサービス契約約款、サーバホスティングサービス契約約款及びインターネットゲートウェイサービス契約約款は、廃止します。

（電子メール容量追加サービスに関する経過措置）

３　電子メール容量追加サービスは、当社が別に定める日以前に当社が割当てたメールアドレスについては提供しません。

（契約に関する経過措置）

４　この改正規定実施の際現に、当社が下表の（１）欄の廃止前の契約約款（以下「廃止前約款」といいます。）の規定により締結している下表の（２）欄の契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の（３）欄の契約を締結しているものとみなします。

（１）廃止前約款	（２）廃止前約款の規定により締結している契約	（３）改正後約款の規定により締結する契約
ＩＰルーティングサービス契約約款	β１種契約	タイプⅡに係る一般第４種総合オープン通信網契約（コースＩのものに限ります。）
	タイプＩに係るβ２種契約	タイプＩに係る一般第４種総合オープン通信網契約（コースⅢのものに限ります。）
	タイプＩに係るβ２種契約（プランＩのものに限ります。）	タイプＩに係る一般第４種総合オープン通信網契約（コースⅤのものに限ります。）
	タイプＩに係るβ２種契約（プランⅡのものに限ります。）	タイプＩに係る一般第４種総合オープン通信網契約（コースⅥのものに限ります。）

（付加機能に関する経過措置）

５　この改正規定実施の際現に、当社が（１）欄の廃止前約款の規定により提供している下表の（２）欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する下表の（３）欄の付加機能とみなして提供します。

（１）廃止前約款	（２）廃止前約款の規定により提供している付加機能	（３）改正後約款の規定により提供する付加機能
インターネットゲートウェイサービス契約約款	バックアップ機能	バックアップサービス

（端末設備に関する経過措置）

６　この改正規定実施の際現に、当社が廃止前約款の規定により提供している端末設備は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する端末設備を提供しているものとみなします。

（整理品目に関する経過措置）
7　削除
8　削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
9　この改正規定実施前に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）又は廃止前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
10　この改正規定実施前に、改正前約款又は廃止前約款の規定により、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（この改正約款実施前に行った手続きの効力等）
11　この改正規定実施前に、改正前約款又は廃止前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします
12　この改正規定実施前に、改正前約款又は廃止前約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき提供しているものとみなします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１２年１１月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
1　この改正規定は、平成１３年１月１日から実施します。
　ただし、一般第４種総合オープン通信網サービス（タイプⅡ（コースⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に関する規定については、当社が別に定める日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する第９種総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定するタイプⅠに係る第９種総合オープン通信網サービスとみなします。
3　削除
4　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
6　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則
（実施期日）

１　この改正規定は、平成１３年２月２２日から実施します。
（事前登録に係る申請手数料に関する経過措置）
２　ＪＰＲＳが割当てるドメイン名の事前登録（ＪＰＲＳが定める事前登録をいいます。）に係る申請手数料は、下表のとおりとします。

区　　分	単　　位	手数料の額（税抜価格）
第１区分	１のドメイン名ごとに	３，０００円
第２区分	１のドメイン名ごとに	１０，０００円
第３区分	１のドメイン名ごとに	１，０００円

備考
１　第１区分、第２区分、第３区分は、それぞれＪＰＲＳが定める第１区分、第２区分、第３区分をいいます。
２　上記に規定する料金のほか、料金表第６（手数料）に規定する料金を支払っていただきます。
３　事前登録に係るドメイン名がＪＰＲＳに登録されない場合であっても、上記に規定する料金の支払いを要します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１３年３月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１３年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　削除
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前に、「ＡＤＳＬ利用型総合オープン通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１２年３月１５日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１３年４月１日から実施します。

（契約に関する経過措置）

２　削除

３　削除

４　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の料金表（以下「改正前料金表」といいます。）の規定により当社と下表の左欄の総合オープン通信網契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の料金表（以下「改正後料金表」といいます。）の規定により当社と右欄の総合オープン通信網契約を締結しているものとみなします。

一般第４種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・コースⅡ	一般第４種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・コースⅠ
一般第４種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・コースⅣ	一般第４種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・コースⅡ

５　削除

（整理品目に関する経過措置）

６　削除

７　削除

（料金等の支払に関する経過措置）

８　この改正規定実施前に、改正前料金表の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

９　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）

10　この改正規定実施前に、改正前料金表の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後料金表にこれに相当する規定があるときは、改正後料金表の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１３年４月１８日から実施します。

附　則

（実施期日）
この改正規定は、平成１３年４月２３日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１３年５月２８日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１３年６月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１３年６月１１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１３年７月２０日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１３年７月２５日から実施します。
（契約に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

タイプⅢに係る第７種総合オープン通信網サービス	タイプⅠに係る第７種総合オープン通信網サービス

３　削除
４　削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
５　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）
７　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則
（実施期日）

１　この改正規定は、平成１３年８月２０日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１３年９月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１３年９月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、「光・ＩＰ利用型総合オープン通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により当社と光・ＩＰ利用型総合オープン通信網契約を締結しているものはこの改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）の規定により当社とタイプⅢに係る第９種総合オープン通信網契約を締結しているものとみなして取り扱います。
３　この改正規定実施前に、「光・ＩＰ利用型総合オープン通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前に、「光・ＩＰ利用型総合オープン通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１３年９月８日から実施します。
（経過措置）
２　平成１３年９月７日までに総合オープン通信網サービスの提供を開始した一般第４種総合オープン通信網契約者（タイプⅡ（コースⅡのものに限ります。）のものに限ります。）、第９種総合オープン通信網契約者から当該総合オープン通信網契約の解除の申出があったときは、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、当該総合オープン通信網サービスの提供は継続するものとして取り扱います。
　ただし、申出のあった日の属する料金月の末日以外の日に当該総合オープン通信網契約の解除をしようとするときは、定額利用料（当該総合オープン通信網契約者が利用してい

るメールアドレス追加サービス、ホームページ公開サービス、パケット通信アクセスサービス、電子メール着信規制サービス若しくは電子メール転送規制サービス又はＤＳＬ装置に係るものを含みます。）の日割を申出ていただいたうえで、日割後の料金（その定額利用料をその利用日数に応じて日割した料金をいいます。）を支払っていただきます。

３　この附則の２の場合において、平成１３年９月８日以降に、総合オープン通信網サービスの種類等の変更を行った場合はこの限りでありません。

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１３年９月８日から実施します。

（契約に関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

一般第４種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅡ	一般第４種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅠ
一般第４種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅢ	一般第４種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅡ

３　削除

４　削除

（料金等の支払に関する経過措置）

５　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）

７　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１３年１０月１日から実施します。

ただし、優先接続との複合利用に関する部分については、平成１３年１１月下旬から平成１３年１２月上旬までの間で当社が別に定める日から実施します。

（料金等の支払に関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）
５　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１３年１０月１日から実施します。
（契約に関する経過措置）
２　削除
（料金等の支払に関する経過措置）
３　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）
５　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１３年１１月１日から実施します。
２　削除
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１３年１１月１６日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１３年１１月２９日から実施します。

附　則
（実施期日）

１　この改正規定は、平成１３年１２月１日から実施します。
２　削除
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１３年１２月３日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１３年１２月７日から実施します。
（経過措置）
２　当社は、当社が別に定める日以前に当社が割当てたメールアドレスについては、電子メールの利用内容の変更（メールアカウントの変更に係るものに限ります。）を行いません。
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１３年１２月１７日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１４年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１４年１月２１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年２月１日から実施します。

（契約に関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

第９種総合オープン通信網サービス タイプⅠ	第９種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・コースⅠ
第９種総合オープン通信網サービス タイプⅡ	第９種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅠ
第９種総合オープン通信網サービス タイプⅢ	第９種総合オープン通信網サービス タイプⅢ・コースⅠ

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年３月１９日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１４年３月２７日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１４年３月２９日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年４月２日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１４年４月１６日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年５月１日から実施します。

（契約に関する経過措置）

２　削除

３　削除

（料金等の支払に関する経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１４年５月３０日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年６月１日から実施します。

（契約に関する経過措置）
２　削除

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１４年６月１９日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１４年６月２０日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１４年７月１日から実施します。
２　削除
３　削除
（経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１４年７月１５日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の第９種総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の第９種総合オープン通信網サービスとみなします。

タイプⅢ（協定事業者の契約約款又は料金表に規定するＩＰ通信網サービス（メニュー５－１（プラン３のものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線を使用して行うものに限ります。）・コースＩ	タイプⅧ・コースＩ

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１４年８月１４日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１４年８月２８日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年９月２日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款により当社が提供している旧オリジナルメール・ウェブ及び旧サーバパックサービスは、平成１５年３月３１日をもって廃止します。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年９月６日から実施します。

ただし、付加機能利用料に関する部分については、平成１４年１０月８日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年１０月９日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１４年１０月２３日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年１１月１日から実施します。

ただし、この日において、平成１４年９月３０日付の電気通信番号申請に係る電気通信番号の指定を受けていない場合は、当該電気通信番号の指定後すみやかに実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日の前日に、総合オープン通信網サービスにおける「音声通信に関する付加機能」の試験サービスに係る契約約款の規定により、当社と音声通信サービスに係る契約を締結していた総合オープン通信網契約者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）の規定により音声通信サービスの提供を受けているものとみなして取り扱います。

３　この附則の２の場合において、当社はその総合オープン通信網契約者に、改正後約款に規定する音声通信アダプタを提供しているものとみなします。この場合において、その音声通信アダプタの最低利用期間は、この約款の規定にかかわらず、総合オープン通信網サービスにおける「音声通信に関する付加機能」の試験サービスに係る契約約款の規定により、当社がその音声通信アダプタの提供を開始した日から起算して１年間とします。

４　この改正規定実施前に、総合オープン通信網サービスにおける「音声通信に関する付加機能」の試験サービスに係る契約約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた総合オープン通信網サービスにおける「音声通信に関する付加機能」の試験サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

６　この改正規定実施前に、総合オープン通信網サービスにおける「音声通信に関する付加機能」の試験サービスに係る契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年１１月１日から実施します。

２　削除

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１４年１１月６日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年１１月２０日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

第11種総合オープン通信網サービス プランⅠ	第11種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・プランⅠ
第11種総合オープン通信網サービス プランⅡ	第11種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・プランⅡ
第12種総合オープン通信網サービス プランⅠ	第12種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・プランⅠ
第12種総合オープン通信網サービス プランⅡ	第12種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・プランⅡ

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１４年１１月２２日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１４年１１月２７日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１４年１２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１４年１２月１１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１５年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の料金表の規定により当社が提供している下表の左欄の端末設備は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の料金表に規定する下表の右欄の端末設備とみなします。

ＤＳＬ装置（一般第４種総合オープン通信網契約に係るもの）	ＤＳＬ装置・低速型（一般第４種総合オープン通信網契約に係るもの）

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１５年１月７日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の料金表に定める（料金前払いに伴う料金の減額）の規定により料金の一時払いを行った総合オープン通信網契約者に係る総合オープン通信網サービスについて、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区分		料金の取扱い
品目の変更又は総合オープン通信網サービスの料金の改定等料金の変更があったとき。	月額料金の額が増加したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	月額料金の額が減少したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
総合オープン通信網契約者が現に利用している総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約を解除すると同時に、新たに総合オープン通信網契約を締結してその場所で総合オープン通信網サービスの提供を受けるとき。	新たに提供を受ける総合オープン通信網サービスの料金の額が、解除する総合オープン通信網サービスの料金の額より多いとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から総合オープン通信網契約の解除があった日の前日までの解除された総合オープン通信網サービスの料金及び総合オープン通信網契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受ける総合オープン通信網サービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金

		額との差額を支払っていただきます。
	新たに提供を受ける総合オープン通信網サービスの料金の額が、解除する総合オープン通信網サービスの料金の額より少ないとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から総合オープン通信網契約の解除があった日の前日までの解除された総合オープン通信網サービスの料金及び総合オープン通信網契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受ける総合オープン通信網サービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
総合オープン通信網サービスの接続休止があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日から接続休止があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
総合オープン通信網契約の解除があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日から総合オープン通信網契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。

３　この附則の２の表の場合を除いて、その月額料金を日割で算定する場合（これに準じた算定をする場合を含みます。）は、料金の一時払いがなされなかったものとみなします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年１月２０日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年１月２９日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１５年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
この改正規定は、平成１５年２月３日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１５年２月１４日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１５年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成１６年４月３０日までの間において、第９種総合オープン通信網契約（タイプⅡ（コースＩのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをしたものは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
３　この改正規定実施の日から平成１６年４月３０日までの間において、第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第81条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）又は料金表の規定により第９種総合オープン通信網サービス（タイプⅡ（コースＩのものに限ります。）のものに限ります。）への種類等の変更（タイプの変更を含みます。以下この附則において同じとします。）の請求をし、その承諾を受けた一般第４種総合オープン通信網契約者又は第９種総合オープン通信網契約者（タイプＩのものに限ります。）は、当社がその種類等の変更をした日からその変更をした日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１５年３月１２日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１５年３月１３日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成１６年４月３０日までの間において、第９種総合オープン通信網契約（タイプⅢ（コースＩのものに限ります。）若しくはタイプⅧ（コースＩのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをしたもの又はこの改正規定実施の日から平成１５年５月３１日までの間において、第15種総合オープン通信網契約（プランＩのものに限ります。）の申込みをしたものは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における基本利用料及び第15種総合オ

ープン通信網サービスの利用の開始に関する工事（契約に関する工事、他社接続回線の設置に関する工事、他社接続回線の収容に関する工事及び回線終端装置の設置に関する工事をいいます。以下この附則において同じとします。）に係る工事費（第15種総合オープン通信網契約の申込みをしたものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

３　この改正規定実施の日から平成１６年４月３０日までの間において、第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第103条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第108条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）又は料金表の規定により第９種総合オープン通信網サービス（タイプⅢ（コースＩのものに限ります。以下この附則において同じとします。）若しくはタイプⅦ（コースＩのものに限ります。以下この附則において同じとします。）のものに限ります。）への種類等の変更（タイプの変更を含みます。以下この附則において同じとします。）の請求をし、その承諾を受けた総合オープン通信網契約者は、当社がその種類等の変更をした日からその変更をした日の属する料金月の翌々料金月までの間における基本利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第９種総合オープン通信網サービスのタイプⅢとタイプⅦとの間のタイプの変更については、この限りでありません。

４　削除

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年３月１９日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１５年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄のサービスとみなします。

音声通信サービス	音声通信サービスＩ
バックアップサービス	バックアップサービスＩ

３　この改正規定実施の日の前日に、総合オープン通信網サービスにおける付加機能「ＩＰ電話サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により、当社とＩＰ電話サービスに係る契約を締結していた第９種総合オープン通信網契約者（タイプＩ又はコースⅡのものを除きます。）又は第15種総合オープン通信網契約者に限ります。）は、この改正規定実施の日において、改正後約款の規定により音声通信サービスⅡの提供を受けているものとみなして取り扱います。

ただし、この改正規定実施の日の前日までに、その総合オープン通信網契約者から音声通信サービスⅡを利用しない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

４　この改正規定実施前に、総合オープン通信網サービスにおける付加機能「ＩＰ電話サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた総合オープン通信網サービスにおける付加機能「ＩＰ電話サービス」の試験サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
６　この改正規定実施前に、総合オープン通信網サービスにおける付加機能「ＩＰ電話サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。
７　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
８　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１５年４月８日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１５年４月１０日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１５年４月１４日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１５年４月２３日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１５年５月１日から実施します。
（経過措置）
２　第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）若しくは第81条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた総合オープン通信網契約者が、第103条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）の規定により一般第４種総合オープン通信網サービス、第９種総合オープン通信網サービス（コースＩの

ものに限ります。）若しくは第15種総合オープン通信網サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、当該総合オープン通信網契約を解除した日及び工事費（契約に関する工事に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。この場合において、支払いを要しないこととされた料金又は工事費が既に支払われているときは、当社は、その料金又は工事費を返還します。

３　平成１５年１月１日実施の改正規定附則第３項又はこの附則の２の取扱いを受けたものは、当社が別に定める場合を除いて、再びその取扱いを受けることはできないものとします。

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年５月２８日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１５年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　この改正規定実施の日から平成１６年４月３０日までの間において、第15種総合オープン通信網契約（プランⅠのものに限ります。）の申込みをしたもの又は第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第76条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）又は第108条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）の規定により第15種総合オープン通信網サービス（プランⅠのものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた総合オープン通信網契約者は、第15種総合オープン通信網サービスの利用の開始に関する工事（契約に関する工事、他社接続回線の設置に関する工事、他社接続回線の収容に関する工事及び回線終端装置の設置に関する工事をいいます。以下この附則において同じとします。）に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年６月３日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年６月６日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年６月２０日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１５年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年７月９日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年７月１５日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年７月２４日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１５年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年８月８日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年８月１５日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年８月１８日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年８月２２日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１５年８月２７日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１５年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年９月４日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年９月５日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年９月１９日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１５年１０月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１５年１０月８日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１５年１０月２１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１５年１０月２９日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１５年１０月３１日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１５年１１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１５年１１月４日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１５年１１月７日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）

この改正規定は、平成１５年１１月２０日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１５年１１月２１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１５年１１月２８日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

第９種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅠ	第９種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅠ・プランⅠ

３　この改正規定実施の日から平成１６年１月３１日までの間において、第９種総合オープン通信網契約（タイプⅡ（コースⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをしたもの又は第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第103条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第113条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）若しくは料金表の規定により第９種総合オープン通信網サービス（タイプⅡ（コースⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。以下この付則において同じとします。）への種類、タイプ若しくはプランの変更の請求をし、その承諾を受けた総合オープン通信網契約者は、この約款の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成１６年７月３１日までの間における音声通信アダプタ（第９種総合オープン通信網サービスに係るものに限ります。）に係る月額料金の支払いを要しません。

４　この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１５年１２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成１６年４月３０日までの間において、第15種総合オープン通信網契約（プランⅠのものに限ります。）の申込みをしたものは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における基本利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

３この改正規定実施の日から平成１６年４月３０日までの間において、第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第76条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）又は第103条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）の規定により第15種総合オープン通信網サービス（プランⅠのものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた総合オープン通信網契約者は、当社がその種類の変更をした日からその変更を

した日の属する料金月の翌々料金月までの間における基本利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１５年１２月１９日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社が提供しているＤＳＬ装置、スプリッタ、旧ＤＳＬ装置及び旧スプリッタは、この改正規定実施の日において、当社が別に定める提供条件により提供するものとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１６年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社イーサネット通信サービス契約約款の規定により当社と下表の左欄のイーサネット通信サービスに係る契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定により当社と下表の右欄の総合オープン通信網サービスに係る契約を締結しているものとみなします。

第２種イーサネット通信サービス（第１種総合オープン通信網サービスに係る電気通信回線と相互に接続するもの（イーサネットアクセス回線を利用するものに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）	第１種総合オープン通信網サービス（ＬＡＮ型（イーサネット回線を使用して行うものに限ります。）のものに限ります。）

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１６年１月９日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１６年１月３０日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１６年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

番号情報送出サービス	番号情報送出サービスⅠ

３　第８種総合オープン通信網サービス（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）に係る基本利用料の算定において、平成１６年１月３１日までに当社から割当てを受けた又は第８種総合オープン通信網契約者（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）から割当ての請求があった接続先ＵＲＬ又は接続先ドメイン名の数が３を超える場合は、その３を超える部分に係る１接続先ＵＲＬまでごと又は１接続先ドメイン名までごとの加算額の適用はないものとします。
４　この改正規定実施の日から平成１６年７月３１日までの間において、音声通信サービスⅡに係る第９種総合オープン通信網契約者（タイプⅡ（コースⅠ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、音声通信サービスⅡに係る付加機能利用料（定額利用料の部分に限ります。）及び工事費（利用の開始に関する工事に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

附　則
（実施期日）
この改正料金表は、平成１６年２月１７日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１６年２月２０日から実施します。
（経過措置）
２　削除

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１６年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　削除
３　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社が提供している音声通信アダプタは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する音声通信アダプタ（ＣＯＴ型）とみなします。
４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）

この改正規定は、平成１６年３月２５日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１６年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　削除

４　削除

５　削除

６　削除

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１６年５月１日から実施します。

（契約に関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

第７種総合オープン通信網サービス・タイプⅠ	第４種総合オープン通信網サービス・タイプⅠ
第９種総合オープン通信網サービス・コースⅡ	第５種総合オープン通信網サービス
第11種総合オープン通信網サービス	第７種総合オープン通信網サービス
第12種総合オープン通信網サービス	第８種総合オープン通信網サービス
第17種総合オープン通信網サービス	第10種総合オープン通信網サービス

３　この改正規定実施の際現に、改正前約款に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスに係る契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、インターネット接続サービス契約約款に定めるところによります。

第４種総合オープン通信網サービス	ダイヤルアップサービス
一般第４種総合オープン通信網サービス タイプⅠ	第１種ダイヤルアップサービス タイプⅠ
一般第４種総合オープン通信網サービス タイプⅡ	第１種ダイヤルアップサービス タイプⅡ
第９種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅠ
第９種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅡ
第９種総合オープン通信網サービス タイプⅢ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅢ
第９種総合オープン通信網サービス	フレッツ対応サービス

タイプⅣ・コースⅠ	タイプⅣ
第９種総合オープン通信網サービス タイプⅤ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅤ
第９種総合オープン通信網サービス タイプⅦ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅥ
第１５種総合オープン通信網サービス	ＴＥＰＣＯひかり対応サービス
メールアドレス追加サービス	電子メールアドレス追加サービス
電子メール容量追加サービス	電子メール容量追加サービス
ホームページ公開サービス	ホームページアカウント追加サービス
ホームページ容量追加サービス	ホームページ容量追加サービス
パケット通信アクセスサービス	パケット通信アクセスサービス
電子メール着信規制サービス	電子メール条件着信ービス
電子メール転送規制サービス	電子メール条件転送サービス
音声通信サービスⅡ	ＩＰ電話サービスⅠ
特定音声通信発信規制サービス	国際発信規制サービス
送信電子メールウィルスチェックサービス	送信電子メールウィルスチェックサービス

４　この改正規定実施の際限に、改正前約款に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスに係る契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、当社のリモートアクセスサービス契約約款に規定する下表の右欄のリモートアクセスサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、リモートアクセスサービス契約約款に定めるところによります。

第７種総合オープン通信網サービス・タイプⅣ	ＥＺムービーホスティングサービス
第８種総合オープン通信網サービス・タイプⅠ	リモートアクセスサービス・タイプⅠ
第８種総合オープン通信網サービス・タイプⅡ	リモートアクセスサービス・タイプⅡ
第８種総合オープン通信網サービス・タイプⅢ	リモートアクセスサービス・タイプⅢ
第８種総合オープン通信網サービス・タイプⅣ	リモートアクセスサービス・タイプⅣ
パケット通信ＩＤ認証接続サービス	パケット通信ＩＤ認証接続サービス
端末番号認証接続サービス	端末番号認証接続サービス
着信課金サービス	着信課金サービス
バックアップサービスⅡ	バックアップサービス
ワンタイムパスワード認証接続サービス	ワンタイムパスワード認証接続サービス

５　削除

６　削除

７　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

８　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（この改正約款実施前に行った手続きの効力等）

９　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします
10　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき提供しているものとみなします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１６年５月２７日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１６年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１６年７月７日から実施します。

（経過措置）

２　ウェブメールサービスの利用の請求をし、その提供を受けた総合オープン通信網契約者は、この改正規定実施の日から平成１６年８月３１日までの間におけるウェブメールサービスに係る付加機能利用料及び工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１６年７月２２日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１６年９月１５日から実施します。

２　削除

３　削除

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１６年１０月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」と

いいます。）の規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスとみなします。

第５種総合オープン通信網サービス（タイプⅣ（プランⅡ（ＩＰアドレスを１６個付与するものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）	第５種総合オープン通信網サービス（タイプⅣ（プランⅢに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）
第５種総合オープン通信網サービス（タイプⅣ（プランⅡ（ＩＰアドレスを３２個付与するものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）	第５種総合オープン通信網サービス（タイプⅣ（プランⅣに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）
第５種総合オープン通信網サービス（タイプⅣ（プランⅡ（ＩＰアドレスを６４個付与するものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）	第５種総合オープン通信網サービス（タイプⅣ（プランⅤに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）
第５種総合オープン通信網サービス（タイプⅦプランⅡ（ＩＰアドレスを１６個付与するものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）	第５種総合オープン通信網サービス（タイプⅦ（プランⅢに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款中にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１６年１０月１８日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１６年１１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１６年１１月１０日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１６年１２月１日から実施します。

２　削除

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１６年１２月２０日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１６年１２月２１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１６年１２月２２日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１７年２月９日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１７年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

４　この改正料金表実施の際、現に、当社イーサネット通信サービス契約約款の規定により当社と下表の左欄のイーサネット通信サービスに係る契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の料金表の規定により当社と下表右欄の総合オープン通信網サービスに係る契約を締結しているものとみなします。

第２種イーサネット通信サービス（第７種総合オープン通信網サービスに係る電気通信回線と相互に接続するもの（イーサネットアクセス回線を利用するものに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）	第７種総合オープン通信網サービス（ＬＡＮ型（イーサネット回線を使用して行うものに限ります。）のものに限ります。）

５　この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

６　この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１７年４月２５日から実施します。

２　削除

３　この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１７年５月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１７年５月１８日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１７年５月２０日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１７年８月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１７年８月２３日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１７年８月２５日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１７年９月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１７年１０月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１７年１０月５日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成１７年１１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１７年１１月１０日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１７年１１月２０日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１８年１月１日から実施します。

２　削除

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１８年３月２７日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１８年４月２５日から実施します。

２　削除

３　削除

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１８年６月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１８年６月１９日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正約款は、平成１８年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１８年８月１日から実施します。

２　削除

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１８年１０月５日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１８年１１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正料金表は、平成１９年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正料金表実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１９年４月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）

４　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成１９年７月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）

４　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附

則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１９年８月２０日から実施します。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成１９年９月２０日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成１９年１１月１日から実施します。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成１９年１１月１３日から実施します。

ただし、料金表第２（付加機能利用料）２（１）ケ欄の備考（テ）及び（ト）に係る改正規定は、平成２０年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成１９年１２月１０日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２０年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）
１　この改正規定は、平成２０年２月１６日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）
１　この改正規定は、平成２０年３月２８日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）
１　この改正規定は、平成２０年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
この改正規定は、平成２０年１２月２５日から実施します。

附　則

（実施期日）
この改正規定は、平成２１年４月１日から実施します。

附　則

（実施期日）
この改正規定は、平成２１年７月１日から実施します。

附 則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２１年１０月１日から実施します。
２　削除

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成２１年１１月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成２１年１２月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成２２年２月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２２年３月１４日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２２年４月１日から実施します。
　ただし、第１種総合オープン通信網サービス（タイプⅣのものに限ります。）に係る規定及びセキュリティサービス（プラン７、プラン８及びプラン９のものに限ります。）に係る規定については、当社が別に定める日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、当社のコンピュータ通信網サービス契約約款の規定により締結しているコンピュータ通信網サービスに係る契約（当社が別に定めるものに限ります。）は、コンピュータ通信網サービス契約者との協議により定めた日（この改正規定実施日以降の日に限ります。）において、この約款の相当する規定により締結した総合オープン通信網契約に移行したものとします。
３　この改正規定実施の際現に、当社のコンピュータ通信網サービス契約約款の規定により提供しているコンピュータ通信網サービスの付加機能は、前項で定めた日において、次表を含むこの約款の相当する規定により提供する総合オープン通信網サービスの付加機能に移行したものとします。
（１）付加機能利用料
　料金額

区　　分		単　　位	料金額
ア　ユーザドメイン機能	総合オープン通信網契約者が所有するドメイン名（サブドメイン名（そのドメイン名を更に階層構造的に細かく分割するために、その総合オープン通信網契約者がそのドメイン名に付加した名称をいいます。）を含みます。以下同じとします。）を当社の取扱所交換設備に登録することによって、そのドメイン名に係るデータを利用することができるようにする機能	１ドメインごとに	税抜価格 10,000 円
	備考　１　本機能において登録することのできるドメイン名の数は１に限ります。 ２　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		
イ　ユーザドメインメール機能	ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わる電子メール機能などを、そのドメイン名により利用することができる機能	アドレスごとに	税抜価格 100 円
	備考　１　本機能は、ユーザードメイン機能を提供している契約者に限り提供します。 ２　本機能により付与される１メールアドレスにおいて利用することができるメール蓄積装置の容量は、２０MBytesまでとします。 ３　料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 ４　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		

ウ　ユーザドメインホームページ機能	ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わるホームページを使用して総合オープン通信網サービス取扱所に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行うことができる機能を、そのドメイン名により利用することができる機能	１アカウントごとに	税抜価格 250 円
	備考	１　本機能は、ユーザードメイン機能を提供している契約者に限り提供します。 ２　本機能により１のホームページのアカウント（以下「ホームページアカウント」といいます。）がホームページオーナーアカウントとして付与されます。 ３　本機能により付与される１ホームページオーナーアカウントにおいて利用することができる情報蓄積装置の容量は、２０MBytesまでとします。 ４　総合オープン通信網契約者は、ホームページオーナーアカウントの変更、 ホームページアカウントの数の変更その他本機能の利用内容の変更の請求を行うことができます。 ５　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している情報の公開を停止し、又は消去することがあります。 ６　当社は、違法な態様、公序良俗に反する態様又は別記６に定める禁止事項に抵触する態様で本機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。 ７　当社は、この６の規定により現に蓄積している情報の公開の停止をされた総合オープン通信網契約者が、なおその事実を解消しないときは、本機能の廃止を行うことがあります。 ８　この５から７までの規定により現に蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又は本機能の廃止を行う場合は、当社はあらかじめそのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。 ９　当社は、総合オープン通信網契約者が一定期間情報を蓄積していないときは、本機能を廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。 10　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害(この５から７までの規定及び９の規定により現に蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又は本機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。 11　料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 12　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	

<table>
<tr><td rowspan="2">エ　ユーザドメインメーリングリスト機能</td><td>ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わる仮想メールアドレス（その総合オープン通信網契約者があらかじめ当社の取扱所交換設備に登録したメール着信先の一覧（以下「メーリングリスト」といいます。）に対して当社が割当てたメールアドレスをいいます。以下この欄において同じとします。）宛に送られたメールを、その仮想メールアドレスに対応するメーリングリストに係る着信者に配信する機能などを、そのドメイン名により利用することができる機能</td><td>１リストごとに</td><td>税抜価格
800 円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">１　本機能は、ユーザードメインメール機能を提供している契約者に限り提供します。
２　当社は、１のメーリングリストに対して１の仮想メールアドレスを割当てます。
３　本機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、１のメーリングリストについて５０MBytesまでとします。
４　メーリングリストに係る着信先登録及び変更は、当社が別に定める方法により行っていただきます。
５　料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。
６　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">オ　ユーザドメインホームページ追加機能</td><td>ユーザードメインホームページ機能により付加されたホームページオーナーアカウントの階層下にホームページアカウントを追加する機能</td><td>１アカウントごとに</td><td>税抜価格
250 円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">１　本機能は、ユーザードメインホームページ機能を提供している契約者に限り提供します。
２　料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。
３　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

カ　メールアドレス追加機能	ユーザードメインメール機能により付与されたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能	１アドレスごとに	税抜価格 100 円
	備考	１　本機能は、ユーザードメインメール機能を提供している契約者に限り提供します。 ２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更をすることがあります。この場合 には、当社は、あらかじめそのことを総合オープン通信網契約者にお知らせします。 ３　料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 ４　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	
キ　メールボックス容量変更機能	ユーザードメインメール機能又はメールアドレス追加機能により付与されたメール蓄積装置の容量を変更できる機能	５MBytesごとに	税抜価格 50 円
	備考	１　本機能は、ユーザードメインメール機能を提供している契約者に限り提供します。 ２　１のメールアドレスごとに5MBytes単位で最大５００MBytesまでメール蓄積装置の容量を変更することができます。 ３　料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 ４　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	
ク　ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能又はユーザードメインホームページ追加機能により付与された情報蓄積装置の容量を変更することができる機能	５MBytesごとに	税抜価格 100円
	備考	１　本機能は、ユーザードメインホームページ機能を提供している契約者に限り提供します。 ２　１のホームページアカウントごとに５MBytes単位で最大１GBytesまで情報蓄積装置の容量を変更することができます。 ３　料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 ４　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	

ケ　メーリングリスト容量変更機能	ユーザードメインメーリングリスト機能により付与されたメール蓄積装置の容量を変更することができる機能	５０MBytesごとに	税抜価格 800 円
	備考 １　本機能は、ユーザードメインメーリングリスト機能を提供している契約者に限り提供します。 ２　１のメーリングリストごとに５０MBytes単位で最大２００MBytesまでメール蓄積装置の容量を変更することができます。 ３　料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 ４　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		
コ　メールウィルスチェック機能	総合オープン通信網契約者が、あらかじめ指定するドメイン名に係るメールアドレスを使用して送信又は受信する電子メールにコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、その総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した内容に応じて、そのコンピュータウイルスの削除等を行うことができる機能		
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数（サブドメイン名を利用している場合は、それに係るメールアドレスの数を含みます。以下この欄において同じとします。）が10個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 2,000 円
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10個を超えて50個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 2,000円に、10個を超える10個ごとに税抜価格2,000円を加算した額
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が50個を超えて60個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 10,400 円
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が60個を超えて100個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 10,400円に、60個を超える10個ごとに税抜価格1,400円

			を加算した額
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が100個を超えて200個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格30,000 円
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が200個を超えて1,000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格30,000円に、200個を超える100個ごとに税抜価格14,000円を加算した額
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が1,000個を超えて2,000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格232,000 円
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が2,000個を超えて10,000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格232,000円に、税抜価格2,000個を超える1,000個ごとに税抜価格90,000円を加算した額
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10,000個を超えて11,000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格1,045,000 円
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が11,000個を超えるもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格1,045,000円に、11,000個を超える1,000個ごとに税抜価格47,000円を加算した額

	備考	１　当社は、１のドメイン名につき、１の本機能を提供します。 ２　本機能は、次のドメイン名に限り提供します。 （１）ユーザードメインメール機能において利用されるドメイン名 （２）本機能の提供を受けるために必要な設定を行うことができるメール蓄積装置で、当社の総合オープン通信網サービス取扱所に設置するもの以外のものに登録されたドメイン名 ３　本機能において、総合オープン通信網契約者があらかじめ指定することのできる内容は、当社が別に定めるところによります。 ４　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。 ５　料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 ６　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		
サリレーメール機能	総合オープン通信網契約者が、あらかじめ指定するドメイン名にインターネットを介して送信されてくる電子メールを、その総合オープン通信網契約者が指定したメール蓄積装置（以下「指定メール蓄積装置」といいます。）に代わって当社のメール中継装置において受信し、それを指定メール蓄積装置に転送する機能		１ドメインごとに月額	税抜価格 5,000円
	備考	１　当社は、１のドメイン名につき、１の本機能を提供します。 ２　当社は、メール中継装置が対象電子メールを受信した時刻（メール中継装置に記録された時刻とします。）から起算して１２０時間に限り、当社が別に定める条件に従って当該対象電子メールの指定メール蓄積装置への転送を試みるものとし、当該対象電子メールを指定メール蓄積装置へ転送した時点又は当該時間が満了した時点のいずれか早く到来した時点をもって当該対象電子メールを破棄します。 ３　２の規定にかかわらず、当社は、メール中継装置が転送した対象電子メールが指定メール蓄積装置に到達することを確認及び保証するものではなく、万一、対象電子メールを指定メール蓄積装置に転送できなかった場合であって、そのことを当社が了知したときは、その旨を当該対象電子メールの送信元アドレス（以下この欄において「送信メールアドレス」といいます。）に電子メールで１回送信し、当該対象電子メールを直ちに破棄します。 ４　当社は、２、３で規定するほか、対象電子メールの保管を一切行いません。 ５　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。 ６　料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 ７　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。			

シ　セカンダリメール機能	総合オープン通信網契約者のメール蓄積装置にインターネットを介して送信されてくる電子メールの一時保存をすることができる機能	―	―
	備考	１　当社は、１のドメイン名につき、１の本機能を提供します。 ２　当社は、総合オープン通信網契約者のメール蓄積装置に故障、不具合等が発生した場合に限り、その総合オープン通信契約者のメール蓄積装置に送信された電子メールを受信します。 ３　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。 ４　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	
ス　ＵＲＬフィルタリング機能	総合オープン通信網契約者が、ＵＲＬ（インターネット上に接続されている特定のファイルの場所を指定する文字列をいいます。）に係るカテゴリの情報（以下、「有害サイト」といいます。）をあらかじめ指定することにより、その有害サイトへの接続を行った場合に、その総合オープン通信網契約者があらかじめ指定した内容に応じて、有害サイトへの接続を遮断することのできる機能をいいます。		
	利用可能なアカウントの数が50個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 45,000 円
	利用可能なアカウントの数が50個を超えて100個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 55,000 円
	利用可能なアカウントの数が100個を超えて200個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 65,000 円
	利用可能なアカウントの数が200個を超えて300個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 75,000 円
	利用可能なアカウントの数が300個を超えて400個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 84,500 円
	利用可能なアカウントの数が400個を超えて500個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 94,000 円
	利用可能なアカウントの数が500個を超えて600個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 103,000 円
	利用可能なアカウントの数が600個を超えて700個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 112,000 円
	利用可能なアカウントの数が700個を超えて800個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 120,000 円
	利用可能なアカウントの数が800個を超えて900個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 127,000 円
	利用可能なアカウントの数が900個を超えて1000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 133,000 円

利用可能なアカウントの数が1000個を超えて1500個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 173,000 円
利用可能なアカウントの数が1500個を超えて2000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 210,000 円
利用可能なアカウントの数が2000個を超えて3000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 283,000 円
利用可能なアカウントの数が3000個を超えて4000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 352,000 円
利用可能なアカウントの数が4000個を超えて5000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 425,000 円
利用可能なアカウントの数が5000個を超えるもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 425,000 円に5000個を超える1000個ごとに税抜価格81,000円を加算した額
備考	１　当社は１の加入契約回線につき、１の本機能を提供します。 ２　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、当社は責任を負いません。 ３　料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 ４　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		

セ　Ｗｅｂウィルスチェック機能	総合オープン通信網契約者がホームページ等を閲覧の際、そのホームページ等にコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）が含まれている場合に、そのコンピュータウイルスの削除等を行うことのできる機能をいいます。		
	利用可能なアカウントの数が50個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 35,000 円
	利用可能なアカウントの数が50個を超えて100個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 43,000 円
	利用可能なアカウントの数が100個を超えて200個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 52,000 円
	利用可能なアカウントの数が200個を超えて300個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 60,000 円
	利用可能なアカウントの数が300個を超えて400個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 67,000 円
	利用可能なアカウントの数が400個を超えて500個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 73,500 円
	利用可能なアカウントの数が500個を超えて600個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 79,500 円
	利用可能なアカウントの数が600個を超えて700個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 84,000 円
	利用可能なアカウントの数が700個を超えて800個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 88,000 円
	利用可能なアカウントの数が800個を超えて900個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 90,500 円
	利用可能なアカウントの数が900個を超えて1000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 92,500 円
	利用可能なアカウントの数が1000個を超えて1500個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 114,000 円
	利用可能なアカウントの数が1500個を超えて2000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 135,000 円
	利用可能なアカウントの数が2000個を超えて3000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 186,000 円
	利用可能なアカウントの数が3000個を超えて4000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 239,000 円
	利用可能なアカウントの数が4000個を超えて5000個までのもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 292,000 円
	利用可能なアカウントの数が5000個を超えるもの	１の本機能ごとに月額	税抜価格 292,000 円に5000個を超える1000個ごとに税

			抜価格52,000円を加算した額
	備考	１　当社は、１の加入契約回線につき、１の本機能を提供します。 ２　当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、当社に故意又は重過失がない限り、責任を負いません。 ３　料金表通則の規定にかかわらず、本機能に係る付加機能利用料の日割は行いません。 ４　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		

（２）付加機能に係る工事費

区　　分		単　　位	工事費の額（税抜価格）
ユーザードメイン機能	下記以外の場合	1の工事ごとに	5,000円
	変更又は追加の場合	1の工事ごとに	3,000円
ユーザードメインメール機能		1の工事ごとに	3,000円
ユーザードメインホームページ機能		1の工事ごとに	3,000円
ユーザードメインメーリングリスト機能	下記以外の場合	1の工事ごとに	3,000円
	変更の場合	1の工事ごとに	500円
メールアドレス追加機能		1の工事ごとに	150円
メールボックス容量変更機能		1の工事ごとに	150円
ホームページ容量変更機能		1の工事ごとに	150円
メーリングリスト容量変更機能		1の工事ごとに	150円
メールウイルスチェック機能	下記以外の場合	1の機能ごとに	3,000円
	メールアドレス数の変更の場合	1の機能ごとに	150円
リレーメール機能に係る工事		1の工事ごとに	3,000 円
セカンダリメール機能に係る工事		1の工事ごとに	3,000 円
ＵＲＬフィルタリング機能に係る工事	下記以外の場合	1の機能ごとに	30,000 円
	サーバ設定の変更の場合	1の工事ごとに	3,000 円
	アカウント数の変更の場合	1の工事ごとに	150 円
Ｗｅｂウイルスチェック機能に係る工事	下記以外の場合	1の機能ごとに	30,000 円
	サーバ設定の変更の場合	1の工事ごとに	3,000 円
	アカウント数の変更の場合	1の工事ごとに	150 円

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２２年４月１２日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２２年４月２０日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２２年４月２３日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２２年４月２８日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２２年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２２年７月１２日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２２年８月１日から実施します。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２２年１０月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成２３年８月３１日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、総合オープン通信網契約者は、別記19の（２）の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に規定する支払証明書発行料の支払いを要しません。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２３年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

この改正規定は、平成２３年３月１５日から実施します。

附　則

（実施時期）

この改正規定は、平成２３年３月３１日から実施します。

附　則

（実施時期）

この改正規定は、平成２３年４月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２３年４月２１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２３年６月３０日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２３年７月１日から実施します。

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の第１種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の第１種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約に移行したものとします。

第１種総合オープン通信網サービス タイプⅡ（ベストエフォート）	第１種総合オープン通信網サービス タイプⅡ（１００Ｍベストエフォート）
第１種総合オープン通信網サービス タイプⅣ（ベストエフォート）	第１種総合オープン通信網サービス タイプⅣ（１Ｇベストエフォート）

３　この改正規定実施の際現に、当社のコンピュータ通信網サービス契約約款に規定する下表の左欄のコンピュータ通信網サービスに係るコンピュータ通信網契約は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスに係

る総合オープン通信網契約に移行したものとします。

<table>
<tr>
<td>旧第５区域第１種契約に係るコンピュータ通信網サービス（下表に定める品目等のものに限ります。）
<table>
<tr><td colspan="2">品目</td><td>イーサネット方式のもの（対称型のものに限ります。）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通信の態様による細目</td><td>ＩＰアドレス数による区別</td><td>コース２のもの</td></tr>
<tr><td>回線収容部による区別</td><td>共用型（プラン２）のもの</td></tr>
<tr><td>加入契約回線インタフェースの区別</td><td>1000BASE-SXのもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">料金の適用方法による細目</td><td>タイプ１のもの</td></tr>
</table>
</td>
<td>第１種総合オープン通信網サービス
タイプⅡ（１Ｇベストエフォート）</td>
</tr>
</table>

４　削除

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２３年７月１３日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２３年７月２５日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の第１種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の第１種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約に移行したものとします。

第１種総合オープン通信網サービス	第１種総合オープン通信網サービス

タイプⅣ	タイプⅣ・プランⅠ

3　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の基本機能に移行したものとします。

セキュリティサービス・プラン7 ・ファイアウォール機能 ・不正侵入防御機能 ・ワーム対策機能 ・P2P抑止機能 ・セキュリティ監視機能	セキュリティ機能 ・ファイアウォール機能 ・不正侵入防御機能 ・ワーム対策機能 ・P2P抑止機能 ・セキュリティ監視機能

4　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の付加機能に移行したものとします。

セキュリティサービス ウイルス対策機能	セキュリティサービス プロキシ型ウイルス対策機能
セキュリティサービス URLフィルタリング機能	セキュリティサービス プロキシ型URLフィルタリング機能

5　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

1　この改正規定は、平成２３年９月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

1　この改正規定は、平成２３年１０月３日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

1　この改正規定は、平成２３年１２月６日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２４年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２４年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下この附則において「改正前約款」といいます。）に規定する第１２種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約は、この改正規定実施の日において、当社のａｕひかりビジネスサービス契約約款（以下この附則において「移行先約款」といいます。）に規定する一般ａｕひかりビジネスサービス（タイプⅡのものに限ります。以下この附則において同じとします。）に係る一般ａｕひかりビジネス契約に移行したものとします。

３　この附則の２の場合において、その一般ａｕひかりビジネスサービスに係る最低利用期間は、移行先約款の規定にかかわらず、改正前約款の規定により、当社がその第１２種総合オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。

４　この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、移行先約款にこれに相当する規定があるときは、移行先約款の規定に基づき行ったものとみなします。

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２４年６月１８日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２４年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２４年７月２３日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２４年９月２１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２４年１０月１日から実施します。
（経過措置）
２　当社の他の契約約款において、当該他の契約約款に定める契約（以下この附則において「移行前契約」といいます。）の契約者が、この改正規定実施の日をもって第１種総合オープン通信網サービス（タイプⅡのものに限ります。）又は第７種総合オープン通信網サービス（タイプⅠ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）に係る総合オープン通信網契約に移行したものとする規定がある場合、移行前契約は、この改正規定実施の日をもって、当該総合オープン通信網契約に移行したものとします。この場合において、当該移行に関する条件等は、当該他の契約約款に定めるところによります。
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成２４年１１月２６日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２４年１２月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２５年１月１日から実施します。
（平成２３年７月１日付附則の改正）

２　平成２３年７月１日付附則第４項を削除します。

附　則

（実施時期）

この改正規定は、平成２５年２月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２６年３月１日から実施します。

（附則の改正等）

２　次表の左欄に定める規定について、右欄に定める取扱いを行います。

平成１２年４月４日付附則第２項及び第３項	削除します。
平成１２年１０月１日付附則 第４項の表中、（１）廃止前約款がＩＰルーティングサービス契約約款のもののうち、（２）廃止前約款の規定により締結している契約が次のもの タイプⅠに係るγ契約、タイプⅠに係る臨時γ契約、タイプⅡに係るγ契約（１００Ｍｂ／ｓの品目に係るものに限ります。）、タイプⅡに係る臨時γ契約（１００Ｍｂ／ｓの品目に係るものに限ります。）及びδ契約	削除します。
第４項の表中、（１）廃止前約款がサーバホスティングサービス契約約款のもの	削除します。
第８項第１号から第12号	削除します。
第８項第13号の表の備考欄（ア）	次のとおりに改めます。 （ア）本機能は、当社が別に定める日以前に総合オープン通信網サービスを利用している一般第４種総合オープン通信網契約者（タイプⅠ（コースⅢ、コースⅤ又はコースⅥのものに限ります。）又はタイプⅡ（コースⅠのものに限ります。）のものに限ります。）に限り提供します。
平成１３年１月１日付附則第３項	削除します。
平成１３年４月２３日付附則	ただし書きを削ります。

<table>
<tr><td>平成１３年７月２５日付附則
第２項の表</td><td>次のとおりに改めます。<table><tr><td>タイプⅢに係る第７種総合オープン通信網サービス</td><td>タイプⅠに係る第７種総合オープン通信網サービス</td></tr><tr><td>タイプⅣに係る第７種総合オープン通信網サービス</td><td>タイプⅡに係る第７種総合オープン通信網サービス</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>第３項及び第４項</td><td>削除します。</td></tr>
<tr><td>平成１３年１２月１日付附則第２項</td><td>削除します。</td></tr>
<tr><td>平成１５年１月１日付附則第１項</td><td>ただし書きを削ります。</td></tr>
<tr><td>平成１６年５月１日付附則第２項の表</td><td>その左欄が「第７種総合オープン通信網サービス・タイプⅢ」及び「第10種総合オープン通信網サービス」のものを削ります。</td></tr>
<tr><td>平成１８年４月２５日付附則第２項及び第３項</td><td>削除します。</td></tr>
</table>

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２６年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２６年６月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２６年７月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２６年７月２０日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定にかかわらず、この改正規定実施の際現に提供している付加機能（料金表

第２（付加機能利用料）２（料金額）（１）ナ（ウェブメールサービス）に定めるものに限ります。）の取扱い（付加機能利用料の変更に係る部分に限ります。）については、平成２６年７月３１日までの間、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２６年１０月１日から実施します。
（附則の改正等）
２　平成１３年７月２５日付附則第２項の表について、その左欄が「タイプⅣに係る第７種総合オープン通信網サービス」のものを削ります。
３　平成１５年４月１日付附則第２項の表について、その左欄が「第７種総合オープン通信網サービス　タイプⅡ」のものを削ります。
４　平成１６年５月１日付附則第２項の表について、その左欄が「第７種総合オープン通信網サービス・タイプⅡ」のものを削ります。
（料金等の支払いに関する経過措置）
５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２６年１１月１日から実施します。
２　削除

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２７年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２７年２月２０日から実施します。
（経過措置）
２　削除
３　削除
４　削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
１　この改正規定は、平成２７年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　削除
３　削除
（附則の改正）
４　平成１７年４月２５日付附則第２項を「削除」に改めます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２７年５月１日から実施します。
２　削除
３　削除
４　削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２７年５月３１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２７年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成２７年８月１８日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、平成２７年９月２４日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２７年１０月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２７年１１月１日から実施します。

２　削除

３　削除

（経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２８年２月１日から実施します。

（附則の改正）

２　次表の左欄に定める規定について、右欄に定める取扱いを行います。

規　　定	取　扱　い
平成１０年１０月２１日付附則 第２項	「削除」に改めます。
平成１１年１２月１日付附則 第２項 第３項及び第４項	「削除」に改めます。 削ります。
平成１２年６月１日付附則 第２項 第３項から第５項	「削除」に改めます。 削ります。
平成１２年１０月１日付附則 第４項の表の「インターネットゲートウェイサービス契約約款」欄及び「国内専用サービス契約約款」欄	削ります。
平成１６年９月１５日付附則 第２項 第３項から第６項	「削除」に改めます。 削ります。
平成１６年１２月１日付附則 第２項 第３項から第７項	「削除」に改めます。 削ります。
平成１８年１月１日付附則 第２項 第３項から第７項	「削除」に改めます。 削ります。
平成１８年８月１日付附則 第２項	「削除」に改めます。

第３項から第７項	削ります。
平成２１年１０月１日付附則 第２項 第３項及び第６項	 「削除」に改めます。 削ります。
平成２３年７月１日付附則 第７項及び第８項	 削ります。
平成２５年１月１日付附則 第３項	 削ります。
平成２６年３月１日付附則 第２項の表中「平成１８年１月１日付附則」欄 第５項	 削ります。 削ります。
平成２６年１１月１日付附則 第２項 第３項及び第４項	 「削除」に改めます。 削ります。
平成２７年１１月１日付附則 第２項及び第３項	 「削除」に改めます。
附則別表	削ります。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２８年２月２６日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２８年２月２９日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　削除

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２８年４月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２８年５月２１日から実施します。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２８年７月１日から実施します。

２　削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２８年８月２４日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２８年９月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２８年１０月３日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２８年１１月１日から実施します。

（附則の改正）

２　次表左欄の規定について、次表右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成１２年４月２１日付附則第２項	「削除」に改めます。
平成１２年７月１日付附則 第２項 　表の左欄が「タイプⅠに係る一般第４種総合オープン通信網サービス」の行	削ります。
平成１２年９月１日付附則 第１項ただし書きの規定	削ります。

第２項	「削除」に改めます。
平成１２年１０月１日付附則 第１項 第５項 　表の左欄が「ＩＰルーティングサービス契約約款」の行 第７項及び第８項	 「ただし、電子メール容量追加サービス、ホームページ公開サービスに関する規定については、当社が別に定める日から実施します。」に改めます。 削ります。 「削除」に改めます。
平成１３年１月１日付附則 第１項ただし書きの規定	 「ただし、一般第４種総合オープン通信網サービス（タイプⅡ（コースⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に関する規定については、当社が別に定める日から実施します。」に改めます。
平成１３年４月１日付附則 第１項ただし書きの規定 第６項及び第７項	 削ります。 「削除」に改めます。
平成１３年９月８日付附則（その第２項の題名が経過措置のものに限ります。） 平成１３年９月８日付附則（その第２項の題名が契約に関する経過措置のものに限ります。） 　左の表が「ローミングサービスⅠ」及び「ローミングサービスⅡ」の行 第３項及び第４項	「平成１３年９月７日までに総合オープン通信網サービスの提供を開始した一般第４種総合オープン通信網契約者（タイプⅡ（コースⅡのものに限ります。）のものに限ります。）、第９種総合オープン通信網契約者から当該総合オープン通信網契約の解除の申出があったときは、その申出のあった日の属する料金月の末日までの間、当該総合オープン通信網サービスの提供は継続するものとして取り扱います。」に改めます。 削ります。 「削除」に改めます。
平成１３年１０月１日付附則第２項	「削除」に改めます。
平成１４年５月１日付附則第２項	「削除」に改めます。
平成１４年６月１日付附則第２項	「削除」に改めます。
平成１４年１２月１１日付附則 ただし書きの規定	 削ります。
平成１５年１月１日付附則第２項	「削除」に改めます。
平成１５年３月１日付附則	

第２項	「この改正規定実施の日から平成１６年４月３０日までの間において、第９種総合オープン通信網契約（タイプⅡ（コースⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをしたもの」に改めます。
第３項	「この改正規定実施の日から平成１６年４月３０日までの間において、第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）、第81条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）又は料金表の規定により第９種総合オープン通信網サービス（タイプⅡ（コースⅠのものに限ります。）のものに限ります。）への種類等の変更（タイプの変更を含みます。以下この附則において同じとします。）の請求をし、その承諾を受けた一般第４種総合オープン通信網契約者又は第９種総合オープン通信網契約者（タイプⅠのものに限ります。）」に改めます。
平成１５年４月１日付附則第３項	「当社とＩＰ電話サービスに係る契約を締結していた第９種総合オープン通信網契約者（タイプⅠ又はコースⅡのものを除きます。）又は第15種総合オープン通信網契約者に限ります。）」に改めます。
平成１５年５月１日付附則第２項	「第47条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）若しくは第81条（総合オープン通信網サービスの種類の変更）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた総合オープン通信網契約者」に改めます。
平成１５年６月１日付附則第２項	「削除」に改めます。
平成１６年１月３０日付ただし書きの規定	削ります。
平成１６年２月２０日付附則 第２項	「削除」に改めます。
平成１６年３月１日付附則第２項	「削除」に改めます。
平成１６年４月１日付附則 第２項から第６項まで	「削除」に改めます。
平成１６年５月１日付附則 第３項 表の左欄 「一般第４種総合オープン通信網サービス」 「タイプⅢ・プランⅠ」の行 「タイプⅢ・プランⅡ」の行 「タイプⅢ・プランⅢ」の行	 削ります。 削ります。 削ります。

「特定第４種総合オープン通信網サービス」の行	削ります。
「第５種総合オープン通信網サービス」の行	削ります。
「第６種総合オープン通信網サービス」の行	削ります。
「第１３種総合オープン通信網サービス」	
「タイプⅠ・コースⅠ」の行	削ります。
「タイプⅠ・コースⅡ」の行	削ります。
「タイプⅡ」の行	削ります。
「第１６種総合オープン通信網サービス」の行	削ります。
「ローミングサービス」の行	削ります。
第５項及び第６項	「削除」に改めます。
平成１９年１月１日付附則第２項	「削除」に改めます。
平成２６年３月１日付附則 第２項	
第７項の表	削ります。
第８項第14号の表の備考欄（ア）の規定	削ります。
第８項第16号（表の部分を除きます。）	削ります。
平成２７年５月１日付附則 第２項から第４項まで	「削除」に改めます。
平成２８年７月１日付附則第２項	「削除」に改めます。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２９年１月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２９年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下この附則において「旧約款」といいます。）の規定により当社が提供している付帯サービス（次表左欄の端末設備の提供に係るのものに限ります。）は、この改正規定実施の日において、次表右欄の付帯サービス（次表右欄の端末設備の提供に係るのものに限ります。以下この附則にお

いて「旧付帯サービス」といいます。）に移行したものとします。

端末設備（音声通信アダプタ（TTC2M型のもの に限ります。）のものに限ります。） 16ｃｈのもの 30ｃｈのもの	旧端末設備（旧音声通信アダプタ（旧TTC2M型のものとします。)のものとします。） 旧16ｃｈのもの 旧30ｃｈのもの

３　前項の規定により提供する旧附帯サービスの提供条件は、次に掲げるものを除き、なお従前のとおりとします。

（１）　旧端末設備に係る料金

ア　適用

旧端末設備に係る料金の適用については、料金表第５（付帯サービスに関する料金等）４（端末設備に係る料金）（１）適用に定めるとおりとします。

イ　料金額

（ア）　旧音声通信アダプタに係る月額利用料

区　　分	単　　位	料　金　額 （税抜価格）
（i）旧TTC2M型(16ｃｈ)のもの	１装置ごとに月額	61,000円
（ii）旧TTC2M型(30ｃｈ)のもの	１装置ごとに月額	84,300円

（イ）　旧音声通信アダプタに係る賠償金

区　　分	単　　位	料　金　額 （税抜価格）
（i）旧TTC2M型(16ｃｈ)のもの	１装置ごとに	600,000円
（ii）旧TTC2M型(30ｃｈ)のもの	１装置ごとに	900,000円

（２）　旧端末設備の工事等に関する料金等

ア　適用

旧端末設備の工事等の適用については、料金表第５（付帯サービスに関する料金等）５（端末設備の工事等に関する料金等）（１）適用に定めるとおりとします。

イ　料金等の額

（ア）　旧音声通信アダプタ等に係る工事費の額

①　基本工事費

区　　分	単　　位	工事費の額 （税抜価格）
旧音声通信アダプタに係る基本工事費	１工事ごとに	8,000円

②　付加工事費

区　　分	単　　位	工事費の額 （税抜価格）
旧音声通信アダプタに係る付加工事費 旧TTC2M型(16ｃｈ／ 30ｃｈ)のもの		
（i）　利用の開始に関する工事費	１装置ごとに	80,000円
（ii）　移転、増設又は番号	１装置ごとに	37,000円

変換サービスの利用の開始若しくは設定変更に関する工事費 （iii）　撤去又は設定変更に関する工事費	１装置ごとに	17,000円

（最低利用期間に関する経過措置）

４ 第２項の規定により第２項の表の左欄に定める附帯サービスから移行した旧附帯サービスについて、この約款の規定にかかわらず、旧附帯サービスに係る旧音声通信アダプタの最低利用期間は、当該左欄に定める附帯サービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。

（附則の改正）

５　次表左欄の規定について、次表右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成１３年３月１日付附則第２項	「削除」に改めます。
平成１３年４月１日付附則 第２項及び第３項 第４項（表中の左欄が「第14種総合オープン通信網サービス　タイプⅠ」及び「第14種総合オープン通信網サービス　タイプⅡ」の行） 第５項	 「削除」に改めます。 削ります。 「削除」に改めます。
平成１３年１０月１日付附則第１項ただし書中「及び第14種総合オープン通信網サービスの８Ｍｂ／ｓに関する部分」	削ります。
平成１３年１１月１日付附則第１項ただし書	削ります。
平成１５年３月１日付附則第２項及び第３項中「（第14種総合オープン通信網サービスにあっては、協定事業者の契約約款等に規定するＤＳＬ等接続専用サービスに係る他社接続回線の部分に係るものを除きます。）」	削ります。
平成１５年５月１日付附則第２項中「当社がその第14種総合オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して３０日の間に当該総合オープン通信網契約の解除の申出をしたとき又は」及び「又は当該総合オープン通信網サービスの種類の変更をした日までの間における第14種総合オープン通信網サービスに係る基本利用料（定額利用料に限ります。）」	削ります。
平成１５年７月１日付附則第２項	「削除」に改めます。
平成１５年１０月１日付附則第２項	「削除」に改めます。
平成１５年１１月７日付附則第１項ただし	削ります。

書の規定	
平成１６年２月２０日付附則第３項から第５項	削ります。
平成１６年５月１日付附則第２項 表中の左欄が「第14種総合オープン通信網サービス・タイプⅠ」の行	削ります。
平成２７年４月１日付附則第２項及び第３項	「削除」に改めます。
平成２８年１１月１日付附則第２項 表中の左欄が「平成１６年２月２０日付附則」の行の左欄 表中の左欄が「平成１６年２月２０日付附則」の行の右欄 表中の左欄が「平成１６年５月１日付附則」の行の左欄中「「第１４種総合オープン通信網サービス」」から「「タイプⅣ」の行」までの部分並びに同行の右欄中の当該部分に応答する部分 表中の左欄が「平成２７年４月１日付附則３項」の行	「第２項及び第３項」とあるのは「第２項」に改めるとともに「第４項」及び第５項」を削ります。 「「削除」に改めます。」に改めます。 削ります。 削ります。

（料金等の支払いに関する経過措置）

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２９年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２９年９月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成２９年１０月３０日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成２９年１２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成３０年１月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年２月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年５月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年１０月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、平成３０年１２月５日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成３１年１月１日から実施します。

（附則の改正）

２　平成２８年２月１日付附則第２項の左欄が「平成１３年４月１日付附則」の部分を削ります。

３　削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成３１年１月２９日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する第５種総合オープン通信網サービスにおける通信プロトコルは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する第５種総合オープン通信網サービスに係る「

ＰＰＰｏＥ接続型」に名称を変更したものとみなします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成３１年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、平成３１年４月１日から実施します。

（附則の改正）

２　次表左欄の規定について、次表右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成３１年１月１日付附則第３項	「削除」に改めます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和元年５月２０日から実施します。

附　則

（実施時期）

この改正規定は、令和元年５月２２日から実施します。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和元年６月２８日から実施します。

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の第５種総合オープン通信網サービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の第５種総合オープン通信網サービスに変更したものとみなします。

改正前					改正後			
コースⅠ	タイプⅠ	プランⅠ		ＰＰＰｏＥ接続型	コースⅠ	タイプⅠ	プランⅠ	
		プランⅡ		ＰＰＰｏＥ接続型			プランⅡ	
	タイプⅡ	プランⅠ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型		タイプⅡ	プランⅠ	通常利用型
		プランⅠ	音声通信限定利用型	ＰＰＰｏＥ接続型			プランⅠ	音声通信限定利用型
		プランⅠ	特定通信限定利用型	ＰＰＰｏＥ接続型			プランⅠ	特定通信限定利用型
		プランⅡ		ＰＰＰｏＥ接続型			プランⅡ	通常利用型
		プランⅢ		ＰＰＰｏＥ接続型			プランⅢ	通常利用型
	タイプⅣ	プランⅠ	音声通信限定利用型	ＰＰＰｏＥ接続型		タイプⅣ	プランⅠ	音声通信限定利用型

	プランⅠ	特定通信限定利用型	
	プランⅡ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅢ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅣ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅤ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
タイプⅤ	プラン０	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅠ	特定通信限定利用型	
	プランⅡ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
タイプⅥ	プラン０	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅠ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅡ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅢ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅣ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型

	プランⅠ	特定通信限定利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅡ		ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅢ		ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅣ		ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅤ		ＰＰＰｏＥ接続型
タイプⅤ	プラン０		ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅠ	特定通信限定利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅡ		ＰＰＰｏＥ接続型
タイプⅥ	プラン０		ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅠ		ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅡ		ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅢ		ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅣ		ＰＰＰｏＥ接続型

				プランⅤ	ＰＰＰｏＥ接続型
				プラン０	ＰＰＰｏＥ接続型
				プランⅠ	ＰＰＰｏＥ接続型
				プランⅠ	ＰＰＰｏＥ接続型
				プランⅡ	ＰＰＰｏＥ接続型
				プランⅢ	ＰＰＰｏＥ接続型
				プラン０	ＩＰｏＥ接続型
				プランⅡ	ＩＰｏＥ接続型
				プラン０	ＩＰｏＥ接続型
				プランⅡ	ＩＰｏＥ接続型
				プランⅢ	ＩＰｏＥ接続型
				プランⅠ	ＰＰＰｏＥ接続型
				プランⅠ	ＰＰＰｏＥ接続型

				プランⅤ	通常利用型
				プラン０	通常利用型
				プランⅠ	音声通信限定利用型
				プランⅠ	特定通信限定利用型
				プランⅡ	通常利用型
				プランⅢ	通常利用型
				プラン０	通常利用型
				プランⅡ	通常利用型
				プラン０	通常利用型
				プランⅡ	通常利用型
				プランⅢ	通常利用型
				プランⅠ	通常利用型
				プランⅠ	音声通信限定利用型

				プランⅤ	ＰＰＰｏＥ接続型
				プラン０	ＰＰＰｏＥ接続型
			音声通信限定利用型	プランⅠ	ＰＰＰｏＥ接続型
			特定通信限定利用型	プランⅠ	ＰＰＰｏＥ接続型
				プランⅡ	ＰＰＰｏＥ接続型
				プランⅢ	ＰＰＰｏＥ接続型
	タイプⅤ			プラン０	ＩＰｏＥ接続型
				プランⅡ	ＩＰｏＥ接続型
	タイプⅦ			プラン０	ＩＰｏＥ接続型
				プランⅡ	ＩＰｏＥ接続型
				プランⅢ	ＩＰｏＥ接続型
コースⅡ	タイプⅡ		通常利用型	プランⅠ	ＰＰＰｏＥ接続型
			音声通信限定利用型	プランⅠ	ＰＰＰｏＥ接続型

	プランⅠ	特定通信限定利用型	ＰＰＰｏＥ接続型	
	プランⅡ		ＰＰＰｏＥ接続型	
	プランⅢ		ＰＰＰｏＥ接続型	
タイプⅣ	プランⅠ	音声通信限定利用型	ＰＰＰｏＥ接続型	
	プランⅠ	特定通信限定利用型	ＰＰＰｏＥ接続型	
	プランⅡ		ＰＰＰｏＥ接続型	
	プランⅢ		ＰＰＰｏＥ接続型	
	プランⅣ		ＰＰＰｏＥ接続型	
	プランⅤ		ＰＰＰｏＥ接続型	
タイプⅥ	プラン０		ＰＰＰｏＥ接続型	
	プランⅠ		ＰＰＰｏＥ接続型	
	プランⅡ		ＰＰＰｏＥ接続型	
	プランⅢ		ＰＰＰｏＥ接続型	

	プランⅠ	特定通信限定利用型	
	プランⅡ	通常利用型	
	プランⅢ	通常利用型	
タイプⅣ	プランⅠ	音声通信限定利用型	
	プランⅠ	特定通信限定利用型	
	プランⅡ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅢ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅣ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅤ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
タイプⅥ	プラン０	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅠ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅡ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅢ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型

	プランⅣ		ＰＰＰｏＥ接続型		プランⅣ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅤ		ＰＰＰｏＥ接続型		プランⅤ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
タイプⅦ	プランＯ		ＰＰＰｏＥ接続型	タイプⅦ	プランＯ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅠ	音声通信限定利用型	ＰＰＰｏＥ接続型		プランⅠ	音声通信限定利用型	
	プランⅠ	特定通信限定利用型	ＰＰＰｏＥ接続型		プランⅠ	特定通信限定利用型	
	プランⅡ		ＰＰＰｏＥ接続型		プランⅡ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
	プランⅢ		ＰＰＰｏＥ接続型		プランⅢ	通常利用型	ＰＰＰｏＥ接続型
タイプⅦ	プランＯ		ＩＰｏＥ接続型		プランＯ	通常利用型	ＩＰｏＥ接続型
	プランⅠ		ＩＰｏＥ接続型		プランⅠ	通常利用型	ＩＰｏＥ接続型
	プランⅡ		ＩＰｏＥ接続型		プランⅡ	通常利用型	ＩＰｏＥ接続型
	プランⅢ		ＩＰｏＥ接続型		プランⅢ	通常利用型	ＩＰｏＥ接続型

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年１０月１日から実施します。

（附則の改正）

２　平成２８年２月２９日付附則第２項、第３項及び第４項を「削除」に改めます。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

この改正規定は、令和２年１月１日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、令和２年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和２年３月２６日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、令和２年４月１日から実施します。

（附則の改正）

２　次表左欄の規定について、次表右欄に定める取扱いを行います。

規定	取扱い
平成２７年２月２０日付附則 第２項 第３項 第４項	 「削除」に改めます。 「削除」に改めます。 「削除」に改めます。
平成２８年１１月１日付附則第２項に定める規定欄中「平成２７年２月２０日付附則第４項」の部分	削ります。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（契約に関する経過措置）

４　この改正規定実施の際現に、次表の左欄に定める当社のａｕひかりビジネスサービス（以下「旧ａｕひかりビジネスサービス」といいます。）に係るａｕひかりビジネスサービス契約（以下「旧ａｕひかりビジネスサービス契約」といいます。）は、この改正規定実

施の日において、次表の右欄に定める総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約に移行したものとみなしたものとします。

旧ａｕひかりビジネスサービス契約 一般ａｕひかりビジネスサービス タイプⅠ及びタイプⅢ	第１種総合オープン通信網契約 第１種総合オープン通信網サービス　タイプⅠａ

（取扱所交換設備に関する経過措置）

５　この約款実施の際現に、旧ａｕひかりビジネスサービス契約約款の規定により提供している取扱所交換設備は、この約款実施の日において、附則第２項の規定により、それぞれこの約款の規定により提供する取扱所交換設備に移行したものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

６　この約款実施前に、旧ａｕひかりビジネスサービス契約約款の規定により生じた料金その他の債務に係る債権については、附則第２項の規定により、この約款実施の日において、総合オープン通信網契約が旧ａｕひかりビジネスサービス契約から引き継ぐものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取扱います。

７　附則２項（契約に関する経過措置）及び第３項（取扱所交換設備に関する経過措置）までの規定により、この約款実施前から継続して提供されることとなる電気通信サービスの料金のうち、この約款実施の日を含む料金月を単位として計算される、基本利用料、付加機能料及びその他旧ａｕひかりビジネスサービスに係る料金並びに総合オープン通信網サービスに係る料金については、旧ａｕひかりビジネスサービスと当社が提供する総合オープン通信網サービスとを合わせて旧ａｕひかりビジネスサービス契約約款に規定する料金を適用するものとします。

（前受金に関する経過措置）

８　この約款実施前に、旧ａｕひかりビジネスサービス契約約款の規定により預け入れた前受金については、附則第２項の規定により、この約款実施の日において、総合オープン通信網サービス契約が旧ａｕひかりビジネスサービス契約から引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

９　この約款実施前に、旧ａｕひかりビジネスサービス契約約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いついては、附則第２項の規定により、この約款実施の日において、総合オープン通信網サービス契約が旧ａｕひかりビジネスサービス契約から引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（継続利用に係る料金等の控除の取扱い）

10　この約款実施前に、旧ａｕひかりビジネスサービス契約約款の規定により継続利用に係る料金等の控除の取扱いを受けている旧ａｕひかりビジネスサービス契約は、附則第２項の規定により、この約款実施の日において、総合オープン通信網サービス契約が旧ａｕひかりビジネスサービス契約からその取扱いを引き継ぐものとし、旧ａｕひかりビジネスサービス契約約款に規定していた継続利用期間の満了月の前料金月までにその取扱いの廃止があった場合、その取扱いについては、なお従前のとおりとします

（この約款実施前に行った手続きの効力等）

11　この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約に対し旧ａｕひかりビジネスサービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供する総合オープン通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供している

ものとします。

12　この約款実施の際現に、総合オープン通信網サービス契約が旧ａｕひかりビジネスサービス契約約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供する総合オープン通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和２年９月２８日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、令和２年１０月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和２年１１月４日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、令和２年１２月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）

この改正規定は、令和２年１２月２４日から実施します。

附　則

（実施期日）

１　この改正規定は、令和３年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の第５種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網サービス契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の第５種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網サービス契約に移行したものとみなします。

ただし、この改正規定実施の日の前日までに、下表の左蘭のサービスを利用する契約者から特段の請求があったときは、この限りでありません。

第５種総合オープン通信網サービス タイプⅣ タイプⅥ Ｂフレッツ　ビジネスのもの	第５種総合オープン通信網サービス タイプⅦ ２００Ｍｂ／ｓ（フレッツ　光ネクスト　ファミリー・ハイスピードタイプ）のもの タイプⅥ １Ｇｂ／ｓ　プラン５（フレッツ　光ネクスト　ビジネスタイプ）のもの

３　この改正規定実施の際現に、改正前約款に規定する下表の左欄の第５種総合オープン通信網サービスに係るタイプⅣのプランは、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する下表の右欄の第５種総合オープン通信網サービスに係るタイプⅦのプランに移行したものとみなします。

第５種総合オープン通信網サービス	第５種総合オープン通信網サービス
タイプⅣ	タイプⅦ
プランⅠ	プランⅠ
プランⅡ	プランⅡ
プランⅢ	プランⅢ
プランⅣ	プランⅣ
プランⅤ	プランⅤ

４　第３項の場合において、第５種総合オープン通信網サービスに係るタイプⅦのプランⅣ及びプランⅤの基本利用料は、下表に定めるとおりとします。

ア　コースⅠに係るもの

（ア）タイプⅦのもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格）
プランⅣ	通常利用型	１８，８００円
プランⅤ	通常利用型	１８，８００円

イ　コースⅡに係るもの

（ア）端末回線に係る部分以外の部分

①タイプⅦのもの

定額利用料　　１ユーザＩＤごとに月額

区　　分		料　　金　　額 （税抜価格）
プランⅣ	通常利用型	２０，３００円
プランⅤ	通常利用型	２０，３００円

（料金等の支払いに関する経過措置）

５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
この改正規定は、令和３年３月２３日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、令和３年７月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、令和３年９月２日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和３年９月２９日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和３年１０月１日から実施します。
（附則の改正）
２　次表左欄の規定を次表右欄のとおりとします。

平成２３年７月１日付附則第２項左蘭が「第１種総合オープン通信網サービス　タイプⅢ（ベストエフォート）」の行	削ります。

（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、令和３年１１月１９日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和４年４月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）

１　この改正規定は、令和４年１０月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年１月１日から実施します。ただし、第49条第３項の規定は、令和５年２月１日から効力を有するものとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年１月４日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年２月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年２月１５日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年２月２８日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年３月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年３月２９日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年４月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、令和５年７月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年８月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年１月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年２月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施期日）
この改正規定は、令和６年３月４日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年４月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年９月２日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった総合オープン通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、令和６年９月９日から実施します。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年１２月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった総合オープン通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和７年２月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった総合オープン通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
１　この改正規定は、令和７年２月１４日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった総合オープン通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年４月１日から実施します。

（サービスのタイプに関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の第５種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網サービス契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の第５種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網サービス契約に移行したものとみなします。

ただし、この改正規定実施の日の前日までに、下表の左欄のサービスを利用する契約者から特段の請求があったときは、この限りでありません。

第５種総合オープン通信網サービス タイプⅤ １００Ｍｂ／ｓのⅡ－２型（フレッツ光ライト　マンションタイプ）のもの １００Ｍｂ／ｓのカテゴリー３－２（フレッツ光ライト　マンションタイプ）のもの タイプⅦ １００Ｍｂ／ｓのⅡ－２型（フレッツ光ライト　マンションタイプ）のもの １００Ｍｂ／ｓのプラン５－２型（フレッツ光ライト　ファミリータイプ）のもの	第５種総合オープン通信網サービス タイプⅤ １００Ｍｂ／ｓのⅡ－１型（フレッツ光ネクスト　マンションタイプ）のもの １００Ｍｂ／ｓのカテゴリー３－１（フレッツ光ネクスト　マンションタイプ）のもの タイプⅥ １００Ｍｂ／ｓのⅡ－１型のプラン３－１（フレッツ　光ネクスト　ファミリータイプ）のもの １００Ｍｂ／ｓのプラン５－１（フレッツ　光ネクスト　ファミリータイプ）のもの

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった総合オープン通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。